

南箕輪村第4次総合計画 基本構想・後期基本計画



平成23年7月

ごあいさつ

本村は、平成19年(2007)3月に「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」を将来像とし、平成27年度(2015)までの10年間の村の指針として、南箕輪村第4次総合計画を制定しました。

この間、「人が元気」なむらづくり、「自然優先」のむらづくり、「自立・協働」のむらづくりを基本理念とし、国の財政危機、行政改革と地方分権の推進、情報化社会の進展、少子高齢化の進行、また、かつてない世界不況を背景とした極めて厳しい社会経済情勢の中、地域の皆様と共に総合計画に掲げる将来像実現に向け、各分野にわたる事業を推進してきたところでございます。



村では、持続可能な活力あるむらづくりを推進するため、第2期の「南箕輪村むらづくり委員会」を設置し、本計画をはじめとする各種の計画等を村民の目線で検討していただき、貴重なご提案をいただきました。

今回策定しました、南箕輪村第4次総合計画後期基本計画は、第2期のむらづくり委員会において、前期基本計画を検証・検討していただいた答申をもとに、「人が元気」「自然優先」「自立・協働」の基本理念のもと、平成23年度(2010)から平成27年度(5年間)までに、子どもから高齢者まで一人ひとりが輝く、個性的で魅力的な村を目指し、村民の皆様と行政が良きパートナーとして、共に協力して進めていくむらづくりの方向について、具体的な施策を見直したものです。

地方自治体を取巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、将来像実現の道は容易なことではありません。しかし、村民の皆様と行政の協働によるむらづくりが確実に進んでおり、必ずや実現できるものと確信をしています。

特に、「日本一の子育て村」を基本とした、「福祉教育の充実、活力と元気を育む村づくり」「安心・安全なむらづくり」「生活優先のむらづくり」に加え、「共生のむらづくり」は、私が目指す最重点施策として、さらに推進してまいりたいと考えておりますので、村民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、慎重なご審議を賜りましたむらづくり委員会の皆様や、貴重なご意見、ご提案をいただきました村民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成23年 7月

南箕輪村長 唐 木 一 直

目次

contents

序章

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の役割	1
1-3 計画作成の進め方	2
1-4 計画の構成と期間	3

基本構想

第1章 むらづくりの基本理念	4
第2章 平成27(2015)年 南箕輪村の将来像	5
第3章 数値目標	6
第4章 施策の大綱	9
第5章 南箕輪村づく出しプロジェクト(戦略プロジェクト)	11
5-1 子どもすくすくプロジェクト	12
5-2 村民いきいきプロジェクト	12
5-3 地域コミュニティ再生プロジェクト	12
5-4 自然環境プロジェクト	13
5-5 「南箕輪ブランド」創造プロジェクト	13

基本計画

第1章 心豊かな人づくりのむら	14
1 学校教育	14
2 社会教育	19
3 社会体育	23
4 地域文化	27
第2章 互いに支えあう、健やかなむら	31
1 保健・医療	31
2 社会保障	36
3 地域福祉	39
4 高齢者福祉	42
5 障がい福祉	47
6 児童福祉	50
7 母子・父子福祉	53
8 次世代の育成	55
第3章 力を合わせ、未来を拓くむら	58
1 住民自治	58
2 住民参画	61
3 広報・広聴、情報・通信	63
4 行財政運営	66
5 税制	69
6 防犯・防災・消防・救急	71

第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら	75
1 自然・生活環境	75
2 土地利用	81
3 道路・交通	84
4 河川・利水	88
5 住宅・公園・緑地	92
6 公害防止	96
第5章 活気に満ちたにぎわいのむら	98
1 農林業	98
2 工業	105
3 商業・サービス業	108
4 観光・リクリエーション	110
5 交流・グリーンツーリズム	113
6 勤労者対策	116
7 ブランド・創造	118
第6章 ずく出しプロジェクト	121
1 子どもすくすくプロジェクト	121
2 村民いきいきプロジェクト	122
3 地域コミュニティ再生プロジェクト	124
4 自然環境プロジェクト	125
5 「南箕輪ブランド」創造プロジェクト	127

資料

資料	128
----------	-----

序 章

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 - 1 計画の目的

約40年間続いた成長・安定成長時代からバブル時代、そしてバブルの崩壊とそれに続く長いデフレ不況期を経て、わが国は豊かな成熟時代¹に向けた変革期にあります。

物から心への生活価値観の転換、生活の質の追求、女性の社会進出、自然志向と環境問題への関心の高まり、ボランティア社会への移行など、成熟時代の多彩で豊かな生活・文化が求められる一方、地球温暖化など環境問題の深刻化、国際化の急速な進行と国内産業の空洞化、不況の長期化と国の財政危機、少子高齢化の進行と人口減少時代への移行、年金・国保・介護保険など社会保障制度の危機、行財政改革と地方分権の推進など、わが国はかつてない転換期を迎えています。

本村は平成8(1996)年4月に南箕輪村第3次総合計画を定め、「健やかに伸びる緑の郷土 みなみみのわ」を将来像としてむらづくりを進め、基本的なインフラの整備や企業誘致、大芝高原の整備、教育環境の整備、NPO法人南箕輪わくわくクラブの立ち上げ、男女共同参画都市宣言など、多くの成果をあげてきました。

しかし、厳しい国の財政状況の下で、自立したむらづくりを進めるためには、思い切った行財政改革と適切な受益者負担と役割分担に基づいた住民と行政の協働、各分野での地域の活性化等、成熟時代にふさわしい住民生活・文化の実現に向けた戦略的な取り組みが必要です。

この新しい時代の変革期に、むらづくりを進めていくための指針となる新たな総合計画を策定します。

1 - 2 計画の役割

この計画は、南箕輪村の今後10年間の進むべき方向と基本施策、重点施策を明らかにするもので、その役割は次のとおりです。

- (1) 村民・各種法人・団体にとって
「村民等と行政の協働(パートナーシップ)によるむらづくり」への共通目標・行動指針となるもので、検証を行いながら実現を図る目標となるものです。
- (2) 村政にとって
将来像を実現するためのむらづくりの基本方針や基本施策を明確にし、本村の総合的・計画的な自治体経営の指針となるものです。
- (3) 国・県・広域圏にとって
村の立場と役割を明らかにし、国・県・広域圏の事業との調整・連携のための指針となるものです。

¹ 成熟時代：人々がそれぞれの個性や価値観に応じた多様な生活ができる時代

1 - 3 計画作成の進め方

この計画は、次のような方針のもとに作成しました。

(1) 村民と行政の協働による計画づくり

村民主体の計画づくり

村民アンケート、小中高校生アンケート、むらづくり委員会で検討・提案など

職員による計画づくり

ワーキンググループ等による検討、各課調査票による施策・事業の検討など

(2) 時代の変化に的確に対応できる計画づくり

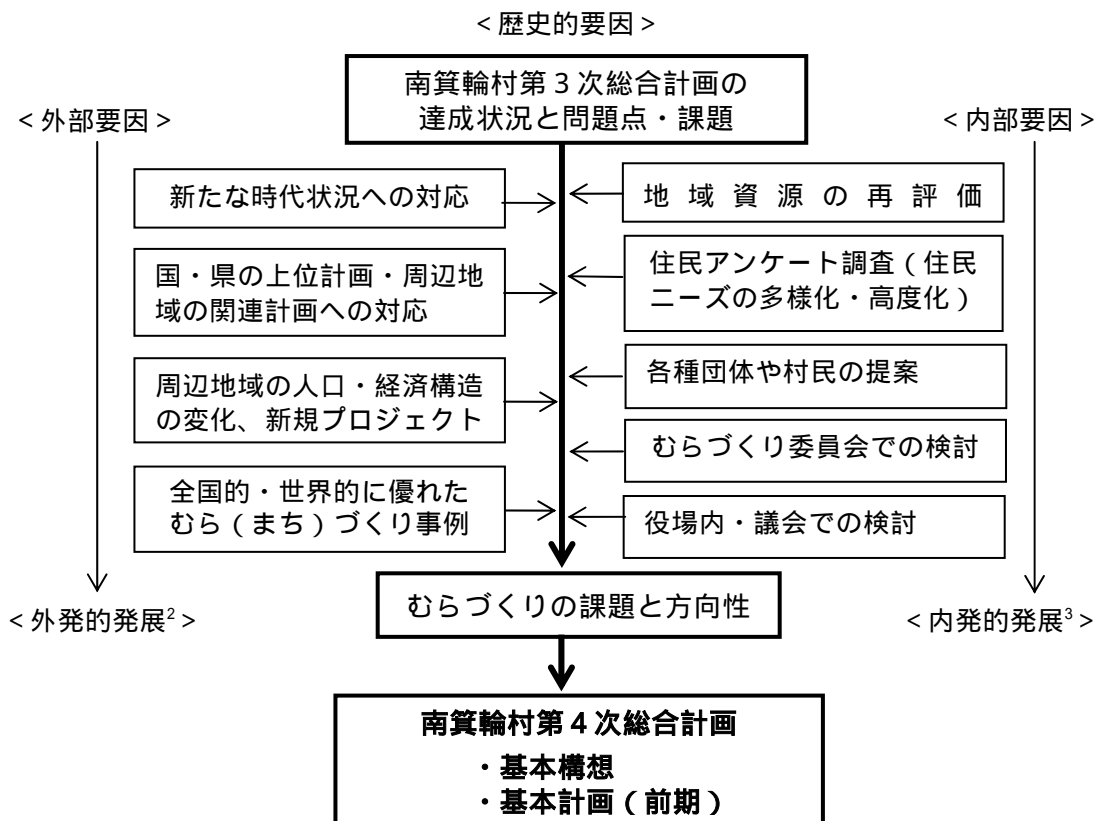
時代状況の把握と将来予測作業、優れた取り組み事例の調査など

(3) 前計画の達成状況と課題を踏まえた計画づくり

各課・担当への計画達成状況調査とヒアリング調査

計画策定は次の図に沿って進めました。

南箕輪村第4次総合計画策定の作業の流れ



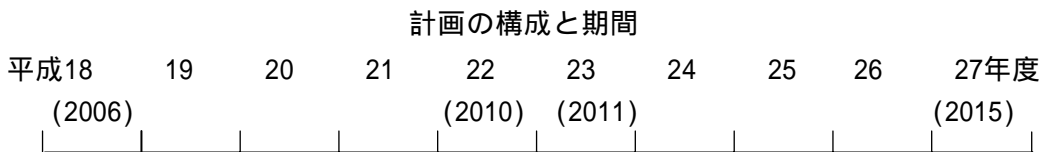
² 外発的発展：外部から企業を誘致するなど、転入者や観光客を増やすなどして、地域発展を進めようとする発展様式

³ 内発的発展：地域の資源や文化を活かした起業化を進めるなど、地域主導で発展しようとする発展様式

1 - 4 計画の構成と期間

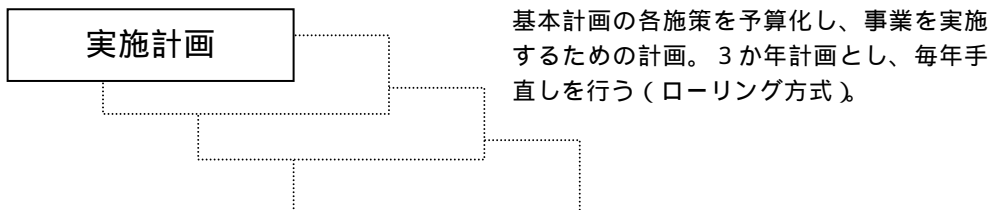
この計画は、基本構想と基本計画からなっています。その構成と期間は次のとおりです。

- (1) 基本構想 平成 18(2006)年度～平成 27(2015)年度
- (2) 基本計画 前期 平成 18(2006)年度～平成 22(2010)年度
後期 平成23(2011)年度～平成27(2015)年度



基本構想 (平成18～27年度)	
むらづくりの基本理念、村の将来像、数値目標、施策の大綱、南箕輪ずく出しプロジェクト、土地利用構想などを明らかにし、基本計画を方向づける構想	
むらづくりの基本理念 村の将来像 数値目標 施策の大綱	南箕輪ずく出しプロジェクト 土地利用構想

前期基本計画 (平成18～22年度)	後期基本計画 (平成23～27年度)
基本構想を実現するために、部門ごとに、現状と課題、基本目標、基本施策を明らかにし、実施計画に基本方針を与える計画	



基本構想

第1章 むらづくりの基本理念

地球規模の環境変動、国際的な社会・経済の動きが地域に直接影響を及ぼす時代の到来、少子・高齢化の進行と総人口の減少、高度情報社会への移行、多様な価値観・ニーズに対する生活・文化・消費の拡大、ボランティア社会への移行、地方分権の進展、国の財政悪化と構造改革など、現在、わが国はこれまで経験したことのない大きな転換期を迎えています。

そのような中で本村は、次の3つの基本理念（基本精神）のもとに将来像を定め、むらづくりを進めます。

1 「人が元気」なむらづくり

人口増を続けてきた本村でも、少子高齢化は確実に進んでおり、わが国全体では人口減少時代へ移行しています。

このような時代に活力のある村を持続させていくために、若い人たちが安心して働き、地域で活動し、次代の村を担う子どもたちが地域で元気に育つ村を目指すとともに、心身の健康づくりと豊かな人間性の創造を図り、村民一人ひとりがいきいきと活躍する、「人が元気」なむらづくりを進めます。

2 「自然優先」のむらづくり

美しい田園地帯や大芝高原の緑をはじめ、村の豊かな自然は大切な宝（地域資源）であり、私たちの暮らしに潤いを与え、土砂災害などの防止を図ってくれています。しかし、一方で自然との調和を欠く開発や農地・里山の荒廃もみられます。

私たちみんなの財産である自然を保全するとともに、遊休農地の有効活用や環境保全の役割も併せ持つ農業の振興、観光・レクリエーションへの活用など、「自然優先」のむらづくりを進めます。

3 「自立・協働」のむらづくり

近年、村の行政サービスは多様化・高度化の一途をたどってきましたが、国の財政危機に伴い、地方交付税の削減など村の財政は大きな影響を受けています。また、農業・商業などの地域産業や企業とそこに働く人々から生まれる税収は、住みよいむらづくりに欠くことができないものであり、若者の定住にもつながります。

地方分権が進展する中で、村もそこに暮らす村民も共に自立し、情報の共有や村の行財政改革を進めながら協働してむらづくりを進めていくとともに、村の宝（地域資源）を活かした新商品開発や観光など新たな産業の育成と誘致を図るなど、「自立・協働」のむらづくりを進めます。

第2章 平成27(2015)年 南箕輪村の将来像

本村は、関東圏と中部圏の中間に位置する伊那ハイテクバレーの一角を占め、農林業を基盤としながら、信州大学農学部やハイテク産業、沿道立地型商業の誘致、積極的な住宅地開発、大芝高原の観光・レクリエーション開発、中央自動車道伊那インターチェンジ周辺の開発などを積極的に進め、県下の村で唯一、人口増加を続けるという、パランスの取れた、積極的・先進的なむらづくりを進めてきました。

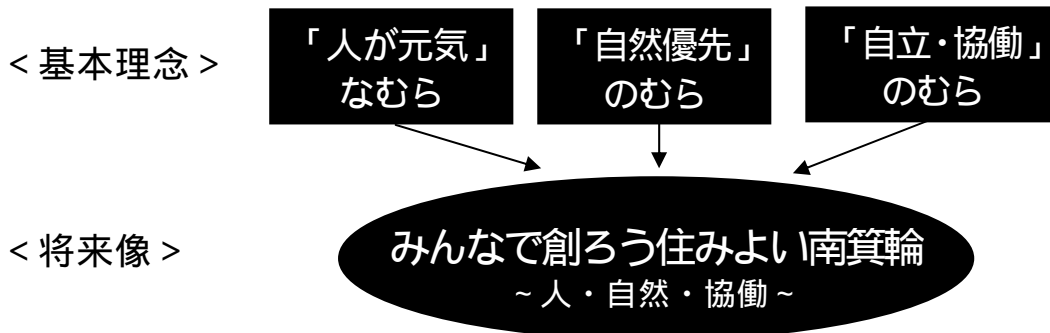
この10年間は、「健やかに伸びる緑の郷土 みなみみのわ」を将来像とし、文化・スポーツ活動やボランティア活動などの活発なむらづくりを進めるとともに、下水道の整備や子育て支援、高齢者福祉の充実など、住みよい快適なむらづくりを進めてきましたが、わが国が人口減少時代を迎え、社会・経済構造が大きく変わり、地方分権が進む中で、自立へ向けて、改革を進めながら大きく歩み出すことになりました。

「人が元気」「自然優先」「自立・協働」の基本理念のもとに、子どもから高齢者まで一人ひとりが輝く、個性的で魅力的な村を目指して、本村の10年後の将来像を「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」とし、住民と行政が知恵と力を出し合い、共に協力してむらづくりを進めます。

みんなで創ろう住みよい南箕輪

～人・自然・協働～

- 1 心豊かな人づくりのむら（子育て・教育・文化）
- 2 互いに支えあう、健やかなむら（健康・福祉）
- 3 力を合わせ、未来を拓くむら（自治・協働）
- 4 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら（生活・環境）
- 5 活気に満ちたにぎわいのむら（産業・交流）



第3章 数値目標

1 目標人口

(1) 予測

本村の人口は増加が続き、国勢調査による平成 12(2000)年の総人口は 13,404 人⁴です。順調に人口増加が続いてきた本村ですが、平成 12 年以降、住民基本台帳による人口の伸びは鈍化しています。

コーホート変化率法による推計では、目標年度の平成 27(2015)年の人口は 14,723 人程度になると予想されます。

(2) 目標人口

無秩序な宅地開発を防ぎつつ魅力ある住みよいむらづくりを進めていくこととし、平成27(2015)年度の目標人口を14,700人と設定します。

平成27(2015)年度の目標人口：14,700人

人口の目標

(人)

年度	最終実績値	推定値		目標値
	平成16年 (2004)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成27年 (2015)
人口				
総人口	14,147 (100.0%)	14,547 (100.0%)	14,723 (100.0%)	14,700 (100.0%)
年少人口 (0~14歳)	2,313 (16.3%)	2,327 (16.0%)	2,241 (15.2%)	2,240 (15.2%)
生産年齢人口 (15~64歳)	9,433 (66.7%)	9,383 (64.5%)	9,235 (62.7%)	9,230 (62.8%)
老年人口 (65歳以上)	2,401 (17.0%)	2,837 (19.5%)	3,247 (22.1%)	3,230 (22.0%)

推定値は、住民基本台帳人口平成11~16年の1歳階級別のセンサス変化率を用いたコーホート法による値である。

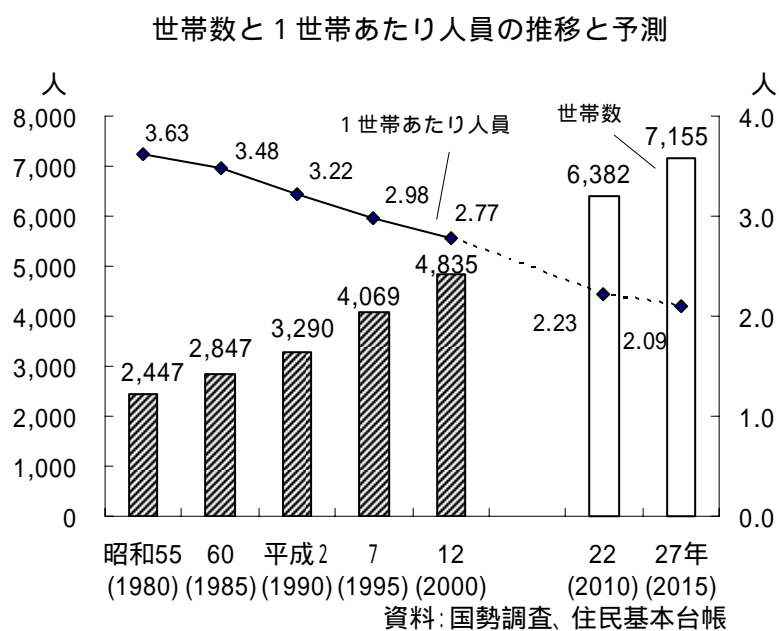
⁴ 平成 17 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計(総人口)は、14,031 人となっています。

2 世帯数

(1) 予測

平成12(2000)年の世帯数は4,835世帯⁵で、1世帯あたり人員は2.77人です。昭和55(1980)年以降、世帯数は増加し、1世帯あたり人員は減少してきています。

このままの傾向が続くとすると、本計画の目標年度である平成27(2015)年の世帯数は7,155世帯、1世帯あたり人員は2.09人と予測されます。



平成2年から12年にかけての回帰予測にて推計。

(2) 目標世帯数

平成27(2015)年の目標人口14,700人の場合の世帯数を、7,155世帯(2.09人/世帯)と設定します。

世帯数の目標

年度	実績値		目標値
	平成7(1995)年	平成12(2000)年	平成27(2015)年
世帯数	4,069 世帯	4,835 世帯	7,155 世帯
1世帯あたり人員	2.98人	2.77人	2.09人

* 目標年の世帯数は、次のように算出した。目標年の世帯数 = 推計世帯数 + (目標人口 - 推計人口) / 推計1世帯あたり人員数

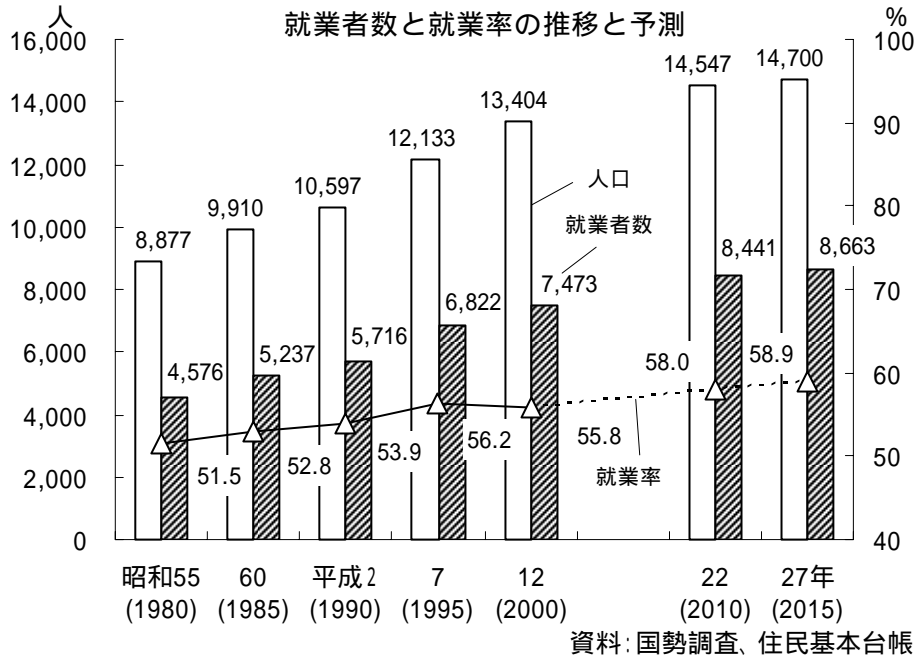
⁵ 平成17年4月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録の総世帯数は、5,200世帯となっています。

3 就業者数

(1) 予測

平成12(2000)年の就業者数は7,473人で、就業率は55.8%です。

就業者数は増加し続けていますが、就業率は平成7年から平成12年にかけて、やや低下しています。これまでの傾向が続くとすると、本計画の目標年度の平成27(2015)年の就業者数は8,663人程度、就業率は58.9%程度と予測されます。



(2) 目標就業者数

平成27(2015)年の目標人口を14,700人としたときの就業者数を、次のとおり設定します。

就業者数の目標

	実績値		目標値
	平成7(1995)年	平成12(2000)年	平成27(2015)年
人口	12,133	13,404	14,700
就業率	56.2	55.8	58.9
就業者数	6,822 (100.0%)	7,473 (100.0%)	8,663 (100.0%)
第1次産業	716 (10.5%)	583 (7.8%)	319 (3.7%)
第2次産業	3,130 (45.9%)	3,560 (47.6%)	4,191 (48.4%)
第3次産業	2,974 (43.6%)	3,327 (44.5%)	4,153 (47.9%)

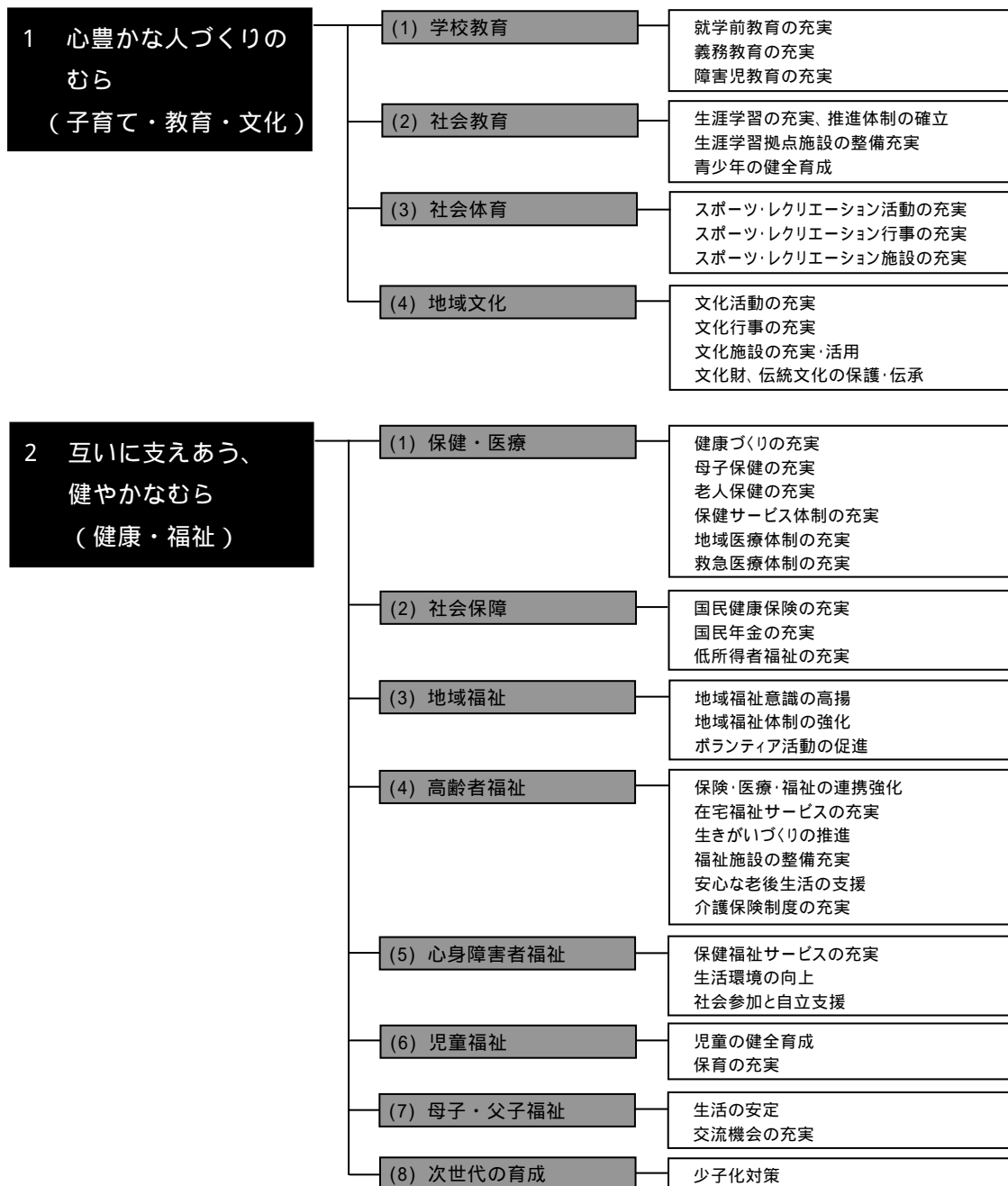
* 推計就業者数 = (目標人口) × (最小二乗法による回帰予測による就業者数の割合)
 産業別就業者数 = (推計就業者数) × (最小二乗法による回帰予測による産業別就業者数の割合)
 * 分類不能者がいるため産業別就業者数を合計しても就業者数と合わない。

第4章 施策の大綱

村の将来像「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」の実現に向けて、次の5つの柱でむらづくりを進めます。

みんなで創ろう 住みよい南箕輪

～ 人・自然・協働 ～



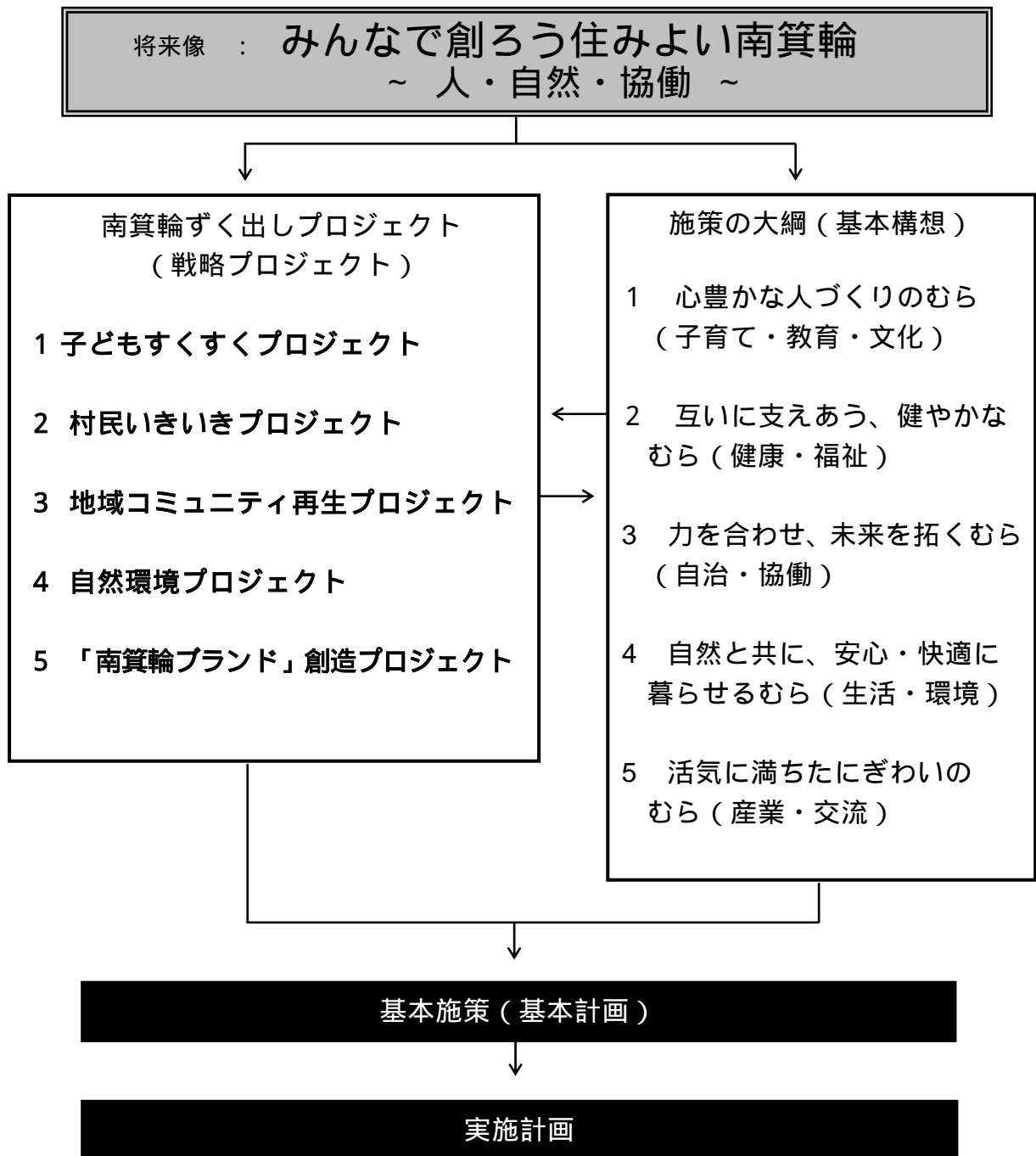


* 食農とは、生きていく上で欠くことのできない食べ物について、土作りや種まき、収穫など栽培を通じて生き物や自然にふれあうことによって、食べ物の大切さ、農業の重要性、環境を守る意義、苦しみや喜び、命の大切さなどについて体得していくことです。

第5章 南箕輪ずく出しプロジェクト(戦略プロジェクト)

村の将来像「みんなで創ろう住みよい南箕輪～人・自然・協働～」の実現に向けて、住民と行政が連携して推進体制を整備し、次の5つの「南箕輪ずく出しプロジェクト(戦略プロジェクト)」に取り組みます。

「南箕輪ずく出しプロジェクト(戦略プロジェクト)」の位置づけ



5 - 1 子どもすくすくプロジェクト

本村の将来を考え、次代を担う子どもや若者が充実した生活を送り、将来の地域の担い手に育つむらづくりが求められます。

子どもや若者が将来に希望を持ち、学ぶ意欲や楽しみを見だし、職場や社会の中で生きる力を身につけることができるよう、家庭、地域、学校等が連携し、子どもや若者の「育み」を応援します。

5 - 2 村民いきいきプロジェクト

少子高齢化社会を迎え、地域において子どもや若者が将来にわたって南箕輪に住み続け、子どもから高齢者まで、村民がこぞって健康でいきいきと活動できる地域づくりが求められます。

また、障害のある方が地域の中でいきいきと働き、生活できる環境づくりが求められます。

すべての村民が生涯にわたって健康で働き、地域活動、ボランティア活動、そしてクラブやサークル活動などに汗を流し、楽しみ、地域を担う一員として「いきいき」と活躍できるむらづくりを進めます。

5 - 3 地域コミュニティ再生プロジェクト

転入者の増加や少子化、職業の多様化と職住の分離、核家族化、生活・文化などの生活圏の広域化、ライフスタイルの多様化など村民の生活は大きく変わってきました。そのため、地域での人間関係の希薄化が進み、組外世帯が増えたり若者の地域離れが進むなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。このような中で、地域での子どもや高齢者の助け合い、そして自主防災組織の整備など、新たなコミュニティづくりが求められてきています。

「自助・共助・公助」を基本に、個人や家庭、地域や団体、行政など、それぞれが協働の力を発揮するため、地域コミュニティ組織の充実による村民主役のむらづくりを検討します。そして、大規模災害に備える地域防災活動などの地域をまもる活動、交流イベントや子どもや高齢者の居場所づくり、身近な助け合いなど、コミュニティ活性化の取り組みを進めます。

5 - 4 自然環境プロジェクト

本村ではスプロール化⁶などにより、農地や森林の減少が進んでいます。人々が暮らしていく上でかけがえのない南箕輪村の自然環境・景観は、みんなの貴重で身近な自然財産です。この財産を有効活用し、緑を保全したうるおいのある安全なむらづくり、さらに地球温暖化防止など循環型社会の形成に向けたむらづくりが求められます。

自然豊かで美しく、災害のないむらづくりに向けて、河岸段丘崖線の斜面緑地や河川沿いの緑地などの緑の保全を図り、水・緑・里山・森林が持つ力を再発見し、村民の生活・生産や自然にふれあい憩う場所として有効活用を図ります。また、住民の参加によって資源の循環再利用を促進します。

5 - 5 「南箕輪ブランド」創造プロジェクト

本村は農業を基盤としながら、大学や先端技術産業の誘致、沿道立地型商業の立地促進、観光の振興など、バランスの取れた取り組みを進めてきました。しかし、社会・経済が大きく変化した現在、生活の質の向上を求める人々のニーズに対応した、魅力ある商品の創出やブランド化が求められます。

多様な消費者のニーズに対応し、本村の風土や新技術を活かした農林業や、すばらしい頭脳と匠を持つ商工業・観光業を相互に密着させる地域産業のクラスター⁷の形成を図ります。そして、教育・福祉などを含めたネットワーク化を進め、「食」・「健康」・「食育」等に取り組めます。また本村のシンボルである大芝高原や大芝の湯などを活用した健康や体験、グリーンツーリズムなどのソフト事業の充実を図り、新たな「南箕輪ブランド」を確立し、販売と交流を促進します。

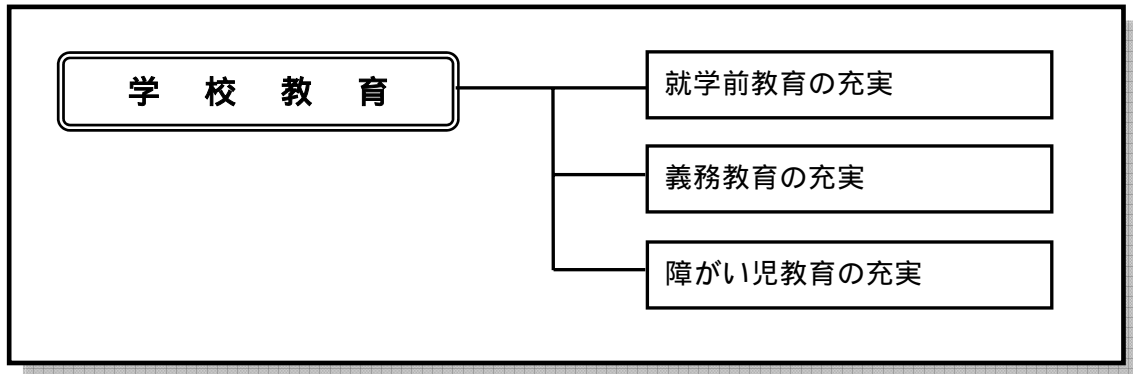
⁶ スプロール化は無秩序、無計画に住宅化が広がり、虫食い状態になっていくこと。

⁷ クラスターは花やブドウなどの房の意味で、「産業のクラスター」は産学官や金融機関などの多様な人的なネットワークにより、新技術や新商品の開発、新企業を生み出そうとするものです。

基本計画

第1章 心豊かな人づくりのむら

1 学校教育



【現 状】

市内の保育園は5園、小学校は2校、中学校は1校で、園児数・小学校児童数は横ばい傾向、中学校生徒数は増加傾向が続いています。

小中高アンケート調査結果からもわかるとおり、子どもたちの健康の悪化、体力の低下、家事や自然体験・社会体験等の不足、自分自身や社会への満足度の低さ、人生の目標の「楽しく生きる」への偏り、勉強がよくわからない子の増加等、子どもの状態は大きく変化しています。

長野県では、学校ごとの様々な教育課題に柔軟に対応し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を行い、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため「活用方法選択型教員配置事業⁸」を実施しています。

小学校では、養護職員・担任不在時の代替職員を村費による加配事業として実施しています。

中学校においても、少人数学習集団編成事業や養護職員・生徒指導担当教員等の授業負担を減らすための代替職員の加配事業を実施しています。

総合的な学習の時間には、地域を題材にしたテーマを設け、地域の良さを再発見できるように取り組んでいます。また、りんごの収穫や水稲栽培等の農業体験にも積極的に取り組んでいます。

LD（学習障がい）⁹、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）¹⁰、高機能自閉症¹¹等のある児童・生徒が近年増加傾向にあることから、特別支援教育を進めるとともに、

⁸ 活用方法選択型教員配置事業：市町村や学校現場の判断で、小学校30人規模学級編成、学習習慣形成支援、少人数学習集団編成、児童生徒適応指導、その他教育課題対応のメニューから活用方法を選択し教員の配置を行う事業。

⁹ LD（学習障がい）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す

¹⁰ ADHD（注意欠陥・多動性障がい）：年齢あるいは発達に不釣り合いな衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に障がいをきたす

¹¹ 高機能自閉症：3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がい

障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるような条件整備を進めています。小中学校校舎等老朽化した施設の計画的な整備を進めています。

増加傾向にある不登校児童生徒に対応するため、中間教室指導員や心の教室相談員等と連携を取り、不登校対策に取り組んでいます。

南箕輪中学校の耐震化、西校舎外壁塗装、パソコン教室更新、南箕輪小学校の耐震化、南校舎外壁塗装、低学年用プール補修、パソコン教室更新、南部小学校の耐震化、外階段設置、また、3校太陽光発電設置工事等国の補助事業も含めて施設整備を実施しました。

【課 題】

子育て支援体制の充実

教育環境の充実

教育内容の充実

障がいのある児童・生徒の教育の充実

【施策の目標】

子どもたちが郷土への誇りを持つとともに、未来に対して夢や希望を描き、それを実現できる力を蓄えられるよう、家庭・地域・生涯学習との連携を図りながら、楽しい授業、わかる授業、体験できる授業の充実等、特色ある学校教育を推進します。

【主要施策】

(1) 就学前教育の充実

子育て支援体制の充実

- a 広報や乳幼児健診時等を活用し、家庭の教育姿勢や地域社会における就学前教育の重要性についての啓発活動を強化・充実します。
- b 子育てグループや地域のボランティア等と連携し、異年齢及び世代間交流を兼ねた多様な学習機会の充実を図ります。
- c 外国籍幼児やその親への教育支援を推進します。
- d 村民交流支援センター「すくすくはうす」を子育て支援事業の拠点として活用します。
- e 「子育て教育支援相談室」において、子育て及び教育の一元的な支援・相談体制の充実を図ります。

家庭と保育園・幼稚園と小学校との連携強化

小学校生活に円滑に移行できるよう、子育て講座や、体験入学を行うなど、家庭と保育園・幼稚園と小学校との連携を強化します。

(2) 義務教育の充実

教育環境の整備充実

- a 「興味を持てる、わかる」授業の実現に向けて、教員の授業力と指導力の向上を図るための環境整備を進めます。また、教材、教具等の整備充実と教育研究を促

進めます。

- b 小学校・中学校の少人数学級等を推進します。
- c 学校内の安全を確保するために、不審者等に対応した安全設備の整備と不審者の制圧や避難等の体制づくりを推進します。
- d 地域ぐるみで考えた通学路等における安全を確保するための有効な手段を、継続して取り組みます。
- e 学校図書館の機能を充実させるため、朝読書の実施や読書週間・旬間、読書環境の整備のために司書や外部講師による読み聞かせ等を行います。
- f 情報教育の向上を図るため、ネットワーク、校内LAN¹²やパソコン・ソフト等を計画的に整備します。
- g 教職員の資質向上を図るため、研修機会等を充実します。

教育内容の充実

- a 基礎学力の向上を図るため、学習指導を充実します。また、音楽、美術、図工等、感性を養う教育のレベル向上を図ります。
- b 保育園、学校、村図書館、読書サークルと連携しながら読書運動を推進します。また、読書に親しみを持てるような読書イベントを開催します。
- c 健康と体力の増進を図るため、生活、食育の推進を進めます。
- d 心豊かな子どもたちの育成に向けて、人権教育・平和教育やボランティア活動等を通して、人を思いやるやさしさの形成等、心の教育を推進します。
- e 「生きる力」の育成に向けて、児童・生徒一人ひとりの個性をほめて伸ばす教育、一人ひとりが自分に自信を持てるようになる教育を推進するとともに、小学校高学年からは、将来の生活や仕事、社会生活での自立に向けた教育を推進します。
- f 「総合的な学習の時間¹³」や教科授業等を通して、きちんとあいさつができるなどの、コミュニケーション能力やディベート能力¹⁴を高める学習、自然・農業体験学習や環境学習、福祉体験や仕事体験等、社会体験を取り入れた学習の場や機会を充実します。
- g 課外活動を通じて、個性や自主性を伸ばす教育を推進します。
- h 地域の住民や企業等と連携し、校外学習や住民講師による授業等を通して、郷土理解を深める学習等を充実します。
- i いじめや不登校のない学校づくりを進めるとともに、悩みや不安を持つ児童・生徒、保護者を支援するため、教育相談員・心の教室相談員、中間教室指導員、子育て支援員の配置や巡回スクールカウンセラーの活用を継続して行います。
- j 「いつでも、どこでも、誰とでも」を合言葉の総合型地域スポーツクラブ NPO¹⁵法人「南箕輪わくわくクラブ」と連携して、クラブ活動の強化を図ります。

¹² 校内LAN：学校内にあるコンピュータ同士を接続したネットワーク

¹³ 総合的な学習の時間：特定の教科に縛られずに、子どもたちが自ら課題を持ち、意欲的に活動しながら課題を解決していく力を身に付けることを目的に設けられている教育課程

¹⁴ ディベート能力：肯定／否定の両面から物事を考えられ、論理的に物事を説明できる力

¹⁵ NPO：一般に民間非営利団体と呼ばれ、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体

学校給食の充実

- a 生産から消費までの食の安全性や食べ物と健康等について学ぶ食育を推進します。また、食事マナーや食べ残しなどについても指導します。
- b できる限り地場農産物の利用に努め、地産地消を推進するとともに、安全、安心な給食を提供するとともに、児童・生徒のふれあいを図るなど、給食内容を充実します。

就学への支援

- a 就学困難な児童・生徒への経済的支援を継続します。
- b 外国籍児童・生徒への教育支援を推進します。
- c 遠距離通学の対策として、南部地区の中学生及び概ね4 kmの北原地区の冬季間のスクールバス等の交通手段を確保します。

地域に開かれた学校づくり

- a 地域と連携を図り、放課後や休日の子どもたちの居場所づくり、遊び場づくりとして、学童クラブ施設の有効活用や、学校を使ってのイベント開催を推進します。
- b P T A活動や学校評議員制度¹⁶等により、保護者や村民の参画を図り、開かれた学校づくりを促進します。
- c ボランティアを募り、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで子どもを育てる体制整備を進めます。

(3) 障がい児教育の充実

障がいのある児童・生徒の就学体制の確保

- a 児童・生徒の障がいの程度に応じて最もふさわしい教育が受けられるよう、教育と福祉の連携を強化し、専門性の高い教員や相談員・介助員・特別支援教育支援員を配置するなど、障がい児の就学体制を充実します。
- b 学校施設のユニバーサルデザイン化¹⁷を計画的に進めます。

L D・A D H D等の児童・生徒への支援体制の整備

L D（学習障がい）・A D H D（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症等の障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育ができるよう、乳幼児から児童・生徒に至るまでの一貫した支援体制を整備します。

交流活動の推進

- a 障がいのある児童・生徒との日常的なふれあい、交流の場を充実します。
- b 障がいのある児童・生徒が学校や地域の行事に参加できる環境を整備します。
- c 障がいのある児童・生徒とともに生活することの大切さの啓発活動を進めます。
- d 障がいのある児童・生徒を包む暖かい環境を創出します。

¹⁶ 学校評議員制度：学校長が保護者や地域の人々の意見を幅広く聞くために設けられた制度（評議員は学校長の推薦により選ばれ、学校運営に関して直接校長に意見を言うことができる）

¹⁷ ユニバーサルデザイン化：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにするデザイン

【住民のむらづくり活動】

(1) 保護者の立場から

- a 体験学習や住民講師、スポーツや読書活動のボランティアとして、学校の教育活動を支援しましょう。
- b 家庭でのしつけや道德教育、生活習慣病の予防等に向けて、PTA等を中心に家庭教育に関する学習を充実しましょう。
- c 家庭・地域・社会教育が連携し、運動場や体育館・学童クラブ・公民館等を活用し、子どもの放課後の遊び場や居場所の確保、自主性を育てる体験活動の充実等を図りましょう。
- d 子どもに対する犯罪をなくすため、子どもの安全見守り運動「まっくん見守り隊」に参加するなど、地域ぐるみで安全パトロール等の活動に取り組みましょう。

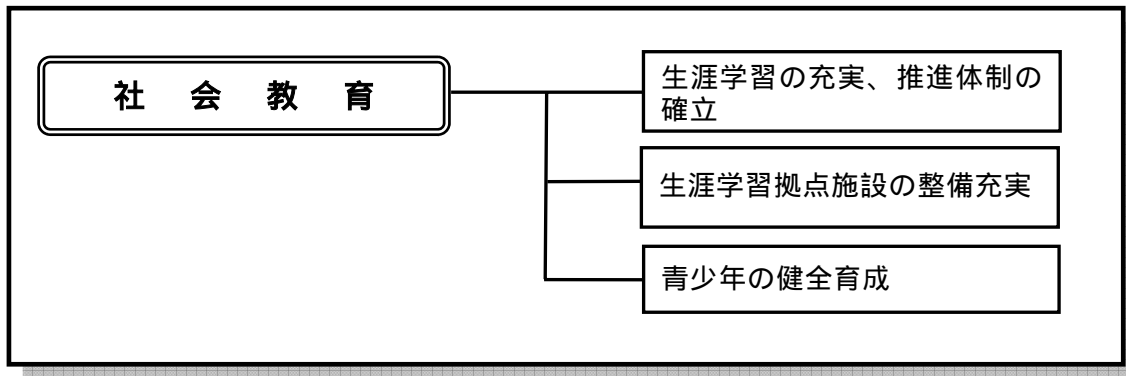
(2) 住民・事業者の立場から

- a 交通事故や犯罪被害等の防止に向けて、地域で協力して子どもの安全見守り運動等、子どもを見守る取り組み等を進めましょう。
- b 体験学習の受入れや住民講師、スポーツや読書活動のボランティアとしての協力等、学校の教育活動を支援しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
子育て支援教育相談員の数	人	1	2
心の教室相談員数	人	1	1
教室当たりのパソコン整備台数	台	0	1
教職員当たりのパソコン整備台数	台	0	1

2 社会教育



【現 状】

村民の「趣味や教養などのグループ団体活動」への参加率は、10%から22%へと、今後2倍に増える可能性があります。

中学生の43%、高校生の31%は「趣味の活動」に参加したいと考えています。また、子どもたちが自分自身に誇りと満足感を持ち、社会意識を身につける教育も求められています。

平成7(1995)年2月に南箕輪村生涯学習推進基本構想を策定し、それに基づき生涯学習を推進してきました。

公民館活動は地区公民館等での活動も含めて活発であり、分館長・主事を中心に地区での自主的な取り組みもみられます。

村内の社会教育関連施設としては、村民センター・図書館、郷土館、村公民館のほか、地区公民館等(12分館) 組単位の集会所等があります。地区公民館等については、計画的に整備を進めています。

(%は「住みよいむらづくりをめざして」アンケート調査結果及び「新時代のむらづくり」のためのアンケート調査結果)

【課 題】

生涯学習推進体制の充実、指導者の確保・育成

村公民館・村民センター等の機能と企画・運営の整備拡充による生涯学習拠点づくりの推進。

地区公民館等の適切な維持管理

家庭・地域ぐるみの青少年健全育成活動の推進

【施策の目標】

大きく時代が変わる中で、住民一人ひとりが、生涯を通じて学び、楽しみ、その成果が就業の安定やむらづくりにも反映されるよう、住民が互いに学びあう体制の整備や指導者の確保等、生涯学習のむらづくりを推進します。また、主体的に行動できる青少年の育成に向けて、交流や活動の場を幅広く提供するなど、自立を促進する環境整備を図ります。

【主要施策】

(1) 生涯学習の充実、推進体制の確立

南箕輪村生涯学習の推進

生涯学習を進めるため庁内各課等の連携体制の確立、村内各種機関・団体、NPO法人や小中学校、上伊那農業高等学校、信州大学農学部等との連携による実効性の高い生涯学習推進体制を整備します。

人材の確保・育成・活用

- a 学習ニーズの多様化と専門化に対応するため、生涯学習活動をコーディネートする社会教育指導員等の専門職員を確保します。
- b 地域に住む各種専門家、ボランティア活動家や定年退職者等の協力を得て、(仮)生涯学習ボランティアバンクを設置するなど、住民相互に学びあう仕組みづくりを進めます。

自主的学習活動の支援

- a 生涯学習に関する情報の提供や相談機能を充実します。
- b 自ら学び、自らを高めていく精神土壌を培うために、社会教育関連団体の育成に努め、自主的な学習活動やボランティア活動等、団体活動の促進を図るとともに、各種団体相互の交流や相互支援の促進、リーダーの養成を行います。
- c それぞれの文化・歴史等の地域資源を発掘・再発見し、情報発信するなど、地区公民館等を拠点に地域に根ざした社会教育活動を推進します。
- d 学習の成果がむらづくりに活かせるよう、発表の機会の充実を図るとともに、むらづくり活動との連携を強化します。

学習機会及び内容の充実

- a 子どもたちが様々な体験を通じ、将来への夢を育み、目標をつかむとともに、生活知識や社会知識を身につけられるよう、家庭・地域・学校と連携を図りながら、子どものための社会教育を推進します。
- b 若者や女性、退職者等が時代の変化に対応した職業知識・能力を高められるよう、IT学習や接遇研修等、幅広い学習機会の提供を図るとともに、再就職支援や地域産業活性化等の取り組みとの連携を強化します。
- c 保健や福祉、環境や景観、産業振興、国際交流等、各分野の住民活動との連携を図りながら、関係各課等と協力し、むらづくりに必要な知識・技術の学習活動や共同研究活動を支援します。

図書館活動の活発化

図書館に増設した世代間交流施設等を利用しながら、一般・子どもを対象としたそれぞれの「おはなし会」の開催、「村の民話・童話のおはなし会」や「出前図書館」等の充実を図るとともに、読書グループの育成、広報や村ホームページを活用した読書啓発等により、住民の読書活動を一層活性化します。

人権・平和の意識の啓発

- a 人権意識の啓発に努め、人間の尊厳にかかわる差別や偏見の解消が図られるよう、研修等の活動を積極的かつ効果的に推進します。
- b 平和な社会を構築するために、平和に関する学習機会を設けるとともに、住民自

らが考え行動できるよう、平和の大切さの意識を育む啓発活動を推進します。

(2) 生涯学習拠点施設の整備充実

村公民館の充実

生涯学習活動の拠点として、より利便性の高い利用体制づくりを進めるなど、適正な維持管理を行います。

地区公民館等の充実

地域における生涯学習活動の拠点施設であり、コミュニティ活動の場ともなる地区公民館等の適切な維持管理を行います。

村民センターの充実

文化的な催しや学習活動、会議等に利用できる村民センターの積極的な活用を推進するとともに、施設の適切な維持管理を行います。

図書館の充実

「住民に親しまれ、愛される図書館」を目指し、住民ニーズを反映した各種資料の充実を図ります。また、県立図書館をはじめとした県内の公共図書館や大学図書館等との、相互協力体制を強化するなど、図書館機能を充実します。

郷土館の充実

村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を適切に保存するとともに、それらの資料を活用した研究・学習活動を推進するため、特別展の開催や村ホームページ等を活用して積極的な情報発信を図るなど、郷土館を充実します。

(3) 青少年の健全育成

家庭教育の充実

家庭において正しいしつけや道徳教育、家事や職業体験等の自立教育がなされるよう、家庭教育の具体的なあり方を「子育て知恵袋」等としてまとめ、啓発活動を行います。

地域活動の充実

- a 家庭をはじめ地域社会において、青少年が自立に向けて多様な体験や社会参加を経験できるような機会を充実します。
- b 青少年の自主的な相互の交流を促進し、幅広い仲間づくりを推進するとともに、青少年団体を育成します。
- c 青少年活動に重要な役割を果たす指導者や団体リーダーを養成します。
- d 地区公民館等を青少年活動に活用できるよう、運営体制を強化します。

青少年のむらづくりへの参画促進

村の各種委員会やむらづくり活動、イベントやボランティア活動、伝統芸能の継承活動等への青少年の自主・自発的な参加を促進します。

相談・啓発活動の充実

青少年の悩みや非行等の問題に対して、安心して相談できる体制を整備するため、中学校に設置している心の教室相談員や巡回スクールカウンセラー、教育相談員を活用します。

青少年健全育成推進体制の充実

青少年の健全な育成を図るため、家庭、学校、職場、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら青少年健全育成協議会を核として連携を深め、村ぐるみの青少年健全育成推進体制の整備、充実、強化を進めます。

育成環境の整備

- a P T A等による親の学習機会の充実を図るとともに、情報提供や啓発活動を進めます。
- b 有害図書・広告の排除等、少年非行の誘引となる事象の除去に努めるなど、地域ぐるみの社会環境の浄化活動を進めます。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 村の生涯学習の取り組みについて積極的に関わります。
- b 地域で学習会を行うとともに、得意分野を活かし生涯学習ボランティアとして、住民の学習活動の支援やむらづくり活動に取り組みします。
- c 子どもの遊びや体験活動、青少年の自主活動等の充実に向けて、P T Aや地区育成会、学校や区等と連携し、地域で支援します。

(2) 事業者の立場から

- a 「体験農園」や「体験工房」、「見学工場」等、子どもが様々な職業を体験できる機会を地域で増やします。
- b 専門技術・知識を活かし、生涯学習の講師・インストラクターとして協力します。
- c 青少年が地域で様々な仕事の体験を行えるよう、インターンシップ¹⁸の実施等、若者のキャリア教育¹⁹の機会の提供を図ります。

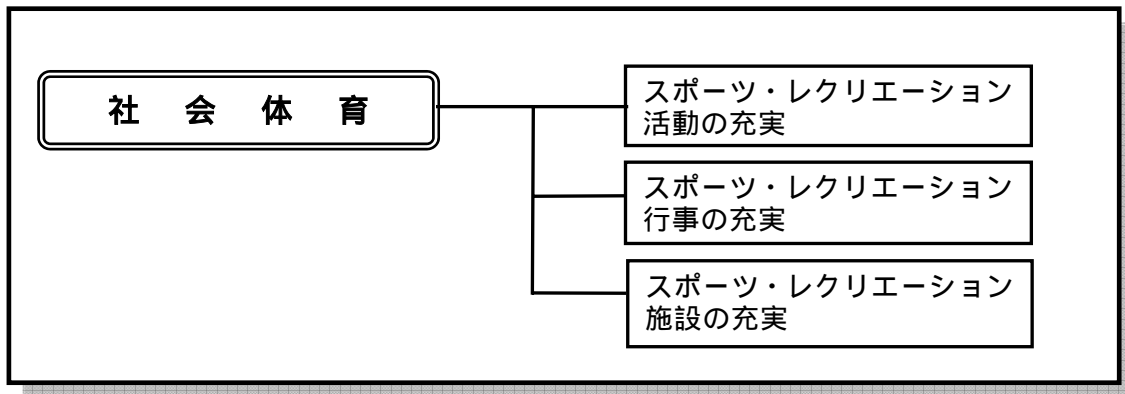
【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
社会教育指導員設置	人	1	1
学芸員設置	人	1	1
生涯学習講座参加者数	人	535	600
住民一人当たりの年間図書貸し出し数	点	8.1	11以上
青少年健全育成地域組織数	団体	12	12
青少年の団体・グループ数	団体	3	3

¹⁸ インターンシップ：一般的には、学生が在学中に、企業等で自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うこと

¹⁹ キャリア教育：児童・生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、社会人として自らの人生を主体的に生きる力を育てるための教育

3 社会体育



【現 状】

日常的なスポーツの必要性は、多くの人が認識をしており、今後もスポーツ実施率の上昇（9% 16%）が期待されます。

「運動不足」（小22%、中33%、高41%）、「基礎的な体力がない」（小21%、中24%、高30%）、「マラソンや山登りなどの体力がない」（小31%、中34%、高40%）等、子どもの運動不足・体力不足は深刻です。

平成14（2002）年に総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」が設立され、子どもから高齢者まで、また、初心者からトップレベルの競技者までの誰もが年齢、興味、関心、技術、技能レベル等に応じて、いつでも、どこでも活動できるようになり、スポーツ愛好者の参加増大につながっています。

村やスポーツ団体は、それぞれの目的や役割に応じ、様々なスポーツ大会やイベント等を開催しています。

大芝高原に野球場、陸上競技場、屋外プール、テニスコート、屋内運動場、マレットゴルフ場、セラピーロード、オートキャンプ場等が整備されています。

平成21（2009）年度に村民体育館の耐震補強工事を実施し、より高い安全性を確保するとともに、NPO法人「南箕輪わくわくクラブ」の事務室を2階から1階に移し利用者の利便性を図りました。

村内の運動施設等を利用した健康づくりの一例として、みんなの森にあるセラピーロードなどを利用した健康教室「てくてくけんこう広場」が松本大学とタイアップして開催され、科学的資料に基づいた指導がされています。

（%は「住みよいむらづくりをめざして」アンケート調査結果及び「新時代のむらづくり」のためのアンケート調査結果）

【課 題】

気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション環境の充実

NPO 法人の育成・充実

各種スポーツ行事の内容の充実

社会体育施設の整備・充実

大芝高原施設の利用促進

【施策の目標】

生涯スポーツ社会の実現を目指し、誰もが気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション環境の充実を図ります。

【主要施策】

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

スポーツ・レクリエーション活動の日常化

- a 住民一人ひとりの健康の増進と体力の向上を図るため、各種健康スポーツ教室を充実します。
- b 誰もが気軽に参加できるニュースポーツの普及や地区レベルでのスポーツ行事の充実を図るなど、地域生活に密着した活動への参加を促進します。
- c 住民一人ひとりがスポーツに対し興味、関心を持ち、スポーツ活動に結びつくよう多様な媒体を利用した情報の提供を行います。

総合型地域スポーツクラブの育成・定着

総合型地域スポーツクラブNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」の育成・定着を支援します。

指導者の確保・育成

各種スポーツ団体の指導体制の強化やリーダーの育成に向けて、研修の充実等資質向上のための取り組みを推進します。特に、若い世代のリーダーを育成します。

スポーツ・レクリエーション団体等の活動支援

スポーツ団体・グループの育成、強化を図るとともに、地区におけるスポーツクラブの育成と活動を支援します。

ニュースポーツの普及

スポーツの日常化を図るため、誰でも気軽に参加できるニュースポーツの普及・啓発に努め、住民の生涯にわたる健康づくり活動を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション行事の充実

村民体育祭の充実

- a 新たな発想で村民体育祭を見直し、世代間対抗種目や新種目を取り入れるなど内容を充実します。
- b 体育祭会場に託児施設等を設けて、若い世代が気楽に参加できるように工夫します。

その他スポーツ・レクリエーションイベントの開催

- a 村内施設を活用した多様なスポーツ・レクリエーションイベントの開催を促進します。さらに、全国レベルのイベント開催も目指します。
- b 「いつでも、どこでも、だれとでも」を合言葉にNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」が実施する、地域住民のスポーツ活動に密着した大会やイベントの開催・充実を促進します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

大芝高原の整備充実

大芝公園内の施設管理は指定管理者制度により行います。また、さらなる各種施設の整備充実と適切な維持管理を行います。

社会体育施設の整備充実

社会体育施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るとともに、老朽化した施設・設備を計画的に更新します。

学校体育施設の開放

地域住民にとって身近なスポーツ施設として開かれた施設となるよう、利用対象者の拡大等施設の開放を促進します。

野外活動施設の整備

自然志向に対応した野外活動施設として、「みんなの森」やオートキャンプ場等の適切な維持管理を行います。

大芝高原施設の利用促進

- a 高齢者等が利用しやすいように、大芝高原への交通手段を充実します。
- b 大芝高原の複数施設を気軽に利用できるように、1日共通券や回数券の発行を検討します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

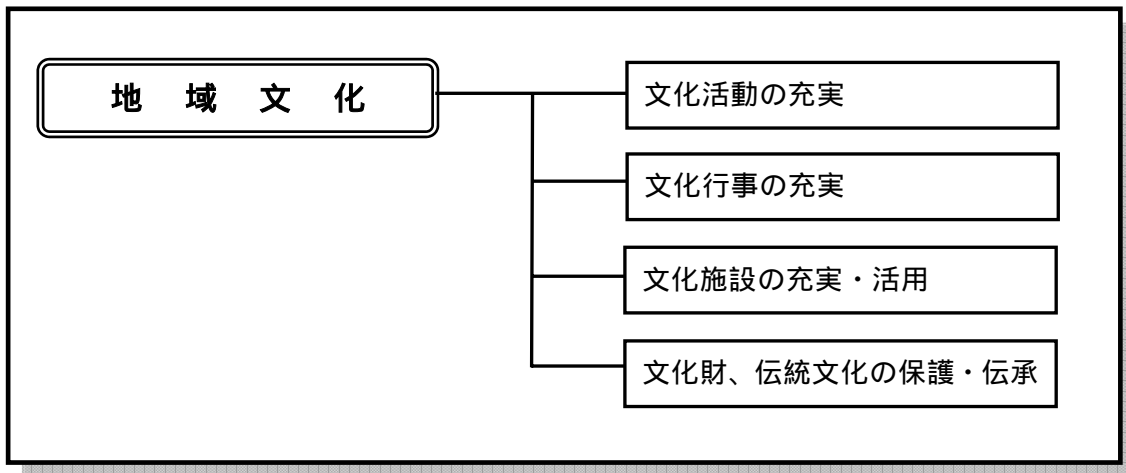
- a 年齢や体力等に応じて、散歩、ウォーキングやサイクリング、スイミング等、健康づくりのための有酸素運動を日常的に行いましょう。
- b 村民のスポーツ活動の核となっているNPO法人「南箕輪わくわくクラブ」等に参加、協力しましょう。
- c 地域で協力して、地域のスポーツクラブを立ち上げ、住民が主体となってクラブの運営にあたりましょう。
- d 若い人が中心となり、スポーツボランティア活動を進めましょう。
- e 関係グループ・団体が協力し、各種スポーツ施設の管理運営を利用者主体で行うように努めましょう。

(2) 事業者の立場から

イベントや各種スポーツ大会を支援し、積極的に参加しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
わくわくクラブ会員数	人	1,483	2,000
スポーツ施設利用者数	人	124,962	126,200
学校体育施設開放事業 における利用者数	人	21,369	21,580



【現 状】

村民の「伝統芸能や祭りなどの地域行事」への参加率は22%・希望率は15%、「歴史・文化遺産保存活動」は参加率2%、希望率11%です。

中高生の「イベントや祭りの手伝い」への参加希望はそれぞれ31%、25%、「伝統芸能の保存」は10%、8%です。

住民の自主的な文化活動が活発に行われており、そのまとめ役の文化団体連絡協議会の組織的な活動が展開されています。

日ごろの活動の発表の場として、例年11月上旬の2日間、村民文化祭が開催されています。

村の指定文化財である有孔罎付土器が、平成21年度大英博物館で開催された「土偶展」で国宝の出展物と並んで展示されました。このことは、この土器の価値が高いことを示しています。これらの文化遺産の保全を含め文化施設の整備充実を図っています。

環境保護を基調とし、人と人とのつながりの大切さを伝えようと、平成20年度から「K I D'S エコロジーコンサート」を開催しています。

(%は「住みよいむらづくりをめざして」アンケート調査結果及び「新時代のむらづくり」のためのアンケート調査結果)

【課 題】

文化活動団体等の育成

各地区に残る伝統芸能・行事の伝承

子どもや若者が主体となった文化イベントの開催

【施策の目標】

文化の薫り高い村を目指して、住民と行政が協働して地域の文化財の保存・活用や住民の文化・芸術活動の促進等を図ります。

【主要施策】

(1) 文化活動の充実

文化講座の充実

住民が身近に芸術文化に親しむことができるよう、住民のニーズに対応した講座の開催や情報提供、文化団体のお試し講座等の充実を図り、参加機会の拡大や住民の自主的、積極的な活動を促進します。

文化団体連絡協議会の強化促進

文化団体連絡協議会の組織強化を図るなど、自主運営ができるよう支援します。

指導者の確保・育成

指導者講習会の開催等によって、文化活動団体の指導者を確保・育成します。

文化活動団体の育成

地域における日常的な文化活動を推進するため文化団体・グループの育成に努めるとともに、その活動への支援・助成を行います。

(2) 文化行事の充実

村民文化祭の充実

住民の日常の文化活動の成果を発表する場として、村民文化祭を充実します。

芸術文化イベントの開催

住民が多様な文化に接する機会を拡充するため、各種団体等と連携し、芸術文化イベントを開催します。

子ども・若者のイベントの検討

子どもや若者と協議しながら、子どもや若者が積極的・主体的に進める新たなイベント・祭りを開催します。

(3) 文化施設の充実・活用

村公民館の整備

芸術文化活動の拠点となる村公民館の適切な維持管理と設備を充実します。

地区公民館等の充実

地域における芸術文化活動の拠点となる地区公民館等の適切な維持管理と設備を充実します。

村民センターの充実

文化的な催しや各種の学習活動、会議等に利用できる村民センターの積極的な活用を促進するとともに、施設の維持管理と設備を充実します。

(4) 文化財、伝統文化の保護・伝承

文化財保護意識の高揚

文化財に関する学習会の開催や郷土館の活用等によって、文化財保護意識の高揚を図ります。

文化財保護活動の推進

a 村内に数多く点在している史跡・遺跡について、学術団体等の協力を得ながら開

発等の機会を活用し、調査・発掘を行い、記録・保存を行います。

- b 文化財の調査研究を推進するとともに、文化保護団体の育成による保護体制を確立します。
- c 学校教育や文化講座等による文化財・伝統文化研究を促進します。
- d 発掘された遺物や収集された資料の適正な管理・保存のため、電子データ化を進めるとともに、インターネットで公開するなど、住民が利用しやすい環境を整備します。

伝統文化の保存・伝承

- a 伝統的な風俗習慣、伝統行事等の伝統文化の保存を図るため、映像・画像等による保存を進めます。
- b 伝統文化の継承を図るため、保存団体の育成や後継者の確保・育成を促進します。
- c 住民が主体となって、地域の食文化や伝統技術等生活・産業文化を調査・研究する「地域の宝探し」活動等を促進し、民俗資料等の収集・保存等、村の歴史を活かしたむらづくりを進めます。

郷土館の充実

本村に受け継がれている歴史資料や生活文化資料を整備・保存し、それらの資料を活用した郷土学習・研究活動を推進します。

新たな地域文化の創造

「みなみみのわのむかしばなし」絵本²⁰や「大芝高原太鼓²¹」、「大芝高原音頭²²」、「大芝高原音頭Newバージョン2006²³」等の活用を図り、新たな地域文化を創造します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 住民が主体となり、歴史・文化の発掘と伝承、文化財保護活動を行うとともに、むらづくりへの活用を図りましょう。
- b 若者の企画による祭りやイベント、生活や仕事、子どもに関わる文化活動、少人数のグループ活動等、若い人が参加しやすい新しい取り組みを進めましょう。
- c 郷土史ガイドボランティアや自然体験ボランティア等、多様な文化ボランティア活動を連携しながら進めましょう。
- d 地域における芸術文化活動の拠点となる地区公民館等の有効活用を図りましょう。

²⁰ 「みなみみのわのむかしばなし」絵本：村の良さ、歴史を後世に伝えようと、村内に語り継がれる説話、伝説から十七話を選んで編集し作成した絵本

²¹ 大芝高原太鼓：村のシンボルである大芝高原を広くPRするために、平成5年に製作した曲

²² 大芝高原音頭：大芝高原を村内外にPRしようと平成元年度に製作した曲

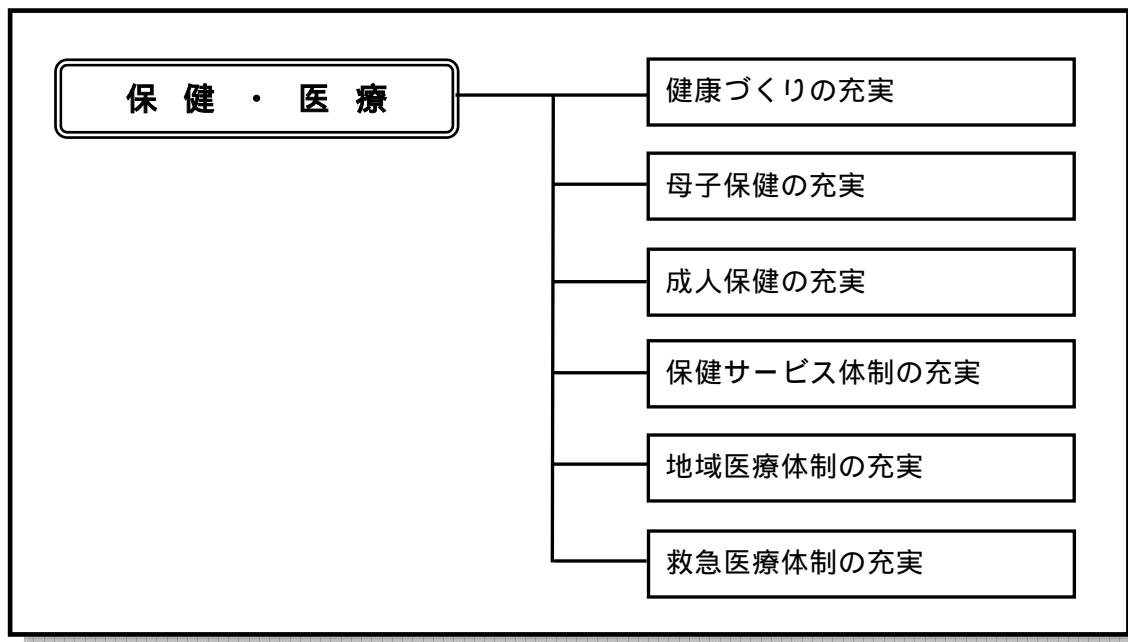
²³ 大芝高原音頭Newバージョン2006：平成17年に大芝高原音頭をアップテンポでよさこいソーラン節風に編曲した曲

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
文化財保護団体数	団体	3	4
文化財保護活動参加者数	人	49	54
自主的文化講座数	講座	0	1
文化団体連絡協議会登録団体数	団体	31	35

第2章 互いに支えあう、健やかなむら

1 保健・医療



【現 状】

健康づくりの知識の普及等、生活習慣改善の促進を図っていますが、健康診査の結果では、生活習慣病や生活習慣病予備軍が若い世代からみられます。

高齢化が進み医療費や介護給付費が増加しています。

心の不調等についての相談が増加傾向にあります。平成17(2005)年度から精神障がい者当事者及び家族の交流会を開催しています。

転入者が多く、核家族化が進み、育児不安を抱える保護者が増加しています。また、乳幼児のころから生活リズムや食習慣等が乱れがちになっているケースが増加しています。

平成14(2002)年の健康増進法、平成15(2003)年の次世代育成支援対策推進法等を受けて、本村では平成16(2004)年度に「南箕輪村次世代育成支援行動計画(母子保健計画を含む)」、平成17(2005)年度に「南箕輪村保健計画」を策定し、総合的な取り組みを進めています。

常勤職員として保健師6名、管理栄養士1名、理学療法士1名がいます。より専門的な相談、支援の必要なケースが増加しており、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が不足がちです。

保健活動の拠点である保健センターは、手狭でバリアフリー化されていないなど、利用しにくい面があり、平成19年度に増改築を行いました。

平成15(2003)年に伊那中央行政組合によって伊那中央病院が開設され、高度医療や救急医療、感染症医療等の機能が充実し、住民にとって受診しやすい環境にな

すこやか係や食生活改善推進協議会等の住民組織との協働、活動支援の充実を図ります。

- b 住民主体の健康づくりが推進できるよう、健康教室OBへの支援やリーダーやボランティアの育成に努めます。

(2) 母子保健の充実

心身ともに健やかな成長への支援

- a 南箕輪村次世代育成支援行動計画及び南箕輪村保健計画に基づき、母子保健事業の充実を図ります。
- b 家庭と保育園や幼稚園、学校、保健や医療等の関係機関が連携し、食育を含めた小児生活習慣病予防教育等、乳幼児期からの望ましい生活習慣、食習慣の定着を推進します。
- c 思春期の児童・生徒に対し、性についての正しい知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- d 母子健康手帳の交付やマタニティスクール、育児相談等、妊娠や出産、育児に関する知識の普及と相談・支援体制の充実を図ります。
- e 心身の発育・発達の観察、障がいや疾病の早期発見に努めます。
- f 不妊治療に対する県の補助制度や相談センター等についての情報の提供を行うとともに、経済的負担軽減のため不妊治療費の助成を行います。

障がいや発育発達に不安のある子どもへの支援

心身の成長・発達において支援を必要とする子どもと家族に対し、育児相談等の支援や療育体制を充実します。

(3) 成人保健の充実

生活習慣病対策の充実

生活習慣病予防、重症化防止のため、健康相談・栄養相談、健康教室の開催等、自分の健康状態を知り生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。

疾病の早期発見、早期治療の充実

生活習慣病等の早期発見、早期治療のために、健康診査、各種がん検診等を充実するとともに、受診率の向上に努めます。

在宅療養者への支援

医療・福祉等関係機関と連携しながら、相談・訪問事業の充実を図るなど、在宅で暮らす疾病や障がいのある方への支援を行います。

(4) 保健サービス体制の充実

保健センターの充実

住民の健康づくりの拠点として、保健センターの充実を図ります。

関係機関との連携強化

一人ひとりの住民に応じたきめ細かな保健事業を効果的に推進するため、関係機関の連携を強化します。

マンパワーの充実

住民の多様なニーズに応えるため、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職の確保と職員の資質向上に努めます。

(5) 地域医療体制の充実

質の高い医療の供給を図るため、医療機関相互の連携や地域と医療機関の連携強化を図るとともに、地域の中核病院である伊那中央病院の充実を促進します。

(6) 救急医療体制の充実

- a 医師会や歯科医師会、伊那中央病院をはじめとする医療機関等と連携し、救急医療体制の整備・充実を図ります。
- b 公共施設等への自動体外式除細動器²⁵（AED）の設置を図るとともに、講習会を行います。
- c 住民一人ひとりが家庭等において応急手当ができるよう、関係機関と連携し、応急手当を学ぶ機会の確保や知識の普及を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 子どもから高齢者まで、それぞれの年代で必要な健康づくりの知識を学び、健康な食生活や睡眠、体を動かす屋外遊びや運動の習慣を確立しましょう。
- b 健康づくり運動による生活習慣病予防や介護予防に取り組みましょう。
- c 食生活改善推進員に参加するなど、地域の健康づくりに取り組みましょう。
- d 気軽に相談できるかかりつけ医の利用を進めましょう。
- e 応急手当の講座に参加するなど、応急手当の仕方を身につけましょう。

(2) 医療機関・事業者の立場から

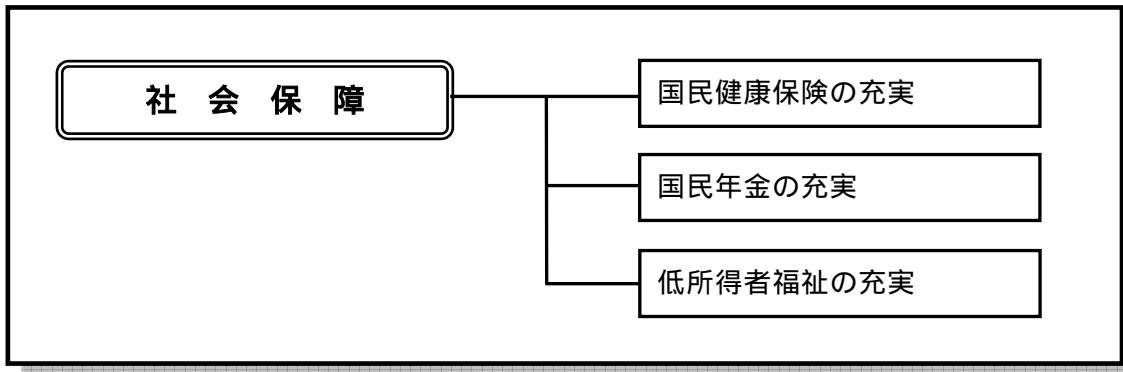
- a 安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、地産地消の取り組み等を進めましょう。
- b 健康づくりについての知識の普及を図るとともに、健康づくり活動を支援するなど、予防医療の充実を図りましょう。
- c 食事や運動、過労防止、ストレス解消等、職場での心身の健康管理を進めましょう。
- d 身近なかかりつけ医を中心に、住民生活に密着した医療の充実を図りましょう。

²⁵ 自動体外式除細動器：突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻すことを目的とした医療機器

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
乳幼児健診相談受診率	%	92.6	94.0
予防接種接種率(乳幼児・児童)	%	90.7	95.0
健康部すこやか係設置地区	区	11	12
村内 AED 設置数(公的機関)	台	22	27

2 社会保障



【現 状】

国民健康保険の加入者は平成21(2009)年10月末現在、1,920世帯、3,510人です。加入者、医療費ともに増加傾向が続いています。国民健康保険税の平成20(2008)年度末の徴収率は81.2%で、75歳以上の高齢者の後期高齢者医療制度に移行、また不況の影響で所得の減少等があり低下傾向にあります。徴収率向上のため、平成21年度から収納対策課を設置し、収納対策強化に努めています。

国民年金の加入者は平成20(2008)年度末現在、2,976人で減少傾向にあり、国民年金保険料の平成20(2008)年度末の収納率も68.8%で、低下傾向にあります。

村内の生活保護世帯は、経済不況の深刻化、高齢化の進展や疾病等により、近年増加傾向にあります。上伊那福祉事務所等の関係機関と協力し、必要に応じて相談指導や経済的な支援を行うなど、自立に向けた適切な保護の実施に努めています。

【課 題】

- 国民健康保険税の収納体制の強化と口座振替の促進
- 生活習慣病予防等保健事業と連携した医療費の抑制
- 国民年金制度に関する啓発
- 関係機関と連携した生活保護世帯に対するさらなる自立支援

【施策の目標】

元気で安心して暮らせるよう、国民健康保険、国民年金、生活保護の各制度の機能が充分発揮できるよう健全な運営と安定化を図ります。

【主要施策】

- (1) 国民健康保険の充実
 - 国民健康保険税の確保
 - a 広報紙やパンフレット、ホームページなどにより、国民健康保険制度への理解を求め、加入を促進します。
 - b 国民健康保険税の徴収率の向上を図るため、コンビニ収納の利用 PR、納税相談・

指導、戸別訪問、納付状況に応じた短期被保険者証²⁶・被保険者資格証明書²⁷の交付等、滞納整理の強化を図ります。

国民健康保険財政の健全化

- a レセプトの内容点検の強化や医療費の分析等により、被保険者の受診の適正化と保健事業の充実を図ります。
- b 健康に関わる関係行政部門、保健医療機関、住民団体等が連携し、平成20年度から開始した特定健診や、村が実施するがん検診、骨健診、結核検診等各種健診及び健康教室をはじめとする生活習慣病の予防や介護予防の総合的な取り組みを促進し、高額医療費の抑制を図ります。

(2) 国民年金の充実

安定した制度運営

- a 国民年金保険料の収納率の向上のため、加入時に口座振替の利用を促進します。
- b 60歳到達時に受給資格のない人への任意加入の勧奨等、受給権の確保に努めるとともに、日本年金機構と協力し、収納率の向上を図ります。

啓発活動の充実

国民年金制度の意義や役割、国民年金保険料免除制度、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度等についての広報活動を充実し、未納・未加入者の解消に努めます。

(3) 低所得者福祉の充実

適正な生活保護の推進

- a 生活保護を必要とする方に対し、健康で文化的な生活水準を維持するための最低限度の生活を保障するとともに、就職相談等自立を促進する取り組みを推進します。
- b 上伊那福祉事務所と連携して、援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握するなど、不正受給の未然防止に努めます。

資金貸付制度の適正運用

経済的自立、生活意欲の助長及び生活の安定を図るため、生活福祉資金貸付事業や暮らしの資金貸付制度の周知と効果的な活用を促進します。

生活自立への支援

- a 被保護者の自立に向け、社会福祉協議会、民生児童委員、ケースワーカー²⁸等との連携を密にするなど、生活上の相談に対応できる相談・指導体制の充実に努めます。
- b ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携し、生活保護世帯等への就業相談、指導、能力開発の促進を図るとともに、雇用の場の確保に努めます。

²⁶ 短期被保険者証：納期限内に納付がない場合に交付される有効期限が数か月単位に区切られた被保険者証

²⁷ 被保険者資格証明書：短期被保険者証の交付後、特別な事情がある場合を除き、納期限から1年間納付がない場合に、保険証の返還と引き換えに交付される証明書

²⁸ ケースワーカー：福祉事務所で相談援助をする職員

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 生活習慣病予防医療の取り組みを進めるとともに、積極的に各健診の受診や、健康教室に参加し、病気の早期発見・治療、重複・多診療の防止に努めましょう。
- b 国民年金制度について理解を深め、加入するとともに、保険料を納期限内に納めましょう。
- c ボランティア団体等は、要請に応じて生活困窮世帯の生活支援、育児支援等に協力しましょう。

(2) 事業者の立場から

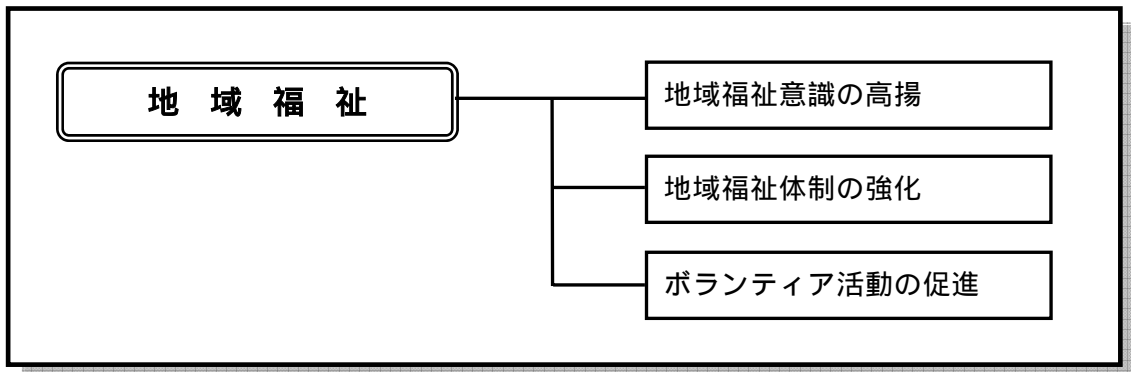
- a 関係機関と連携しながら、従業員の健康づくりを促進しましょう。
- b 予防医療の推進、病気の早期発見・早期治療、過剰検査・投薬・治療等の是正、後発医薬品(ジェネリック医薬品²⁹)の導入等、医療費の抑制により国民健康保険制度の安定化を図りましょう。
- c 低所得者の現状を理解し、職業訓練、試行雇用、就業の機会提供に努めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
国民健康保険税の徴収率	%	81.5	85.0
国民健康保険医療費	円/人	242,174	248,000
国民健康保険 特定健康診査受診率	%	36.7	(平成25年度) 65.0

²⁹ ジェネリック医薬品:特許が切れた薬と同成分の割安な後発の医薬品

3 地域福祉



【現 状】

地域の子育て機能が低下するとともに、援助を必要とする高齢者が増加する反面、転入者の増加や核家族化、若者の地域離れなどにより、地域の相互扶助機能が低下しています。

社会福祉協議会は、村からの各種福祉サービス事業の委託を受け、介護保険制度ではサービス事業者として指定を受け、多くの方へサービスを提供しています。また、村、社会福祉協議会、民生児童委員協議会で福祉ネットワークを形成し、連絡調整や必要に応じた検討会等を実施し、公的サービスのみでは困難な部分について、生活実態に即したきめ細かい福祉サービスの提供を図っています。

平成12（2000）年度にボランティアセンター³⁰（社会福祉協議会へ管理運営を委託）を設置するとともに、現在、社会福祉協議会を中心に地区単位のボランティア組織を育成する取り組みが行われており、平成21（2009）年4月現在、村内10地区において地区の実情に合わせた活動が行われています。

地域における福祉活動の核となっている民生児童委員は29名配置されていますが、都市化が進む中で、委員の負担が増大しています。

平成21（2009）年度に、高齢者・障がい者等移動困難な方の買い物・通院等の福祉移送サービスを、社会福祉協議会に委託し実施しています。

【課 題】

福祉教育の推進と地域福祉意識の高揚

社会福祉協議会への支援と地域福祉ネットワークの確立

地区社会福祉協議会³¹が未設置の地区に対する支援

災害時要援護者等に対する防災・避難体制の整備

ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進

³⁰ ボランティアセンター：村のボランティア活動を推進するために設置された組織・施設

³¹ 地区社会福祉協議会：住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的に、福祉に関する活動を行うボランティア団体

【施策の目標】

共に支えあう福祉意識の高揚を図り、地域でお互いに支えあう、地域福祉活動やボランティア活動が活発な、誰もが元気で安心して暮らせるむらづくりを進めます。

【主要施策】

(1) 地域福祉意識の高揚

啓発活動の推進

住民の福祉に関する理解と関心を高め、共に助け合う福祉の心を養うため、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動を推進します。

福祉教育の推進

子どもや高齢者、障がい者等と共に生きるむらづくりに向け、学校教育や社会教育において体験を重視した福祉教育の推進を図ります。

(2) 地域福祉体制の強化

地域福祉計画の策定

地域福祉を総合的・体系的に進めるために、住民や事業者と協働して「地域福祉計画」の策定を図ります。

情報提供・総合相談体制の整備

- a 介護・福祉サービス等を適切に利用できるよう、情報提供の充実、総合的な相談体制の整備等に努めます。
- b 点訳サービスや朗読サービスの充実、視覚・聴覚障がい者に対応した村ホームページづくり、高齢者・障がい者を対象にしたパソコン教室の実施等、情報のバリアフリー化に努めます。

社会福祉協議会の活動強化

- a 地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会の基盤強化を図るため、自主財源の確保及び体制の強化を支援します。
- b 地域福祉の核となる地区社会福祉協議会を各区に設立するため、立ち上げの支援をするとともに、自主的な活動を促進します。

地域福祉ネットワークの形成

- a 地域福祉体制を強化するために、保健・医療・福祉・生涯学習・コミュニティ等各分野の団体や関係者等で構成する地域福祉ネットワークの形成を図ります。
- b 関係機関や地域（区）等の連携により、地域の子どもや高齢者、障がい者等を温かく見守るネットワークの形成を図ります。
- c 「地域防災計画」に基づき、村、社会福祉協議会、防災関係機関、地域自主防災組織等が連携し、災害時の連絡方法の確保・徹底や避難に援助が必要な世帯の把握など避難体制の整備を図ります。

移動・活動が容易な地域づくり

- a 高齢者及び障がい者ら交通弱者が利用しやすい移動手段の確保に努めます。
- b 障がい者をはじめ、誰もが安全に安心して各種公共施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(3) ボランティア活動の促進

ボランティアセンターの活動支援

- a ボランティアセンターがボランティア活動やネットワークの拠点となり、活動の充実が図れるよう、支援をします。
- b 村民のボランティア・ニーズの把握と活動の調整、活動支援を行うため、ボランティア・コーディネーター（調整員）を配置します。また、社会福祉協議会内のボランティア運営委員会の育成に努めます。

ボランティア活動の促進

- a 広報紙や地元新聞、村ホームページ等を活用し、ボランティア活動の情報提供を行うとともに、生涯学習講座等においてボランティア活動の意義や社会的役割等について学ぶ機会を設けるなど、ボランティア意識の向上に努めます。
- b 1人でも参画できる体験的なボランティア活動から、団体等に所属しながら恒常的に取り組むボランティア活動、さらに、イベントへの参画やむらづくり全般に係る活動まで、幅広いボランティア活動機会の充実に努めます。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

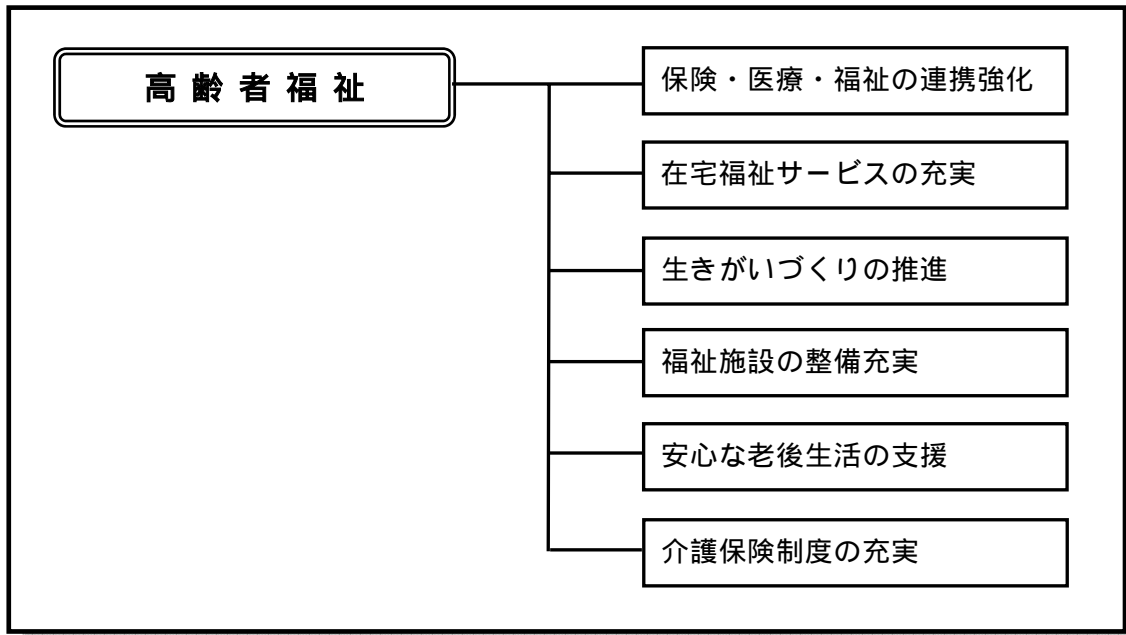
- a 福祉問題を自分自身の課題としてとらえ、ご近所同士の助け合いに参加するなど、地域ぐるみの福祉活動に取り組みましょう。
- b 誰もが自然にボランティア活動に参加できる心あたたかい風土となるよう、ボランティア体験の機会創出に努めましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 子どもや高齢者が利用しやすい店づくりなど、ユニバーサルデザインの施設整備に努めましょう。
- b 専門技術を活かした取り組み等、職域ボランティア活動の推進を図りましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
地域福祉推進体制の構築された地区	地区	10	12
福祉ボランティア登録者数	人	174	250
福祉ボランティア登録団体数	団体	10	15



【現 状】

65歳以上の人口（平成21（2009）年4月の住民基本台帳及び外国人登録）は、2,817人で、総人口に占める割合は19.3パーセントです。高齢率は年々上昇し、高齢者のひとり暮らしや、高齢者のみ世帯が増加する傾向にあります。

介護保険制度改革に対応して、平成18（2006）年度に地域包括支援センター³²を設置し、介護予防事業や地域包括支援事業への取り組みを行っています。なお、近年、介護保険料の滞納が増加しつつあります。

平成21（2009）年4月現在、村内の10地区に地区社会福祉協議会が設立されており、地区ごとに様々な取り組みが進められています。

庁内関係各課の連携体制を密にするとともに、社会福祉協議会等関係機関と連携し、各種福祉サービスの提供と充実を図っています。

介護予防拠点施設として、「ふれあいプラザ」を建設し、介護予防事業を実施するほか、一般開放を行い、交流の場として提供しています。

保育園による世代間交流としてふれあい保育が行われています。

高齢者障がい者交流センター「ぼっかぼかの家」を建設し、高齢者や障がい者、その家族やボランティア等の趣味活動や交流の場として提供しています。

高齢者の就業機会と生きがいづくり推進の拠点施設として、シルバーワークセンターを平成12（2000）年度に整備しました。また、高齢者の労働能力活用事業推進や、交流と生きがい対策のため、シルバー人材センターへ活動費の助成や公共事業の委託等、支援を実施しています。

³² 地域包括支援センター：高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう包括的な支援をするための拠点として、平成18（2006）年度より新たに設けられた機関（主には、介護予防マネジメントや総合的な相談事業、権利擁護等を行う）

特別養護老人ホームについては入所希望者が多く、広域的福祉施設については、上伊那福祉協会を通じ、協議を行いながら整備充実を促進しています。

生きがいデイサービスセンターを平成13(2001)年度に松寿荘に併設し、社会福祉協議会に委託し、事業を実施しています。

高齢者が住み慣れた地域で家庭的な雰囲気でのケアが受けられるよう、宅幼老所³³や認知症高齢者グループホーム³⁴等への支援を行っています。

公共施設のバリアフリー化や歩道整備等を実施するとともに、住宅についてもバリアフリー化を支援・促進しています。

【課題】

改正される介護保険制度への対応

地域包括支援センターの運営体制整備と公平・公正な運営

介護予防の推進

松寿荘の充実と広域的福祉施設の充実促進

在宅福祉サービスの充実と介護者への支援

権利擁護、成年後見制度利用の支援と体制の整備

公共施設や住宅のバリアフリー化の促進

高齢者の地域における社会活動、教養文化活動、就業の推進

老人クラブの加入促進

【施策の目標】

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくり、介護予防等を推進するとともに、各種介護保険サービスの充実を図ります。

【主要施策】

(1) 保険・医療・福祉の連携強化

地域包括支援センターを中心に、保険・医療・福祉の各分野の関係者や関係機関等の連携を強化するとともに、庁内の関係各課の連携強化を図ります。

(2) 在宅福祉サービスの充実

老人福祉計画の推進

南箕輪村老人福祉計画に基づき、在宅での自立した生活を支援するための福祉サービスの充実に努めます。

自立生活支援の充実

介護保険の対象とならない高齢者の在宅生活の維持・継続を支援するため、家事援助等を中心とした在宅福祉サービスや閉じこもり防止のための支援等、生活支援サービスの提供を図るとともに、家族介護者への支援を行います。

³³ 宅幼老所：高齢者や障がい者に対して、家庭的な雰囲気の中でサービスを提供する施設

³⁴ 認知症高齢者グループホーム：認知症の方が専門スタッフ等の援助を受けながら、小規模な生活の場で少人数を単位とした共同生活を行う共同住居の形態

(3) 生きがいづくりの推進

老人クラブの支援

高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブの活動の場の提供に努めるなど、活動への支援を行うとともに、加入者が減少傾向にある地区老人クラブや連合会への加入促進の支援を図ります。

交流活動の充実

様々な人々との交流の中で、高齢者が生きがいを見出せるよう、保育園等との世代間交流事業をはじめ、学習やスポーツ、ボランティア活動等高齢者の自主的な交流活動の促進を図ります。

就業・社会参加機会の確保

高齢者の就業機会の確保や社会参加を促進するため、シルバー人材センターの支援に努めるとともに、共同作業所の整備促進や施設運営の充実等を図ります。

(4) 福祉施設の整備充実

広域的福祉施設の充実促進

在宅介護や居宅生活が困難な高齢者のため、広域的な視点から養護老人ホーム、特別養護老人ホームの整備充実を図ります。

松寿荘の充実

村の介護予防施策の拠点として、介護予防事業の充実を図るとともに、松寿荘の施設・設備の充実と適切な維持管理に努めます。

宅幼老所・地域密着型サービス³⁵事業者等への支援

高齢者が住みなれた地域で、家庭的な雰囲気の中できめ細やかなケアを受けながら暮らせるよう、民間事業者等との連携を強め施設整備や活動の支援を行います。

(5) 安心な老後生活の支援

経済的負担の軽減

年金制度や各種貸付制度の充実、税負担の軽減等を国に対して要望していくとともに、村独自の生活支援対策を検討します。

高齢者住宅の整備の促進

高齢者の住宅改修への支援を行うとともに、民間による高齢者向け賃貸住宅建設の適切な誘導や、高齢者共同住宅の整備促進を検討します。

権利擁護・成年後見制度の支援体制の充実

個々のニーズに即した福祉サービスの提供や、高齢者虐待等に対応するため、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、権利擁護や成年後見制度の支援体制の整備と充実を図ります。

認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の方やその家族を温かく見守り、支

³⁵ 地域密着型サービス：原則としてその市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもち、国の基準の範囲内で独自の介護報酬・指定基準が設定できる（住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、平成 18（2006）年度に創設）

援する認知症サポーター³⁶や認知症キャラバンメイト³⁷の養成を行います。

(6) 介護保険制度の充実

介護保険事業計画の推進

- a 南箕輪村介護保険事業計画に基づき、地域支援事業を実施するとともに、新予防給付³⁸や介護給付のサービスの充実を促進します。
- b 被保険者の資格管理、保険給付及び保険料の徴収等の事務を適切に行い、介護保険制度の安定的な運用を図ります。また、より効果的な運用ができるよう国等に対して要望していきます。
- c 介護保険制度について住民の理解を促進するために、広報や小冊子等を活用し、制度の周知を積極的に行います。また、希望に応じて介護保険制度に関する出前講座を行います。

介護保険サービスの充実

- a 地域の総合的なケアマネジメントを担う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。関係機関等と連携して公平・公正な運営を推進するとともに、総合相談業務や地域支援事業、介護予防マネジメント等を実施するための体制の整備と機能の充実に努めます。
- b 上伊那広域連合の介護認定審査会の審査の公平性、透明性の確保と適切な運用を図ります。

介護予防の推進

要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、介護度の改善を図るために、関係機関が連携しながら、身体の機能向上、認知症・閉じこもりの予防支援等介護予防事業の充実を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 地区社会福祉協議会、老人クラブでの独自の活動や、関係機関との連携による教室の実施等、健康づくりや介護予防等の取り組みに参加しましょう。
- b 福祉ボランティアとして、一人暮らし高齢者の見守り活動や給食サービス等に取り組みましょう。
- c 地域で協力して、緊急時の要援護者への対応体制の整備を図りましょう。
- d 祭りや伝統行事、郷土料理や子どもの遊び、地域での子どもの見守りなど、高齢者の豊富な経験を子どもの教育やむらづくりに生かしましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 高齢者の技術の活用等、就業機会の充実に努めましょう。
- b 関係機関や他事業者と連携しながら、介護予防や介護度維持・改善の取り組み等、

³⁶ 認知症サポーター：認知症について正しい知識をもち、認知症の方や家族を温かく見守るボランティア

³⁷ 認知症キャラバンメイト：認知症サポーターを養成する講座の講師役となる人

³⁸ 新予防給付：介護度が要支援1・要支援2の方を対象に、平成18(2006)年度から新たに設けられた予防給付で、従来よりも状態の維持・改善をより重視している

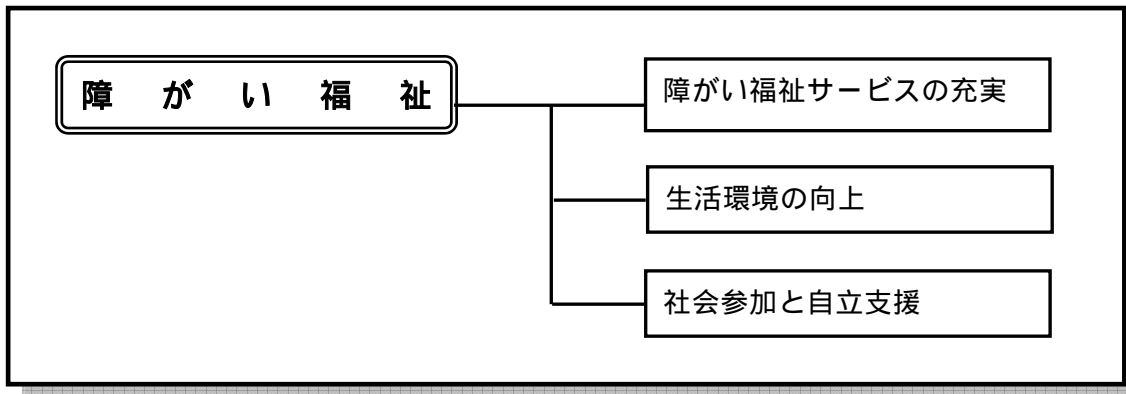
利用者への最適な介護サービスの提供に努めましょう。

- c 建築関係者と行政（建設、福祉等）が連携し、公益施設や住宅等のバリアフリー化を推進しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
配食サービス	延べ食	2,398	3,400
シルバー人材センター登録者数	人	85	110
認知症サポーター	人	0	600
認知症キャラバンメイト	人	0	100

5 障がい福祉



【現 状】

国では、平成16(2004)年に障害者基本法の改正と発達障害者支援法の制定を行い、平成17(2005)年には障害者自立支援法を制定するなど、障がい者をめぐる政策は大きく変化しています。また、障害者自立支援法に基づく一定の負担については、負担上限額の改正や、サービスを受けるものが払える範囲で負担する応益負担など、経済的弱者の多い障がい者に配慮した制度の見直しが進められようとしています。

平成21(2009)年10月現在、村内の身体障がい者は396人で、内訳としては肢体不自由が多く、知的障がい者は78人で、近年、軽度発達障がいの子どもの増加傾向にあります。精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳³⁹所持者)は55人で、精神障害者保健福祉手帳を所持しない自立支援医療(精神通院)の利用者は148人です。障がい者の社会参加を促進するため、障害者生きがいセンター「ひまわりの家」の運営を行っており、19人が通所しています。

公共施設等については、スロープ、障がい者用トイレ等整備されてきているものの、実際の生活面で不自由な面が多いのが現状です。

身体障害者福祉協会⁴⁰、知的障害者育成会等が活動しています。

【課 題】

障がい者が地域で生活するために必要な生活支援の充実

障がい者の就労の確保

公共公益施設や住宅等のバリアフリー化の促進

スポーツ活動や文化活動の促進

³⁹ 精神障害者保健福祉手帳：精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加の促進のために作られた制度で、精神障がいのために長期に日常生活や社会生活に制約がある人を対象に交付される

⁴⁰ 身体障害者福祉協会：相談活動やスポーツ大会等、身体に障がいがある人々の福祉の増進を目的にした活動を行っている協会

【施策の目標】

障がい者が地域で共に暮らせる村を目指し、障がい者の自立と社会参加の支援、障がい福祉サービスの充実等に取り組みます。

【主要施策】

(1) 障がい福祉サービスの充実

相談体制・権利擁護体制の充実

個々のニーズに即したきめの細かい障がい福祉サービス等の提供を図るため、上伊那圏域障害者総合支援センター⁴¹や社会福祉協議会等と連携し、相談体制の充実や障がい者の権利を擁護するための取り組みを推進します。

障がい福祉サービス事業の充実

- a 「南箕輪村障がい者福祉計画」に基づき、総合的・計画的に障がい福祉サービスの充実を図ります。
- b 事業者や広域で連携し、障がい福祉サービスの提供体制の充実を促進します。
- c 上伊那広域連合の障害程度区分認定審査会の審査の公平性、透明性の確保と適切な運用を図ります。
- d 関係機関と連携し、障がいの発生予防、早期発見、治療、機能回復訓練等の充実を図ります。
- e 障がい者の日常生活の利便性を向上させるため、補装具⁴²、日常生活用具等の給付を行います。
- f 広報紙や村ホームページ等を活用して各種生活支援制度の周知を図るとともに、その有効活用を促進します。

(2) 生活環境の向上

住宅改良の促進

住宅のバリアフリー化等、障がい者が安心して生活できる住宅の整備を支援します。

公共・公益施設の改善

障がい者が地域で安心、安全に生活できるよう、公共・公益施設のバリアフリー化を推進します。

(3) 社会参加と自立支援

組織活動・交流活動の推進

- a 身体障害者福祉協会、知的障害者育成会等支援組織の育成と活動の支援に努めます。
- b 障がい者がスポーツ活動や文化活動に気軽に参加できるよう、ボランティアによる活動支援体制の確保等を促進するとともに、上伊那地区障害者スポーツ大会等

⁴¹ 上伊那圏域障害者総合支援センター：障がい福祉サービスの情報提供や関係機関との調整、相談等、地域で生活する障がい者を支援するために、上伊那8市町村の共同で運営している機関

⁴² 補装具：身体の障がいを補い、日常生活または職業生活を容易にするために必要な用具

各種大会への参加を支援します。

就労の促進

- a 上伊那圏域障害者総合支援センターと連携し、障がい者の雇用機会の拡大と福祉就労から一般就労へのステップアップの促進と職場定着のためのサポート体制の充実を図ります。
- b 障がい者が、適性と能力に応じて働けるよう、障害者生きがいセンター「ひまわりの家」を障がい福祉サービスである就労継続支援 B 型事業所⁴³へ移行し、通所者範囲の拡大を図るとともに、事業所や関係機関と連携して、ジョブコーチ⁴⁴配置や職業訓練機会の充実、一般雇用の場の確保に努めます。

障がい児の就学体制の充実

- a 保育園と小中学校、関係機関が連携して進路相談を行うなど、障がい児の希望や障がいの程度に応じた就学体制の充実を図ります。
- b 発達障がい懸念される児童を早期に見出し、障がい児の発達促進と、発達の段階にあわせた療育の推進と体制づくりに努めます。
- c 発達障がい児をもつ保護者に相談の機会を設け、障がい児とのかかわり方等を相談・援助する（ペアレントトレーニング）場の設置を検討します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 身体障がい者や、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい児の家族相互の交流を進めましょう。
- b 障がい者が希望する地域活動や文化、スポーツ・レクリエーション活動等に参加できるように、ボランティア体制の整備や地域での支えあい体制の整備を図りましょう。
- c 福祉に関する学習機会や講座に参加するとともに、自主的な開催を図りましょう。

(2) 事業者の立場から

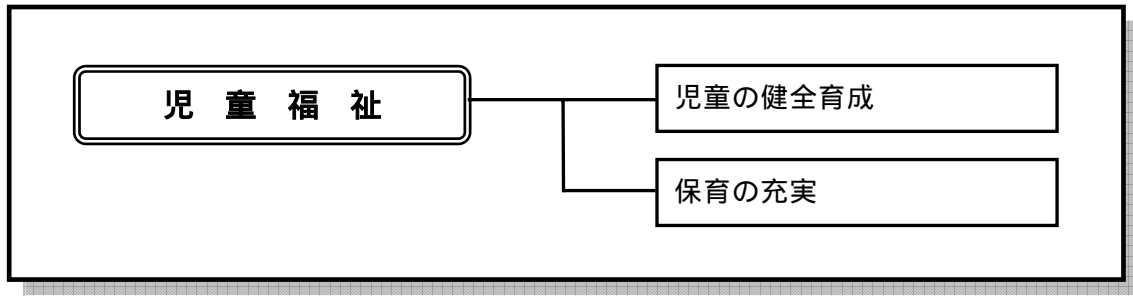
- a 各種施設のバリアフリー化を推進しましょう。
- b 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的な雇用に努めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
福祉に関する学習会・講座の受講者数	人	0	100

⁴³ 就労継続支援 B 型事業所：一般の就労に結びつかない障がい者が雇用契約を結ばずに就労することができる事業所

⁴⁴ ジョブコーチ：職場適応援助者とも呼ばれ、障がい者の職場定着に向け、事業主や障がい者の家族、また障がい者本人に対し、様々な支援を行う人



【現 状】

村内には5か所の保育園が設置されており、必要に応じて補修整備等を進めています。

女性の社会進出にともなう保育ニーズが量的に拡大し、質的な多様化に対し、乳幼児保育や一時的保育⁴⁵、延長保育⁴⁶等の充実を図ってきました。また、保育園において、未就園児の支援（園開放、一日入園）や作業療法士、言語聴覚士、児童相談所の相談員による巡回相談（年3～4回）を行っています。

平成22（2009）年度に改定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、専任の教育相談員を配置し、母子保健、児童福祉、学校教育において、保護者の意向に配慮しながら、個別相談、指導を進めています。

児童虐待を防止するために、関係機関等で構成する要保護児童（児童虐待）対策地域協議会を平成17（2005）年に設置し、関係機関との連携を図っています。

【課 題】

保育時間の延長等保育サービスの向上

児童虐待の防止

【施策の目標】

子どもや子育てを地域社会・社会全体で支える村を目指し、子育て環境の充実や子どもが元気で安心して遊べる環境の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 児童の健全育成

子育て環境及び家庭教育の充実

- a 家庭児童福祉相談の機能強化等、養育に関する相談機能の充実を図ります。
- b 保育園・家庭・地域住民等の連携により地域ぐるみの児童の健全育成を図ります。

⁴⁵ 一時的保育：冠婚葬祭や急な仕事等で急に子ども（就学前）の世話ができなくなった時に、一時的に利用できる保育サービス

⁴⁶ 延長保育：保護者が勤務時間の関係やその他の事情がある場合に、通常の保育時間を超えて利用できる保育サービス

- c 乳幼児期のしつけや家庭教育の重要性の啓発に努めます。
- d 村民交流支援センター「すくすくはうす」などを拠点に、保護者間の交流機会の充実を図るとともに、子育てサークル等と生涯学習グループとの連携を促進するなど、家庭・地域教育の充実を図ります。
- e 「子育て教育支援相談室」では、児童虐待、DV⁴⁷対策と併せて、子どもとのかかわり方のアドバイスや相談を実施します。

子どもの安全見守り運動の定着と推進

子どもたちが安心して遊べる地域にするため、子どもの安全を確保するための地域ぐるみの取り組みを促進するとともに、必要に応じて活動の支援を行います。

要保護児童への対応の充実

児童虐待等を防止するため、保健師や児童相談所、民生児童委員、小中学校、医師、保育士、行政等が連携し、養育困難な親等に対して「子育て教育支援相談室」を中心として支援を行います。

(2) 保育の充実

総合的・計画的な子育て支援の推進

南箕輪村次世代育成支援行動計画に基づき、総合的・計画的な子育て支援を推進します。

保育サービスの充実

- a 乳幼児保育や一時的保育、延長保育等、保護者の就労形態の多様化に応じた保育サービスの充実を図ります。
- b 高齢者や小中学生等異世代と関わる機会や自然体験・農業体験機会の充実、「運動あそびプログラム⁴⁸」の実施等、保育内容の充実を図ります。
- c 研修の充実等、保育士の資質向上を図ります。

障がい児保育の充実

保育施設のバリアフリー化等、障がい児保育の充実を図るとともに、障がいのある子どもを育てる家庭への支援を図ります。

保育施設の充実

必要に応じて保育園施設等の改築・補修整備を進めます。

【住民のむらづくり活動】

(1) 家庭の立場から

- a 育児サークルや父親の会づくりなどを進め、親同士の交流や地域で一緒に子育てを行う機会を増やしましょう。
- b 保育園の保護者会の活動や学童クラブの運営に積極的に参加しましょう。

(2) 住民の立場から

- a 子どもの犯罪予防のために、地域で子どもを見守る活動を行いましょう。

⁴⁷ DV：ドメスティックバイオレンス、配偶者から身体、精神的暴力を受けること。最近では恋人等からも受けることがある

⁴⁸ 運動遊びプログラム：遊びながら跳躍、支持、懸垂の運動を行うことによって前頭葉を活性化させ、体の発達とともに心の発達を促す運動

- b 地域で積極的に子どもにあいさつや声掛けを行うとともに、保育園、小中学校での地域体験学習、子ども会活動⁴⁹やスポーツ活動等を支援しましょう。
- c 国際化が進む中、外国籍住民の子どもたちや親との交流を深め多文化共生のむらづくりを進めましょう。
- d 児童虐待の疑いがある場合には、関係機関や民生児童委員等へ連絡し、児童を保護しましょう。

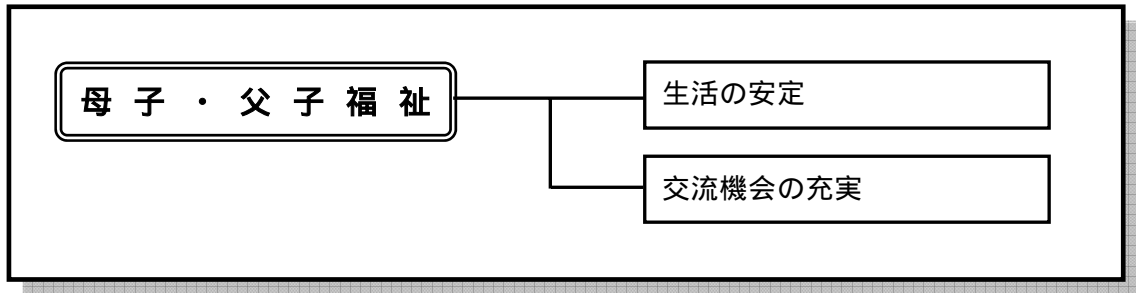
(3) 事業者の立場から

地域や保育園、小中学校における各種体験学習を支援しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
乳幼児保育(9か月から)を実施している保育園	園	1	1
一時保育実施保育園	園	5	5
長時間保育利用者数	人	107	120
一時的保育利用者数	人	362	400
教育相談員の人数	人	1	1

⁴⁹ 子ども会活動：同じ地域に住んでいる子どものいる家庭等で組織した会が取り組む活動



【現 状】

全国的に離婚が増加しており、今後、母子・父子家庭はさらに増加する可能性があります。

平成21（2009）年8月現在、村内の母子・父子世帯は143世帯です。

【課 題】

- 村における相談・支援体制の充実
- 母子・父子家庭の生活実態の把握
- 母子・父子家庭相互の連携・協力体制づくり
- 母子・父子家庭の地域の各種活動への参加促進

【施策の目標】

母子・父子家庭の自立を支援するため、児童扶養制度や母子・^か^ぼ寡婦福祉資金貸付制度等生活支援制度の充実を図るとともに制度の周知及び利用促進に努めます。また、就業相談等の実施、経済面・精神面の支援体制の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 生活の安定

経済的支援の充実

児童扶養手当⁵⁰、母子・^か^ぼ寡婦福祉資金⁵¹の貸付、母子・父子家庭高等学校生徒通学費補助金⁵²の支給等の公的扶助制度の周知と活用を促進し、母子・父子家庭の経済的安定と自立を支援します。

相談指導体制・就労支援の充実

a 生活や就業に関する相談指導体制を充実するため、「子育て教育支援相談室」を核とした村における相談指導体制の充実を図ります。

b ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携し、母子・父子家庭の就労

⁵⁰ 児童扶養手当：父母の離婚・父の死亡等によって、父と生計を同じくしていない児童について、支給される手当

⁵¹ 母子・^か^ぼ寡婦福祉資金：母子家庭に対し、その経済的自立等を目的に就学資金や生活資金等、必要に応じて都道府県等から借りられる資金

⁵² 母子・父子家庭高等学校生徒通学費補助金：母子・父子家庭の子どもで、高等学校に通学するために必要となる通学費に対し補助をする補助金

に必要な知識・技能の習得機会の提供を図り、就労を促進します。

- c 母親や父親が安心して働けるよう、保育園サービスの充実や学童保育の拡充等、児童の健全な育成環境の整備を進めます。

生活実態の把握と生活支援事業の実施

母子・父子家庭の生活の状況を把握した上で、関係機関と連携した生活支援事業を行うなど、実態に基づいた適切な支援を行います。就業活動や疾病や学校行事への参加等のための一時的な生活援助、家庭における保育サービスが必要な場合、ひとり親家庭日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣を実施し、生活の安定を図ります。

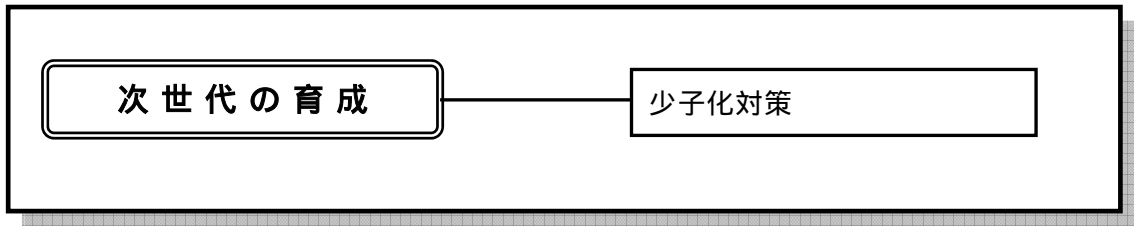
(2) 交流機会の充実

- a 母子・父子家庭相互の交流を図り、互いに連携・協力する体制づくりを促進します。
- b 地域のスポーツ・レクリエーションや文化活動への積極的な参加を促進します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 保護者同士が交流、連携し、支えあえる仕組みづくりに取り組みましょう。
- b 保護者と地域、関係機関等が連携して、母子・父子家庭の子どもの地域活動への参加機会の充実等に取り組みましょう。



【現 状】

社会情勢等により、若者の就業の不安定化が進み、また、女性の地位向上や、ライフスタイルの多様化等により、今後、未婚の男女や子どもを産まない夫婦が増え、少子化が加速化する心配があります。

本村の出生数は、平成11（1999）年以降150人程度で、ほぼ横ばいの状況にあります。平成20（2008）年の合計特殊出生率⁵³は1.53人で、県平均（1.45人）や全国平均（1.37人）よりも高い値で推移しています。

核家族化の進行、共働き世帯の増加、近隣関係の希薄化等を背景として、家族や地域における子育て力は著しく低下しています。

子育て支援の拠点として、平成16（2004）年度に村民交流支援センター「すくすくはうす」を整備し、幼児から学童まで幅広い利用が始まっています。南箕輪小、南部小においても、学童クラブ施設を整備し保護者のニーズに応えられるよう努めています。

子育てアドバイザーを「すくすくはうす」に配置し、週5回（1日7時間）未就園児親子を対象に養育相談等を行っています。

近年、就学前の子どもを対象とした、支援交流団体や、学校5日制にともなう子どもの居場所づくり、交流の場としての団体等、子育て支援団体ができ、活動も活発化してきています。

【課 題】

若者の安定的な就業の支援

若者同士の自主的な活動の支援と交流機会の充実の促進

乳幼児から児童・生徒までを対象にした一体的な子育て支援

ファミリーサポートセンター事業⁵⁴の推進

子育てに対する心の不安、生活面での負担を和らげられる環境整備

子育て支援施設の整備・充実

⁵³ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むと仮定した場合の子どもの数

⁵⁴ ファミリーサポートセンター事業：「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた協力会員）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織

【施策の目標】

子どもや若者の自立と子育てを地域社会・社会全体で支える村を目指し、子ども・若者の自立支援や次世代の親の育成、子育て環境の充実等に取り組みます。

【主要施策】

(1) 少子化対策

若者の自立と交流の支援

- a 若者のキャリア教育や再就職・起業の支援等を行います。
- b イベントやスポーツ、祭りや地域行事等での若者同士の交流や、結婚相談の充実を支援します。
- c 乳幼児とのふれあい体験を充実することにより、次世代へつなげる子育て教育を推進します。
- d スポーツやイベント等を通じて、若者が子どもに関わるボランティア機会の充実を図ります。

子育てしやすい環境整備

- a 子育てと仕事の両立を支援するため、学童クラブの充実を図ります。
- b 関係機関等と連携し、ファミリーサポートセンター事業を実施します。
- c 子育てに対する不安を和らげるため、関係各課や関係機関と連携し、各地区公民館等での子育て相談体制の充実を図ります。
- d すくすくはうすの掲示板、広報紙、村ホームページ等を活用し、子育て・保育情報を提供し周知を図ります。

子育てを支える地域づくりの充実

- a 保育園や子育て支援団体、児童相談所、医療機関等、関係機関との連携強化を促進し、地域で子育てを支える体制の整備を促進します。
- b 保護者同士の交流機会の充実や自主グループの立ち上げ支援、活動についてのアドバイス等、保護者が自主的に行うグループ活動が円滑に進むよう支援します。
- c 子育て相談員やプレイリーダー⁵⁵、託児ボランティア⁵⁶等、子育て支援に取り組む人材の発掘・育成に努めます。
- d 広報や講演会の開催等により、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の解消を図ります。
- e 児童公園の整備・充実、学校施設の開放、遊休地の活用等を進めるなど、地域で子どもが楽しく遊べる場の確保を図ります。
- f 働きながら子どもを育てられる社会環境を醸成するため、保護者や事業所等に関係法令等を周知し、仕事と子育てを両立しやすい労働環境の整備を促進します。

子育ての経済的支援

子育てに必要な経済的負担を軽減するために、子ども手当等の支給、医療費の助成、学童保育の利用料や保育料の軽減等に努めます。

⁵⁵ プレイリーダー：子どもたちの遊びを手伝ったり見守ったり、相談に乗るなど、子どもの遊びをサポートする人

⁵⁶ 託児ボランティア：ボランティアで託児をする人

子育て支援施設の充実・整備の推進

利用者の意見を取り入れながら、子育て支援施設である「すくすくはうす」や「南箕輪小学校学童クラブ」、「南部小学校学童クラブ」の充実と有効活用を図ります。また、平成22年4月に設置しました「子育て教育支援相談室」では、教育支援相談員、子育て支援相談員による子育て・教育に対する不安・心配ごとの解消に努めます。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 地域クラブ活動やイベント等、様々な機会を通して、若者同士が交流し、出会う機会の支援を行いましょう。
- b 保護者同士が積極的に交流し、互いに支えあいながら子育てを行う組織づくりを進めましょう。
- c 子育て支援ネットワークや子育てボランティア等に参加し、子育てをしている親への支援を図りましょう。

(2) 事業者の立場から

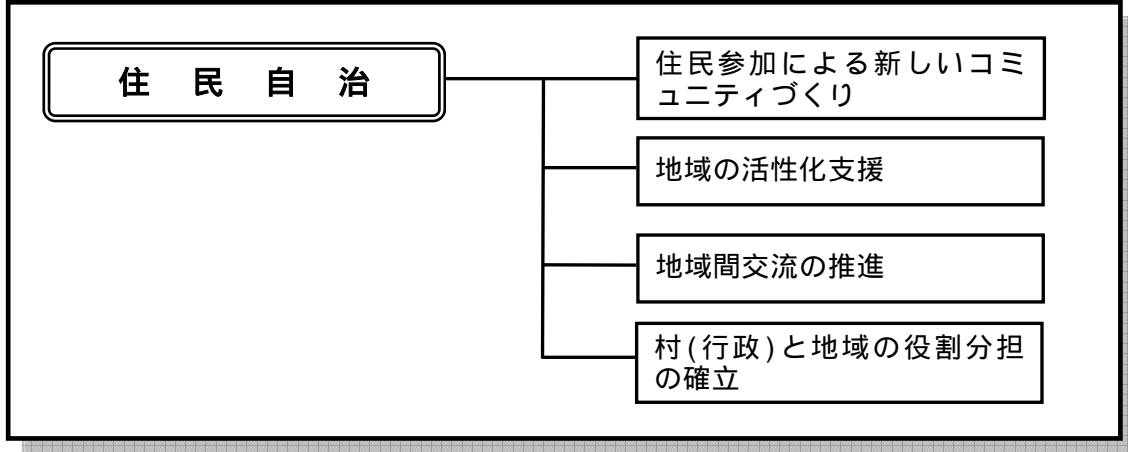
- a 若者キャリア教育等の受け入れを行うなど、若者の自立の支援を図りましょう。
- b 若者の雇用の場の創出に努めましょう。
- c 子育てと仕事を両立しやすい労働環境の整備を進めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
子育てサークル団体数	団体	3	10
学童クラブ施設数	か所	2	2
学童クラブ利用者	人	90	100
学童クラブ指導員の人数	人	7	7
ファミリーサポート 協力会員登録者数	人	0	20
子育て教育支援相談室	か所	0	1

第3章 力を合わせ、未来を拓くむら

1 住民自治



【現 状】

本村には12の区があり、それぞれに「組」が組織され、住民活動の基本単位となっています。近年、人口の増加に伴い、学生や若年勤労者の単身世帯を中心に「組」組織に加入しない世帯が増加しており、ごみ問題等の地域環境、行政からの情報伝達(村広報紙の配布等)、コミュニティ活動等の面で不公平感があります。なお、平成21(2009)年10月現在、1,841戸(全世帯の33.1%)が組へ未加入の状況です。各区では、様々な地域活動や行政事務の委託を受けた活動が行われており、区からの要望を受けて、村が地区実施計画を策定し、区と行政が協力し合って地域整備を進めています。

コミュニティ活動の拠点として、地区公民館等が整備されています。

近年、外国籍住民数が増加し、平成21(2009)年10月現在、569人が村内で暮らしています。

【課 題】

区未加入者や組未加入者の増加への対応

村と区による協働体制と地域づくり活動の活性化

産業や観光に結びつく地域間交流の推進

「自助・共助・公助」の考え方に基づく、住民、地区組織及び行政の役割分担の明確化

【施策の目標】

住民自治の再構築を図りながら、住民の主体的なむらづくり(地域づくり)活動を促進するとともに、住民と行政の連携による協働のむらづくりを推進します。

【主要施策】

(1) 住民参加による新たなコミュニティづくり

新たなコミュニティ組織の検討

「自助・共助・公助」を基本とした、住民と地区組織と行政の役割分担を明確にし、その必要性について住民へ周知するとともに、その役割を担う新たなコミュニティ（地区組織）について検討します。

区・組への加入促進

- a 区や組への加入を促進する地区の取り組みを支援します。
- b 役場窓口で区・組への加入を促進するとともに、役場業務の様々な場面で加入を呼びかけます。

多様な住民間交流の促進

村や区の行事・イベントをはじめ、PTA活動やサークル活動、ボランティア活動等様々な機会を活用し、住民との交流、世代間の交流等、多様な住民間の交流を促進します。

地区間の連絡・調整の強化

村全体の課題や地区を越えた課題に各地区が協力して取り組めるよう、必要に応じて区長会等を開催するなど、地区間の連携を促進します。

(2) 地域の活性化支援

新たな地区計画づくりと地区整備事業の実施

各地域が主体的に地域整備を進められるように、「地区計画事業」を見直し、行政と住民が地域組織の環境整備に果たすべき役割を明らかにするとともに、地域住民の参画の下に地区計画を策定し、協働で事業を推進します。

コミュニティ活動の活性化支援

- a コミュニティ活動を活性化するため、各地区での自主的な活動に対し必要に応じて助成を行うとともに、地域づくりのための講演会・研究集会等の開催を支援します。
- b 地域づくりに関する積極的な情報提供と組織間の連絡調整を行います。
- c 村職員の地区担当制を活用し、地区計画の策定の支援や地区と村行政との連絡・調整を行います。

地域づくりリーダーの育成

- a 地域づくりにつながる各種活動を活発化させるために、区長等と協力して、地域づくりリーダーを育成する研修活動等を推進します。
- b 地域に暮らす様々な知恵・技術を持つ人たちの協力を得て、地域の人材バンクを設置するとともに、それぞれの人が活躍できるような環境の整備を行います。

(3) 地域間交流の推進

市町村提携の検討

- a 大規模地震災害等に備え、同じ被害圏に属さない市町村との防災協力体制について検討します。

- b 民間主体で取り組まれている交流活動を基礎に、県外市町村との姉妹都市提携について検討します。

多様な交流の促進

農産物等を介した消費者グループ・団体等との交流や文化・スポーツ等、民間レベルでの多様な交流を促進します。

積極的な情報発信

村の活性化につなげるため、村のイメージキャラクター「まっくん」の活用や、村ホームページなど、様々な媒体を使って積極的に情報を発信します。

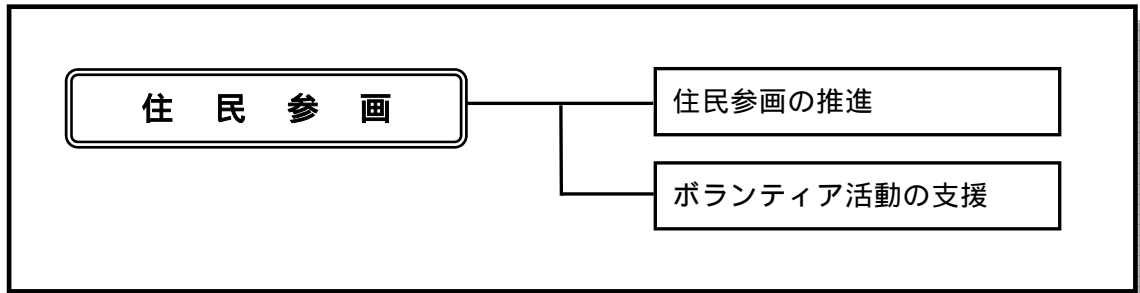
(4) 村（行政）と地域の役割分担の確立

「自助・共助・公助」の考え方を基本に、住民参加の下で、村が行うべき事業と住民が主体的に取り組む事業の区分けを明確化します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 各地域で地域づくりを推進する体制を整備しましょう。
- b 祭りやスポーツ、食文化、観光等を通じた、外国籍住民を含めた住民間の交流と他地域の人々との交流活動を推進しましょう。
- c 新たな地区計画づくりに参加するとともに、行政と協働して地区整備事業や地域福祉、地域防災等に取り組みましょう。
- d 地域の人材バンクに登録するとともに、互いに学びあう機会を設け、多様な学習活動を推進しましょう。
- e 行政サービス等について、村への意見や提案を積極的に行いましょう。



【現 状】

むらづくり委員会や各種審議会等、行政計画の策定等への住民参画を推進しています。地区計画の策定への住民参画を推進しています。

村内のNPO法人には、南箕輪わくわくクラブがあり、社会体育・地域文化の面で大きな役割を果たしています。

平成14(2002)年3月に「南箕輪村男女共同参画行動計画」を策定しました。平成18(2006)年には計画の見直しを図るためのアンケート調査を実施し、平成19(2007)年3月に平成23年度までの計画について改定を行い計画に基づき施策を推進しています。

【課 題】

住民参画のさらなる推進

むらづくりグループ・団体等ボランティア組織の育成

住民こぞって参加するむらづくり

男女共同参画のさらなる推進

【施策の目標】

住民がこぞって参画できるむらづくりをすすめます。

【主要施策】

(1) 住民参画の推進

住民参加のむらづくり

a むらづくり委員会や各種の審議会の中で、またパブリック・コメント等の方法により、住民と村行政が計画段階から一緒になって施策を進めるむらづくりの体制を築きます。

b 住民主役のむらづくりの仕組みを定めた指針「むらづくり条例」(仮称)の制定を検討します。

男女共同参画の推進

男女共同参画行動計画推進するため、男女共同参画推進委員を中心に計画に基づいた施策を推進するとともに、男女共同参画推進団体「パートナーシップ南みのわ」

の活動を支援します。

(2) ボランティア活動の支援

社会福祉協議会内における福祉ボランティアをはじめ、地域でのボランティア活動組織やNPO法人の立ち上げ、運営の支援、有償ボランティア等の検討、研修機会の提供等、必要に応じて適切な支援を行います。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 住民参画の機会を活用し、むらづくりに積極的に関わります。
- b 共通の関心を持つ人同士でNPO法人やボランティア組織を立ち上げ、村が抱える課題の解決等に取り組みましょう。
- c 女性も自ら研鑽^{けんさん}を深め、各種委員会等政策形成の場へ積極的に参画しましょう。また、地区組織の役員等に女性も積極的に参加しましょう。

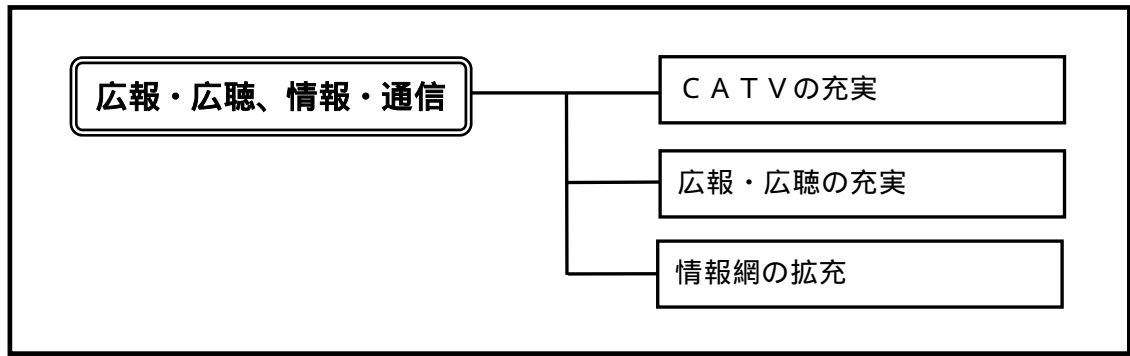
(2) 事業者の立場から

- a 村の一員として、専門知識・技術等を活かし、むらづくりに参画しましょう。
- b 男性を含めた育児休業制度や介護休暇制度の利用促進、結婚退職の見直し、出産後解雇・配転等の禁止、育児期間の残業や出張体制の見直しなど、子育てできる職場環境の整備を進めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
審議会等委員の女性比率	%	25.1	30.0

3 広報・広聴、情報・通信



【現 状】

平成8（1996）年度から伊那ケーブルテレビジョン（株）に制作を委託し、村の広報番組（15分間）を伊那ケーブルテレビジョンの1チャンネル内で土日に5回放送をしています。平成18（2006）年度からは、伊那ケーブルテレビジョンの村専用チャンネルで、村の広報番組を映像で、また文字情報の放送も行ない、防災情報については緊急割り込み放送により情報伝達を行っています。平成21（2009）年度には文字情報放送に音声合成機能を追加し、文字情報放送の補完及び視覚障がい者にも配慮した情報提供を行っています。

村のホームページを平成13（2001）年度に開設し、適宜検索機能の充実やアクセシビリティ⁵⁷の配慮に努めています。平成19（2007）年度には、メール配信サービスを開始し、登録者に火災・防犯・災害の緊急情報や入札や、イベントなどの村からのお知らせ、保育園・学校の情報の迅速な提供を行っています。

平成12（2000）～13（2001）年度に地域イントラネット⁵⁸の整備を行い、庁内LAN⁵⁹をはじめとして村内公共機関との情報ネットワークを構築しました。平成19（2007）年度には、村内公共機関との情報ネットワーク増強のため、伊那市有線放送農業協同組合の電気通信設備を借用し、超高速情報網の整備を行いました。

【課 題】

住民との協働による広報機能の充実

村ホームページの充実

村ホームページへのご意見投稿コーナーの充実や村政懇談会の開催等、広聴の充実

電子申請等、インターネットを使った行政サービスの充実

インターネット環境の高速化等、地域の情報網の整備促進

防災関連情報や緊急情報の確実な伝達

⁵⁷ アクセシビリティ：高齢者・障がい者を含む誰もが、支障なく情報を取得できる閲覧環境（ハード・ソフト・操作機器・モバイル等）への対応性

⁵⁸ 地域イントラネット：インターネット標準の技術を用いて構築された地域内ネットワーク

⁵⁹ 庁内LAN：庁内にあるコンピュータ同士を接続したネットワーク

【施策の目標】

情報通信技術（ICT⁶⁰）をはじめとした情報媒体を有効に活用したむらづくりを推進するとともに、誰もが電子情報の活用と発信ができる環境の整備を促進します。

【主要施策】

(1) C A T Vの充実

定期的にアンケートを実施するなどして、住民と協働して専用チャンネルの充実を図ります。映像の特性を活かし、住民が積極的に参加できる親しみのわく広報番組づくりに努めます。

(2) 広報・広聴の充実

情報提供の充実・促進

- a むらづくり活動の支援につながる広報紙を目指して、広報委員会を中心とした庁内の広報体制を確立するとともに、定期的な広報に関するアンケートの実施や住民からの意見聴取等、住民と協働して紙面の充実に取り組みます。
- b 自助、公助、共助の考えのもと、住民、地区、行政が太いパイプでキャッチボールするために情報の開示に努めます。
- c ホームページの即時性を活かし、議会情報や行政情報の迅速な提供を図ります。
- d 村ホームページにおいて住民が必要としている最新情報を必要なときに容易に取り出せるように、各担当で内容を更新できるシステムの導入や検索機能の向上等を図ります。
- e 高齢者や障がい者が利用しやすいように、村ホームページのユニバーサルデザイン化を促進します。
- f 携帯電話向けのホームページの充実や電子メールを使った行政情報の提供を促進します。
- g 村のイメージアップと住民活動の活性化、産業の振興等のために「南箕輪村ポータルサイト⁶¹」の作成を促進します。
- h 個人情報の保護に十分配慮した上で、積極的な情報公開を図ります。
- l 適宜メール配信に努め、メール配信サービス登録者数の増加を図ります。

広聴の充実

住民の声が村政により反映するように、村ホームページのご意見投稿コーナーを充実するとともに、村政懇談会の開催等、効果的な広聴システムの導入と充実を図ります。

(3) 情報網の拡充

- a 民間企業による高速・超高速情報網の整備を促進するとともに、伊那市有線放送農業協同組合・伊那ケーブルテレビジョンを活用した新たな情報ネットワークについ

⁶⁰ ICT：情報通信技術（information and communication technology）

⁶¹ 南箕輪村ポータルサイト：南箕輪村に関わる事業や個人のホームページを紹介する入口となるホームページ

て研究します。

- b 地上テレビジョン放送のデジタル化移行に伴い、平成23（2011）年度までに村内公共施設設備のデジタル化を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

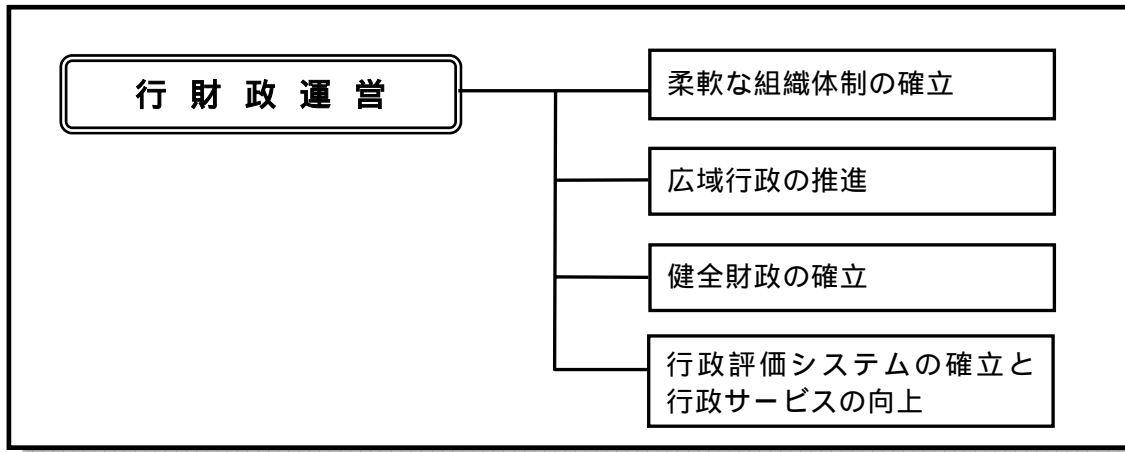
- a 広報紙の紙面づくりやC A T V広報番組に参加したり、広聴機能を積極的に活用し、よりよいむらづくりにつなげましょう。
- b ホームページを作成する際には南箕輪村に関する情報発信を進めましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 「南箕輪村ポータルサイト」の作成等、情報発信に努めましょう。
- b 南箕輪村の特産品や観光イベント等の情報発信を積極的に行い、産業を活性化させましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
村ホームページアクセス件数	件/年	95,906	500,000
メール配信サービス登録者数	人	2,057	3,300



【現 状】

村の一般会計予算の歳入総額は、村税は堅調に推移するものの、地方譲与税⁶²や交付金、地方交付税の減少が見込まれることから、今後5年間の一般財源⁶³で約2億円程度の減額が見込まれます。

村の起債残高の見通しは、一般会計では平成21(2009)年度末約40億5,000万円で、今後起債残高が年々減少する傾向にあります。また、下水道事業会計は平成21(2009)年度末約78億3,000万円で、事業完了予定年度の平成23(2011)年度末には約74億円になると見込まれ年々減少する傾向にあります。

消防、ごみ処理等多くの施策については、行政の効率性の観点から一部事務組合等により実施されています。

【課 題】

行財政改革の推進

税の課税・徴収等、事務の広域化についての検討

【施策の目標】

村の将来像の達成に向けて、長期的な展望の下で、投資効果を重視するなどより効果的・効率的な行財政運営を図ります。

【主要施策】

(1) 柔軟な組織体制の確立

- a 政策目標や戦略プロジェクト等を、効果的・効率的に実現するために、必要に応じて弾力的な組織の運営を図ります。

⁶² 地方譲与税：国が徴収した特定の税目を一定の基準により地方団体に譲与する地方税をいい、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある

⁶³ 一般財源：財源の用途が特定されずどのような経費にも使用することができるものをいい、地方税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたる

- b 行政評価の結果に基づき、必要に応じて組織編成の見直しを行います。
- c 職員の改革・改善意欲を高めるために、職員からの提案を採用・活用し、施策決定の迅速化と業務の合理化を図ります。

(2) 広域行政の推進

広域行政事業の推進

- a 現在、広域連合や一部事務組合で実施している情報処理、ごみ処理、介護認定、消防等の事務事業について、引き続き広域的に取り組みます。
- b 関係市町村と連携し、一部事務組合のあり方と効率良い運営方法について検討します。

広域連携の強化

- a 産業・観光・福祉・医療・教育・防災・土地利用等、圏域全体で協力・協調して取り組むべき課題については、近隣市町村との連携を強化して取り組みます。
- b 税の課税や徴収等、事務の広域化について検討します。

(3) 健全財政の確立

計画的な財政運営

- a 投資的事業の長期見通しとむらづくり委員会での検討結果を基に、5年間の財政計画を作成し、長期的な見通しの下での財政運営を図ります。
- b 「選択と集中」の原則に立ち、各種事業の適切な評価と厳正な選択を行いながら、財源の重点配分に努めます。

財源の確保

- a 南箕輪ブランド商品の開発等新地域産業の振興、起業支援や企業誘致等、自主財源の安定確保につながる投資を戦略的に進めます。
- b 財産収入及び使用料等を見直し、新たな財源確保を図ります。
- c 広報紙・ホームページ・封筒等を活用した広告収入の確保策を検討します。
- d 期限内納付と取扱手数料の支出の抑制を図るため、口座振替の利用を促進します。
- e 開庁時間外でも納付できる、コンビニエンスストア収納システムの利用促進や、滞納整理の強化により収納率の向上を図ります。
- f 税や使用料等の賦課や徴収の適正化に努めます。

歳出の節減

- a 事務事業及び組織編成など、行政組織運営全般の点検、見直しを行い、人件費の抑制に努めます。
- b 指定管理者制度の導入による業務委託の推進や、住民参加型サービスの推進による経費の節減に努めます。
- c 事業費コストの削減と計画的な施設の修繕によるライフサイクルコスト（建設費と維持管理・撤去を含めた総費用）の削減、入札制度の見直し等により経費の節減を図ります。
- d 行政としての必要性や投資効果等の観点から補助金などについて見直し、整理・統合するとともに、終期の設定や定期的な見直しなど、補助金の抑制に努めます。

(4) 行政評価システムの確立と行政サービスの向上

- a 事務・事業の内容をチェックし、改善につなげるための行政評価制度を確立します。
また、より効果的な制度となるよう、必要に応じて改善します。
- b 行政評価に基づき、事務・事業の効率化を推進します。
- c 接遇研修を実施するなど、窓口業務サービスの充実を図ります。
- d 住民基本台帳カードを利用した新たな行政サービスを提供します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 「住民ができることは住民で」という考え方のもとに、きめ細かな、地域に密着した住民参加型サービスの提供体制を整備しましょう。
- b 行政評価制度の導入に伴い、外部評価へ参画しましょう。

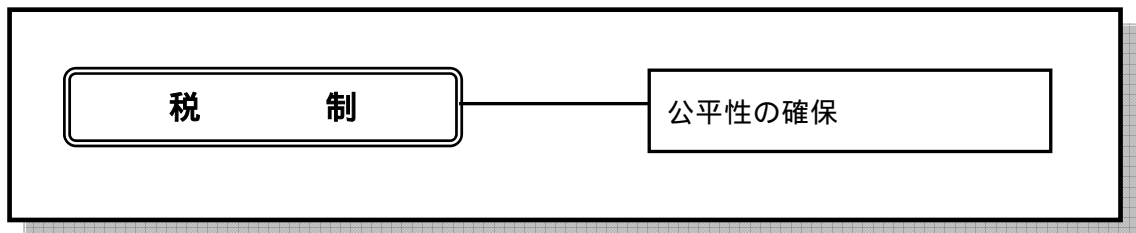
(2) 事業者の立場から

指定管理者制度を活用して、効果的・効率的な住民サービスを提供しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
広告収入(媒体数)	件	3	4

5 税制



【現 状】

国民健康保険税を除く村税の徴収率は、平成20（2008）年度末で、現年度分と滞納繰越分をあわせ94.3%となっています。

収納対策課の設置やコンビニエンスストア収納システムの導入などにより、徴収対策の強化を図っています。

【課 題】

徴収率の向上

未収金の整理

【施策の目標】

税の公平性を確保するため、徴収対策を強化し徴収率の向上を図ります。

【主要施策】

(1) 公平性の確保

徴収率の向上

電話や訪問による催告、コンビニ収納の導入等により、徴収率の向上を図ります。

滞納処分の実施

滞納者に対しては、財産の差押えなど適切な滞納処分を実施します。

行政サービスの一部制限

一定の手続きを経て必要と判断した滞納者に対しては、村の行政サービスを受けるにあたって制限を設けます。

国民健康保険税徴収率の向上

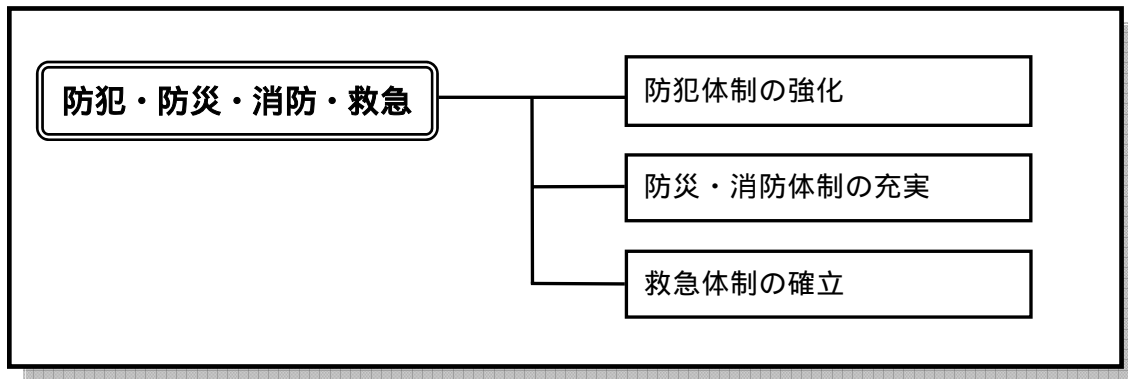
国民健康保険加入世帯において滞納がある場合、保険証交換時に、短期被保険者証又は資格者証の発行により納付を促すとともに、納税相談の機会を増やすなど、国民健康保険税の徴収率の向上を図ります。

地方税共同化

広域連合による徴収業務を中心とした地方税の共同化を推進し、公平性と税収の確保を図ります。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
村税(国民健康保険税を除く)徴収率	%	93.9	95.5
口座振替利用率	%	63.1	65.0
国民健康保険税徴収率	%	81.5	85.0



【現 状】

最近、子どもが犠牲となる事件が多発し、村内でも不審者事例が発生したり、放置家屋が見受けられるなど、地域全体で防犯活動に取り組む体制づくりが急務となっています。

駐在所の警察官配備は3名ですが、人口が増加し犯罪も多様化している中では防犯体制は十分ではありません。

宅地造成等で住宅地が広がったことにより、防犯灯の設置要望も増加しています。平成21年度までの3年間で約200基を整備してきましたが、まだ十分とはいえません。また、整備した防犯灯も年々老朽化しており、修繕や改修していく必要があります。平成18年に発生した「平成18年7月豪雨災害」を受け、地域防災計画の全面改正を行いました。

「自主防災組織」については平成18年度までに村内12地区全てで設立され、地域における防災体制は年々強化されてきています。しかし、防災に対する意識がまだまだ低く、各家庭・地域での防災対策は不十分です。

地域防災の要である「消防団」については、ここ数年団員定数を確保できない状態が続いており、団員確保に苦慮している状態です。各家庭や事業所においても十分な理解が得られておりません。

村内には自然災害発生危険か所として、段丘の周辺地域を中心に急傾斜地崩壊危険か所6か所、地すべり危険か所3か所が指定され、滝ノ沢川・栃ヶ洞沢川に土砂災害危険か所2か所、大泉川・大清水川に土石流危険渓流3か所が指定されています。

近年、災害の特徴として、ゲリラ雨、集中豪雨による土砂災害が全国各地で発生しており、本村でも平成19年（2007）に土砂災害警戒区域（56か所）、土砂災害特別警戒区域（45か所）が指定されました。

火災件数はここ数年約10件/年ほどで推移しています。内容としては、住宅火災がもっとも多い状況となっています。また、住宅用火災警報器の設置については、既設住宅においても平成21年6月から義務化となり、広報紙や消防団によるPRなどの普及推進を図っています。

常備消防及び救急業務は伊那消防署の管轄となっています。

【課題】

地区防犯組織の再整備と活動の強化、危険か所の解消
防犯ボランティア組織の育成、ネットワークづくり
警察力の充実促進
消防団員の確保と自主防災組織を核とした地域防災体制の充実
河川の水害対策・土砂災害危険地域の防災対策の強化
救急体制の強化

【施策の目標】

安心して暮らせる安全な村を目指し、住民や関係機関と連携しながら、防犯・防災・消防・救急体制の充実を図ります。

【主要施策】

(1) 防犯体制の強化

地区防犯体制の強化

- a 地域において自主的な防犯活動ができるよう地区防犯組織の見直し、再整備を進めます。特に、子どもや女性などへの見守り体制の整備を促進します。
- b 犯罪が起きにくい村にするため、放置家屋やたまり場等の解消、防犯灯の適正な配置等危険か所の解消を進めます。
- c “見せる防犯”のひとつとして、青色回転灯積載車の活用や防犯ボランティアによる子ども見守りパトロール等により、住民との協働による安心安全なむらづくりを促進します。
- d メール配信、防災無線等を活用して情報の提供を行っていきます。

警察力の充実

多様化する犯罪と人口増加に対応するため、駐在所の交番化を要請していきます。

(2) 防災・消防体制の充実

自主防災組織の育成

- a 自主防災組織の機能の充実を図るため、より実践的な訓練や研修が行えるよう支援します。
- b 防災意識の向上を図るため、広報等による啓発活動の充実を図ります。

施設・機材等の整備

- a 避難所、避難路となる道路等の段差の解消等、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- b 役場庁舎をはじめとする公共・公益建物や住宅の耐震診断の実施と耐震性の向上、道路や橋梁^{きょうりょう}の耐震性の確保、上水道施設の耐震性・防災性の強化を図ります。
- c 地域防災計画に基づき、防災用資機材の適正な整備、住宅地の増加に対応した消火栓、防火水槽等の消防水利の確保等を図ります。
- d 自主防災組織や各家庭に対し、防災用資機材や非常食料品の確保を促進します。

応急体制の確立

- a 災害に関する情報伝達のため、より質の高いデジタル防災行政無線の整備を進めます。
- b 災害時の避難所の確保と耐震性の向上、避難時に対応した設備の充実を図ります。
- c 災害時に避難施設を円滑に運営できるよう、自主防災組織との合同研修会等を実施します。
- d 県等の関係機関と連携して、音声告知による避難誘導體制の確立を検討します。

消防団・赤十字奉仕団の充実

- a 消防団員等の確保を図るとともに、地域ぐるみで消防団・赤十字奉仕団を育成していきます。
- b 消防団・赤十字奉仕団の技術向上のため、各種訓練や講習会の実施を図ります。
- c 災害時に、より効果的な対応ができるよう、消防団・赤十字奉仕団と自主防災組織との連携強化を図ります。

国民保護計画の見直しと体制整備

- a 必要に応じて国民保護計画⁶⁴を見直し、計画実施のための体制の整備を図ります。
- b 有事の際には、災害対策本部と連携し、警報の伝達、避難の指示・誘導、救援の指示・実施、武力攻撃災害への応急措置、住民生活の安定と応急復旧等を実施します。

(3) 救急体制の確立

広域消防組合の体制強化

広域消防組合のより効率的で効果的な救急体制と消火・防災体制を強化するため、出勤エリアの見直しを働きかけます。

消防団員及び赤十字奉仕団員の技術向上

消防団員及び赤十字奉仕団員の応急手当技術の習得を進め、広く住民への指導ができる体制づくりを進めます。

自動体外式除細動器（AED）の活用

公共施設や各地区等への自動体外式除細動器（AED）の設置を図るとともに、講習会を行います。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 地域ぐるみで考えた子どもたちの安全を確保するための有効な手段を継続して取り組みましょう。
- b 地震時の被害を最小限に抑えるため、安全な部屋での就寝と家具類の固定、ブロック塀の生け垣化等、自宅での防災対策に取り組みましょう。
- c 消防団や地域の自主防災組織や防犯組織に積極的に参加しましょう。
- d 防災マップづくりに取り組みましょう。

⁶⁴ 国民保護計画：国民保護法に基づいて、武力攻撃事態等による国民生活に及ぼす影響を最小にするため、責務、避難、救援、災害への対処等、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画

e 研修会等へ参加し、自動体外式除細動器（AED）の操作等を含む応急手当の技術を身に付けましょう。

(2) 事業者の立場から

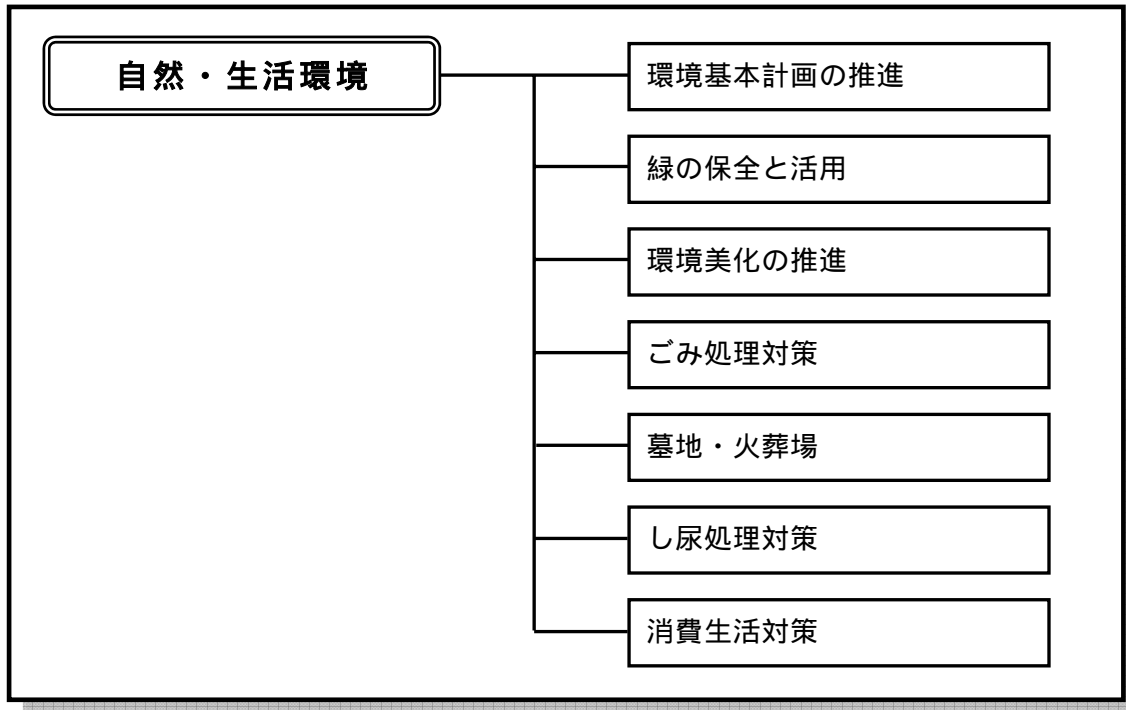
- a 子どもたちの安全を確保するための取り組みに協力しましょう。
- b 職場での自主防災組織の整備を図りましょう。
- c 消防団協力事業所に登録するなど、消防団や地域防災活動に対し積極的に協力しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
防災ボランティア組織 (企業等)	団体	0	3
防犯ボランティア組織	団体	3	5
消防団協力事業所	事業所	10	20

第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら

1 自然・生活環境



【現 状】

本村は西に中央アルプス東に南アルプスを望み、天竜川の河岸段丘と大泉川などの扇状地に広がる村であり、それらが美しい景観をつくり出しています。また、緑豊かな本村の自然資源として、飛地山岳地帯のほか、各地域の平地林、段丘の斜面緑地が残されています。

飛地においては森林整備事業を実施し、県の治山事業により間伐、山腹工事を実施するなど森林整備が進んでいます。しかし、間伐期を迎えながら手が入らない部分も広く見られます。

村内では松枯損木処理、大芝高原内での樹幹注入など松くい虫被害の予防対策を実施してきましたが、平成22年10月に松くい虫被害がはじめて確認されました。

私有の平地林や段丘林は、宅地化が進み徐々に減ってきています。

村の緑の大きな構成要素である農地は、耕作放棄地が拡大しています。

景観形成については、平成17(2005)年度に国道361号沿線が屋外広告物禁止区域⁶⁵(南原・沢尻地区)の指定がされ、無秩序な広告物の乱立を防いでいます。また、適用除外の広告物についても、デザインの統一化を図るガイドライン⁶⁶を策定し、広告物の統一化による景観の保全に努めています。

⁶⁵ 屋外広告物禁止区域：県の屋外広告物条例に基づき屋外広告物の設置等に規制がかけられている区域

⁶⁶ デザインの統一化を図るガイドライン：上伊那地域景観推進会議で策定された、自己用広告物のデザインの統一や設置に関する指針

ごみのポイ捨てや不法投棄、また、ごみ出しルールを守らない例が後を絶たない状況があります。

知っているれば防げる詐欺商法の被害が多発しています。

【課題】

地球温暖化防止対策の推進

新エネルギー⁶⁷導入の推進

森林整備事業の推進

松くい虫被害対策の充実

ごみ減量と資源化・再利用の促進

ごみ出し・収集体制の再編

環境美化の推進

景観の保全と景観形成活動の促進

墓地公園の適正配置と適切な維持管理

消費者被害の防止

【施策の目標】

自然と共に、安心して快適に暮らせる村を目指し、環境行政の推進や森林整備、墓地管理や消費者被害の防止などを推進します。

【主要施策】

(1) 環境基本計画の推進

環境基本計画の推進

環境基本計画に基づき、住民・事業者・行政が協働して取り組みを進めます。また、ISO14001⁶⁸、エコアクション21⁶⁹の認証取得を促進します。

地球温暖化対策の推進

村が行う事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するために、地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に基づいた取り組みを推進します。

自然環境保全条例に即した施策の推進

自然環境保全条例や関係条例などに基づき、時代に即した施策を推進します。

新エネルギー導入の推進

村地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギー施設の導入を推進します。

⁶⁷ 新エネルギー：石油代替エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ない太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、中小規模水力発電、バイオマス熱利用、バイオマス発電などをいう

⁶⁸ ISO14001：企業や団体内の組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格

⁶⁹ エコアクション21：ISO14001をベースとし、中小事業者でも取り組みやすいように環境省が定めた環境経営システム

(2) 緑の保全と活用

森林整備・保全の充実

- a 貴重な水資源と森林資源を抱える飛地については、国・県の治山事業を活用しながら適正な保全と維持管理を図ります。
- b 大芝村有林は、「大芝村有林整備基本計画」に基づき整備を進めます。
- c 私有林は、国や県の補助金に該当する事業や森林づくり県民税活用事業を利用しながら、森林整備の促進を支援します。
- d 森林の保全に向けて、間伐材の片付けなどを行う森林ボランティアの育成を図ります。

里山の保全と活用

かつては里山として親しまれてきた各地域の平地林、段丘林の保全を図るため、森林整備計画及び森林整備事業計画に基づく整備を促進するとともに、森林整備等に関する相談体制の充実を図ります。また、地域のシンボルとしての里山を地域住民の^{うるか}潤いとやすらぎの場として活用し、大切に守り育てていくことを推進します。

自然景観と田園景観の保全

村の大きな魅力であり、財産でもある、自然景観と田園景観の保全を図るための方策を検討します。

松くい虫被害の予防と被害対策の推進

村の代表的な樹木である赤松などを松くい虫被害から守るために、予防・防除を引き続き実施します。

自然学習の推進

- a 親子や住民が、より自然環境に親しめるよう、県や自然愛好家や信州大学などの協力を得て、「自然ふれあいマップ」の作成などに取り組みます。
- b 学校教育・社会教育などを通じた環境教育・自然体験学習を推進し、住民の自然環境保全意識の高揚を図ります。

(3) 環境美化の推進

美化運動の推進とポイ捨ての禁止

- a 美しいむらづくりに向けて、環境の保全に関する条例を制定し、ポイ捨て禁止についての項目を設けます。
- b 全村一斉の美化運動を開催するとともに、各区や各団体など、住民の自主的な美化活動を促進します。

美しい景観づくりの推進

- a 南箕輪村都市計画マスタープランに基づき、住民・事業者の参加の下、景観形成計画と景観形成指針（ガイドライン）の策定を検討します。
- b 新たに開発が見込まれる地域などを中心に、景観形成住民協定などによる自主的な景観保全・整備の取り組みを促進します。
- c 地区ごとに景観づくりのテーマを決め、地区の特色を生かしながら自然や歴史と調和した景観づくりを促進します。
- d 景観に配慮した屋外広告物などの設置と整理を促進するとともに、統一的なデザ

イン・色彩に配慮した看板づくりを促進します。

- e 公共建築物の建設・建替え、道路や橋梁^{きょうりょう}などの整備、河川の改修などにあたっては、周囲の景観に調和した統一的なデザインや色彩を採り入れるなど、民間に先立つ景観形成の取り組みを推進します。
- f 花と緑の景観づくりに向け、住民の花いっぱい活動を促進するとともに、取り組みの拡大を図ります。
- g 学校教育や社会教育において景観学習の推進を図り、看板や建築、街並みデザインに対する住民の関心、意識を高めます。

(4) ごみ処理対策

ごみの排出量の抑制と資源化率の向上の推進

- a ごみの排出抑制と資源化率の向上を図るため、ごみ排出実態調査を行います。
- b 分別の徹底などを行うため、広報活動の充実、学校教育・社会教育での環境学習の推進など、循環型社会形成に向けた意識の啓発に努めます。
- c 資源化率の向上のため、住民主体のフリーマーケットの支援など、住民のリサイクル活動を促進します。
- d 家庭ごみの減量を図るため、継続して生ごみ処理機設置に対する補助を行います。

ごみ処理・リサイクル体制の整備

- a 家庭のごみ出し・収集における住民間の負担を公平にするため、ごみステーションの再編など、ごみ出し・収集システムの見直しを検討します。
- b ごみ処理、リサイクル施設の整備を、広域的に検討します。

産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正な処理が行われるように、県とともに必要な処置を講ずるよう努めます。

(5) 墓地・火葬場

墓地公園の維持管理と新規造成の検討

- a 墓地公園について利用者負担を求め、適切な維持管理に努めます。
- b 住民要望などニーズを把握した上で、墓地公園の新設を含めて検討を行います。

火葬の委託

火葬については、引き続き伊那市と駒ヶ根市の火葬場に委託します。

(6) し尿処理対策

農業集落排水施設を公共下水道へ接続し、し尿・生活排水処理の統合を行うとともに、公共下水道施設等の長寿命化を図るため、適正な維持管理を行います。また、伊那中央行政組合による衛生的なし尿処理体制の維持・管理に努めます。

(7) 消費生活対策

消費者意識の啓発

- a 関係機関と連携し、学校教育や社会教育などでの消費者教育、出前講座の開催な

どを通じ、消費生活や環境問題などについて意識啓発を図ります。

- b 広報紙やパンフレットなどを通じて、商品の安全性や様々な消費者トラブルなどに関する具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努めます。

消費者保護の体制づくり

- a 様々な消費者問題に迅速に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実を図ります。
- b 県の消費生活センターと連携し、必要に応じて苦情相談窓口を開設します。
- c 「村消費者の会」などを支援するとともに、食品の安全性やリサイクル活動、消費者被害の防止などの消費者の自主的な活動を促進します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 豊かな自然を次世代に引き継げるよう、様々な環境保全の取り組みを進めましょう。
- b 日常生活における省エネルギーや新エネルギーの導入などにより、地球温暖化防止の取り組みを進めましょう。
- c 家庭の冷暖房温度の目標を掲げましょう。
- d すべての消費者がエコ感覚を磨きましょう。
- e 所有している森林を積極的に整備しましょう。
- f 村育樹祭に積極的に参加しましょう。
- g 「自然ふれあいマップ」の作成などに参加するとともに、平地林や段丘林などの保全活動を自主的に行いましょう。また、森林を活用した学習活動や体験活動、森林保全のボランティア活動に取り組みましょう。
- h 枯れた松を発見したときには、村に連絡するなど、村内での松くい虫被害を最小限に食い止めましょう。
- l 景観形成計画の策定への参加や景観協定の締結など、美しい景観づくりに取り組みましょう。
- j 家庭や地域においては、子どもに対する環境教育を充実させましょう。
- k 自治会や地域住民、事業者及び教育関係者、その他関係機関と連携し、ごみの減量化と資源のリサイクル化に取り組みましょう。
- l 清掃ボランティア活動など、地域で協力して行う環境美化活動やごみのポイ捨て防止、不法投棄の防止などに取り組みましょう。

(2) 事業者の立場から

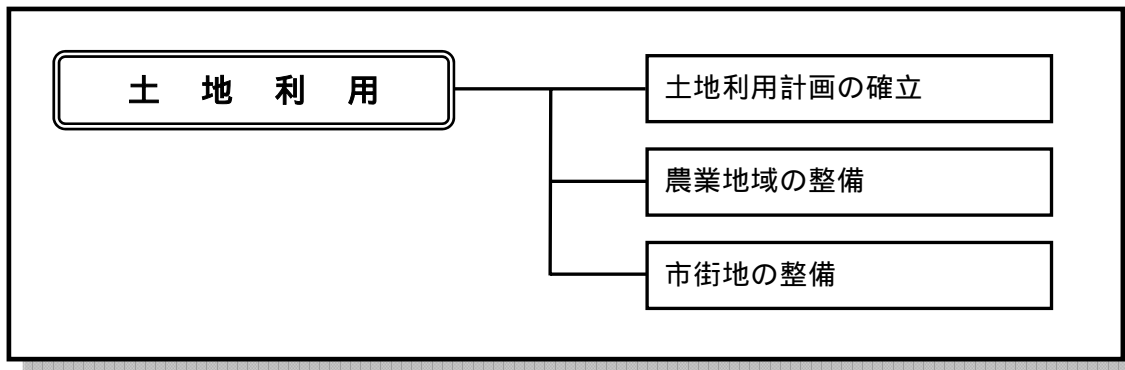
- a 省資源・省エネルギーの徹底を図るとともに、環境にやさしい商品の開発・製造・販売を進めましょう。
- b ISO14001、エコアクション21の認証取得に努め、企業活動や製品・サービスの環境負荷低減を継続的に改善しましょう。
- c 地域で協力して田畑や身近な森林の維持・管理を図るとともに、農薬・肥料の適正使用と処理を行いましょう。

- d 村全体の景観に関心を持ち、自然や街並みと調和したデザインの店や工場づくりなどを進めましょう。
- e グリーン購入⁷⁰を進めるとともに、減量化・再利用・再生利用の徹底など、事業所から排出するごみの削減を進めましょう。
- f 各種リサイクル法に基づき、収集体制の整備を図るとともに、廃棄物の適正処理を行いましょ。
- g 産業廃棄物は、関係法令を遵守し、適正な処理を行いましょ。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
「自然ふれあいマップ作成委員会」委員	人	0	5
森林ボランティア	人/年	0	20
自然観察会参加者	人/年	0	延べ40
美化運動参加者	人	2,337	5,000
ごみ1人1日排出量(総量)	g/人/日	511	501
ごみ資源化率(重量比)	%	29	31
生ごみ処理機設置世帯数(稼働分)	戸	376	650

⁷⁰ グリーン購入：国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づいて、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること



【現 状】

本村の土地利用は、住民が居住していない飛地山岳地帯を別とすると、標高の高い上段（西部）は畑・酪農・集落・工場地帯、中段は水田・集落・市街地、下段は住宅・水田・工場地帯という構成になっています。

土地利用の動向をみると、農地や山林などの自然的土地利用が60%以上ですが、人口と世帯数の増加に伴い、農地などの宅地化が進んでいるため、優良農地の確保や集積、有効利用などに支障が出ており、農業以外の産業用地が不足してきています。都市計画の用途地域は上段の大芝公園、伊那インターチェンジ・信州大学農学部・上伊那農業高校など学校周辺の集落、中段の国道153号沿いの市街地及び下段の工業用地に設定されており、住宅と農地あるいは工場と農地が混在している状況にあります。

【課 題】

農業振興地域整備計画の見直し
 優良農地の確保と農地の耕作放棄地化の防止
 住宅地形成・住宅立地の規制・誘導の強化
 インターチェンジ周辺などへの商業施設の誘導
 北原工業団地のエリア拡大
 国道361号沿いの農地・景観の保全と計画的な開発の検討
 隣接する市町の土地利用計画との整合性の確保

【施策の目標】

自然との共生、公共の福祉の優先、健康で文化的な生活環境の確保、農業や商工業など地域産業の振興を基本として、総合的、計画的な土地利用を図ります。

【主要施策】

- (1) 土地利用計画の確立
 - 国土利用計画の推進
 - a 村土利用の長期的指針となる国土利用計画（南箕輪村計画）に基づき、土地利用

の誘導に努めます。

- b 土地利用について隣接市町との調整を図ります。

農業振興地域整備計画の見直し

農地の高度利用、農業生産基盤の整備充実を図るため、農業集落の生活環境と都市計画との調整を図りながら農業振興地域整備計画の見直しを検討します。

都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を抑制し、快適で機能的な市街地・住宅地の形成を図ります。

緑の基本計画の推進

緑の基本計画に基づき、村内の緑の整備と保全を図ります。

(2) 農業地域の整備

優良農地の保全と農地利用の集積

- a 農業生産の基盤である農地については、生産性の高い優良農地の保全に努め、ほ場基盤整備の推進、農業経営の拡大、生産基盤の強化を図ります。
- b 営農規模の拡大による農地の有効活用と担い手の育成を図るため、集落営農組織「まっくんファーム」の育成と法人化推進、農地利用の集積や集団的な栽培の促進に努めます。

農地の耕作放棄地解消対策

農地の有効活用及び地域環境の悪化防止、農業生産性の維持を図るため、総合的な営農支援対策の展開による作付けの促進、担い手への農地集積、市民農園としての活用などによる耕作放棄地解消とその発生防止に努めます。

(3) 市街地の整備

適正な開発の促進

地域の自然環境の保全と居住環境の維持・向上を図るため、各種土地利用規制に基づく民間の開発に対する指導・誘導など、適正な開発の促進に努めます。

商業拠点の形成促進

住民の生活利便の向上、地域の商業機能の充実を図るため、関係者の協力を得ながら、県道伊那インター線や国道153号沿いなどを中心に商業施設の誘導・集積促進に努めます。

企業立地の促進

就業の場の充実、村経済の活性化を図るため、北原工業団地のエリア拡大など企業誘致に努めます。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 「公共の福祉」の基本理念のもとに、市街地の計画的な整備に協力し、土地を有効利用しましょう。
- b 各地域で話し合い、美しい自然や田園環境と調和した街づくりを進めましょう。

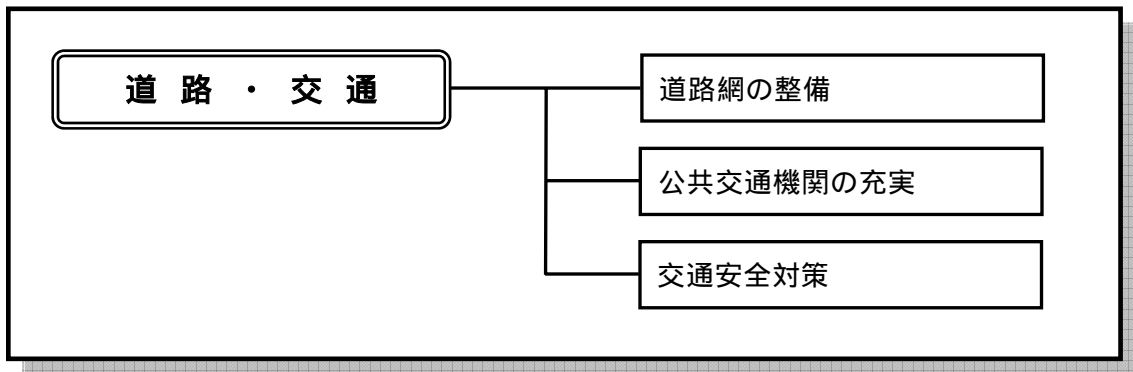
(2) 事業者の立場から

- a 関連企業情報の提供など、企業誘致に協力しましょう。
- b 魅力的な店づくりを進めるとともに、買物環境の整備、空き店舗の活用を進めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
緑地量(全村面積比)	%	60%	60%
都市公園数	か所	4	4

3 道路・交通



【現 状】

広域高速交通網として、松本・長野/東京方面と名古屋方面を結ぶ中央自動車道が南北を貫いており、伊那市との境に伊那インターチェンジがあります。

平成17(2005)年度に伊那谷と木曽谷を結ぶ権兵衛トンネルが開通し、両地域の連携強化や観光・産業の活性化などが期待されます。

国道153号が中段東部を南北に走り箕輪町、伊那市と結んでいるほか、国道361号が上段南部を東西に走り木曽谷と伊那谷を結んでいます。

県道吹上北殿線、同伊那北殿線は広域的な国県道からの分岐・分散の重要な路線ですが、未整備区間があり、車のすれ違いや歩行者の安全確保が困難な状況です。

整備済みの都市計画道路は、幹線道路として重要な役割を果たしています。平成22(2010)年度に新しい天竜橋が完成し、国道153号伊那バイパスの南箕輪村区間が完了しました。

生活道路については、狭い道路が多く、普段の通行や緊急自動車の通行に差し支えている路線があります。生活道路の拡幅や道路側溝の新設などの要望が寄せられています。

幅員の狭い橋梁^{きょうりょう}や老朽化した橋梁^{きょうりょう}は、耐震性の問題もあり架け替え・補修が必要ですが、多額の費用を要するため実施できない状況にあります。

村内の交通事故件数は人身事故・物損事故とも増加しており、特に交差点及び交差点付近の事故が多く対応が急務となっています。

公共交通については、JR飯田線が村東部を南北に走っているほか、バス路線(村内巡回バス(まっくんバス)、西箕輪線)が設定されています。

【課 題】

道路整備計画の確立

広域幹線道路の整備促進

国道153号伊那バイパスの周辺道路整備促進

県道の整備促進

都市計画道路の整備及び再検討

東西アクセス道路など、村内幹線道路の整備

生活道路の計画的な整備

橋梁きょうりょうの点検・補修

道路の緑化推進など道路環境の整備

交通安全施設などの整備

バス路線の利用促進、維持存続、代替バスなどの検討

JR 北殿駅、田畑駅周辺及び踏切の整備

巡回バスを基本とする総合的な公共交通体制の整備

【施策の目標】

住民生活の利便性の向上と経済活動の活発化に向けて、広域幹線道路網の整備を促進するとともに、身近な生活道路の整備、歩道の設置や道路緑化など安全で快適な道路網と潤いのある道路空間の整備を図ります。また、公共交通の維持・確保を図ります。

【主要施策】

(1) 道路網の整備

道路整備計画の確立

国・県と連携して、中長期にわたる道路整備計画の確立を推進します。

幹線道路の整備

- a 国道153号伊那バイパスの完成に伴い周辺道路の整備を促進します。
- b 県道吹上北殿線、同伊那北殿線の未整備区間の整備を促進します。
- c 都市計画道路は優先順位の高い路線から整備を進めるとともに、優先順位の低い路線については整備の必要性について再検討します。
- d 幹線道路の整備にあたっては、地元地区と十分に協議します。

生活道路の整備

- a 安全で快適な生活環境の確保に向けて、地区との協働により、道路幅員の拡大や側溝の整備、舗装改良など、生活道路の整備を図ります。
- b 市街地・集落・通学路など、歩行者が多い区間の歩道の設置、段差解消など歩きやすい道づくりを推進します。
- c 道路の維持・管理・補修について、里親（アダプト）制度⁷¹の導入を図るなど、住民参加型の道路管理手法を検討します。
- d 村境付近の村道では、重要度の高い路線について、村計画で舗装整備を進めます。

橋梁きょうりょうの架け替え・改良の検討

橋梁きょうりょうの点検と長寿命化計画の策定を行うとともに、点検結果をもとに橋梁への補修・架け替えを検討します。

道路の緑化推進

主要幹線道路の沿線に草花を植栽するなど、緑化を推進します。

⁷¹ 里親（アダプト）制度：住民が、道路や公園などの公共の場所をあたかも我が子の面倒をみるように、日常的に環境美化活動を行うこと

(2) 公共交通機関の充実

鉄道交通の充実

- a 交通の利便性の向上に向け、村の玄関口としてＪＲ各駅の周辺環境整備などを検討し、ＪＲに対しては踏切の拡幅等を要望します。
- b 北殿駅前公衆トイレや駐輪場の適切な維持・管理の方法を検討するとともに、ＪＲに対しダイヤの改善を要望するなど、鉄道利用者の快適性と利便性の向上を促進します。

バス交通などの確保・充実

- a 生活路線である西箕輪線の運行維持のため助成を行います。
- b 福祉移送サービスをはじめ、児童・生徒や高齢者、障がい者ら交通弱者が利用しやすい移手段の確保に努めます。
- c 総合交通対策検討委員会及び地域公共交通会議の意見を踏まえ、生活の足を確保する交通手段として、まっくんバス運行を基本としながら、路線バス、スクールバスなどを含めた、利便性の高い交通システムを整備します。

(3) 交通安全対策

道路環境の整備

交通事故分析に基づき、交通事故が発生しやすい交差点の改良や歩道の整備、交通安全施設の充実を図ります。

交通安全活動の推進

- a 子どもや高齢者への交通安全教室の開催など、交通安全教育の充実を図ります。
- b 事業所と地域の連携を促進し、共に交通安全に取り組む体制づくりを進めます。
- c 交通安全協会や安全運転管理者協会の活動を支援し、地域の安全運動の活性化を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

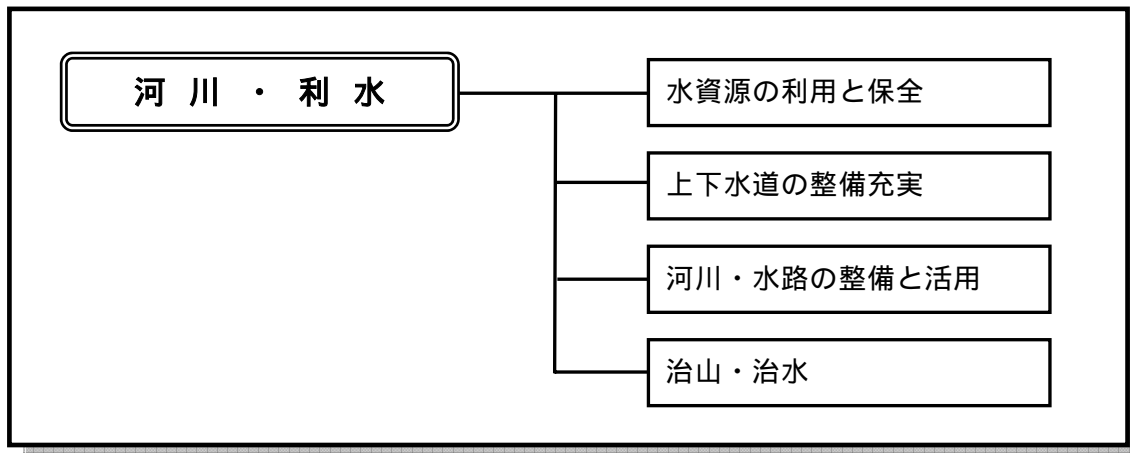
- a 道路の里親（アダプト）制度に取り組み、道路の緑化やカーブミラーの点検整備など、道路環境の整備に取り組みましょう。
- b 交通危険か所をチェックする活動を自主的に行うとともに、交通安全教室へ参加しましょう。

(2) 事業者の立場から

ガイドラインに沿った看板の整備、敷地内緑化や除草、敷地前の道路の清掃や側溝の掃除、未利用地の有効活用などに協力しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
村道舗装率の向上	%	75.6	80
都市計画道路整備率の向上	%	12	15
生活バス路線	路線	1	1
まっくんバス利用者数	人/年	11,801	12,000
交通事故死亡者数	人	0	0



【現 状】

村内には国で管理する一級河川の天竜川、県で管理する一級河川の大泉川・大清水川があります。準用河川⁷²は10河川あり、その多くは湧水が水源となっており、わさび栽培やかんがい用水に使われています。

天竜川については堤防の嵩上げや補強が随時行われていますが、大雨時における村内2か所の霞堤⁷³からの逆流による住宅地への浸水被害が危惧されています。平成18(2006)年大雨による災害では天竜川の水位上昇により霞堤からの浸水被害はなかったものの、大清水川への水路があふれ神子柴地区において床下浸水の被害が発生しました。

大清水川など、未整備か所が残っている河川があります。また、天竜川周辺に外来種であるアレチウリが拡大していくおそれがあります。

用悪水路⁷⁴については、農業用水と生活用水が混在し各土地改良区と村との管理区分が明確になっている中で、それぞれの管理範囲において維持管理が行われています。

現在、村の生活用水は村営水道のほか、神子柴簡易水道と伊那市営水道によってまかなわれており、普及率は99.9%です。村営水道では給水量の約85%を企業団から受水しており、水質、水量の確保、安定化が図られています。

公共下水道事業は平成3(1991)年度に着手し、平成22(2010)年度に一定の基盤整備を完了しました。

農業集落排水事業は、平成8(1996)年度をもってほぼ整備を完了しました。

⁷² 準用河川：一級河川・二級河川以外の河川で、市町村が指定したもの。二級河川に関する規定が準用される

⁷³ 霞堤：河川に沿って堤防をとこところ切断し、上流側の端を外側に延長して重複させたもの。洪水時にはそこから遊水池に導き、本流の水位を低下させる。

⁷⁴ 用悪水路：登記上の名称で、公図に青線で表示されている地番のない水路。一・二級河川及び準用河川以外の普通河川

【課題】

安定した水源の確保

湧水^{ゆうすい}の保護を含む総合的な水循環の保全

河川・水路の洪水対策

水質汚濁の防止と親水空間の充実

安心、安全で安定した水を供給するための老朽管更新など水道施設の充実

下水道事業の健全化

農業集落排水事業と公共下水道の統合

農業水利の充実

【施策の目標】

安全で良質な水の安定供給と快適な居住環境の確保を図るため、水資源の確保や水質の保全、上下水道事業の推進や河川環境の整備などを図ります。

【主要施策】

(1) 水資源の利用と保全

水源の保全

- a 水源の保全とかん養のため、関係機関や住民と連携しながら、源流地帯の森林の保全・育成を図ります。
- b 湧水^{ゆうすい}も含めた水源の汚染を防止するため、定期的な水質検査を行うとともに、監視・保護体制の整備・強化を図ります。

水質汚濁防止の推進

- a 下水道への接続や合併浄化槽の設置などを促進します。
- b 河川への環境負荷の低減を図るため、家庭で手軽にできる生活排水対策の普及を図ります。
- c 工場・事業所等に対して水質汚濁防止法、村条例などに基づく指導と法適用外の小規模事業者に対する指導を徹底します。
- d ゴルフ場や農地への農薬・化学肥料の使用を可能な限り抑制するよう働きかけます。
- e 里親（アダプト）制度の導入支援など、住民の河川愛護の取り組みを支援・促進します。

水資源の有効活用の促進

住民や工場・事業所などに対し、節水や雨水・風呂水などの雑用水の日常的な利活用について啓発を行うとともに、雨水利用施設設置に対する国の助成制度などの周知を図ります。

農業用水の確保

- a 広域農業用水である天竜川水系の用水確保を促進するとともに、大泉川などの村内水源の確保に努めます。
- b 西天竜水系等農業用水施設の維持管理を促進するとともに、ほ場の整備に対応して水利施設の計画的な整備・充実を図ります。

(2) 上下水道の整備充実

安全で豊富な水の供給

- a 漏水を防止し、水を有効に利用するため、下水道整備工事と連携を図りながら、計画的に老朽管の更新などを進めます。
- b 地震災害などに備え、住民参加の下で災害時の復旧計画の策定を図るとともに、水道施設の耐震化、非常用水源の確保、施設の管理図面や台帳などの二重保存、給水タンク・応急復旧用資機材の整備、近隣市町との応援体制の強化などを進めます。
- c 事務・事業の一層の効率化を図るとともに、必要に応じて適正な料金等を見直すなど、経営の健全化を図ります。

下水道事業の推進

- a 公共下水道の整備を推進するとともに、整備済みの地区においては、公共下水道への接続を促進します。
- b 農業集落排水施設を公共下水道へ統合し、排水処理の効率化に努めます。
- c 下水道等集合処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- d 下水道事業の経営の健全化と効率化を進めます。

(3) 河川・水路の整備と活用

未改修河川の整備

- a 一級河川の未改修部分について、県に整備を引き続き要望します。
- b 準用河川の護岸補修や浚渫^{しゅんせつ}⁷⁵、適切な維持管理を図るとともに、計画的な改修整備を検討します。
- c 河川の改修にあたっては、多自然型工法⁷⁶の採用など、自然環境・景観に配慮し、潤いのある親水空間の整備を促進します。

用悪水路の改修整備及び維持管理

必要に応じて用悪水路の改修を進めるなど、適切な維持管理体制の整備を図ります。

親水空間の充実

- a 河川の森林化やアレチウリの繁殖拡大を防止するため、里親（アダプト）制度などを導入し、地域住民と協働して適正な管理を図ります。
- b 水質の汚濁防止の取り組みを促進するとともに、水辺の自然環境・景観の保全・創造、遊歩道や親水公園の整備など、親水空間の整備・活用を促進します。
- c 住民グループの先進的な取り組みと努力で維持されている「半沢ホテル公園」などの、住民の自主的な取り組みを支援・促進します。

⁷⁵ 浚渫：水底の土砂をさらうこと

⁷⁶ 多自然型工法：多様な河川的环境を保全したり、あるいはできるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるような工法

(4) 治山・治水

山林保全に努めるとともに、急傾斜地の崩壊や土石流などの危険か所における防災対策事業の促進と村内2か所の霞堤^{かすみでい}への逆流時について対策の検討を進めるなど、治山・治水対策の充実を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

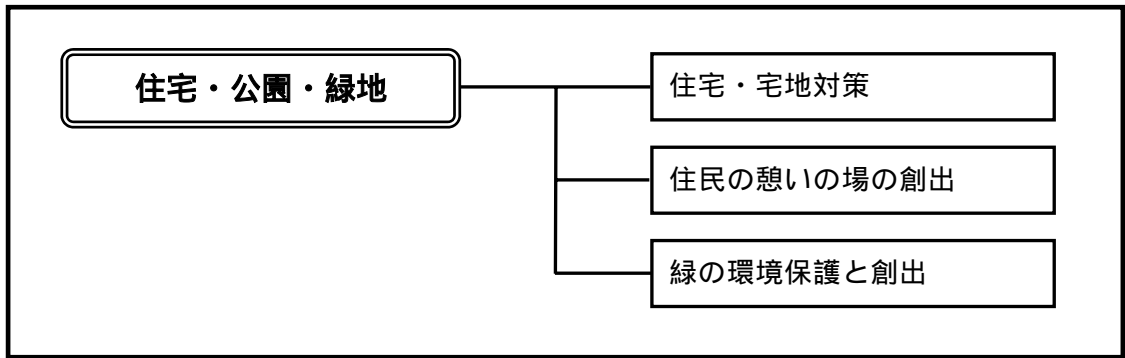
- a 節水に努めるとともに、水源の保護活動や雨水の利用に取り組みましょう。
- b 災害時の復旧計画の策定に参加しましょう。
- c 使用済みの調理油の適正な処理、合成洗剤の使用の抑制など、家庭排水の浄化を進めましょう。
- d 地区や有志による河川里親（アダプト）制度への参加など、河川愛護の取り組みを検討しましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 農薬や化学肥料の過剰使用の抑制を図り、河川や土壌の汚濁防止などに努めましょう。
- b 工場排水の総量の抑制を図り、河川への負荷を少なくしましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
污水处理施設整備率	%	96.9	100.0
公共下水道	%	84.6	98.4
農業集落排水	%	11.1	
合併処理浄化槽	%	1.2	1.6
污水处理区域内人口	人	13,691	14,161
水洗化率	%	72.6	91.0



【現 状】

公営住宅については、村営住宅が1か所18戸、県営住宅が2か所98戸あります。村営住宅は、平成14（2002）年度に建替えをしました。公営住宅は入居希望者も多く、需要に応じられない状況ですが、村・県は現状の施設を維持管理するのみで、増設は対応できない状況です。

既存住宅の耐震化の促進を図るため、既存住宅耐震診断事業の実施と耐震補強のための補助を行っています。しかし耐震診断は実施するものの補強工事までは至らないのが現状です。

住宅地の開発は、民間事業者による宅地の造成が行われていますが、規模の小さな造成についてはチェック機能が十分でなく農用地内での無秩序な造成が行われ、購入者が後になって問題を抱え込むケースが見受けられます。

都市公園である大芝公園は、各種スポーツ施設やキャンプ場、遊具や遊歩道、大芝荘、大芝高原味工房、大芝の湯などが整備され、多くの人たちの憩いの場となっています。また、みんなの森は森林セラピーロードとして認定されており、スポーツ施設や大芝高原味工房に併設した足湯などとともに健康づくりの場となっています。

各地区に公園が整備されていますが、さらに身近な子どもの遊び場を求める声が多い状況です。

南箕輪村花いっぱい推進協議会が、主に大芝公園周辺で花いっぱいの活動を行っています。また、平成20（2008）年度からは、村道6号沿いの花壇の管理を住民との協働で行っています。

【課 題】

村営住宅の適切な維持管理

既存住宅の耐震化の促進

子どもの遊び場、ふれあいなどの場となる地区の小規模公園の整備

平地林、段丘斜面緑地の保全、自然公園化などによる活用

森林の持つセラピー効果を活かした大芝高原の整備充実

住民主体の花いっぱい活動や緑化運動の促進

【施策の目標】

潤いのある生活環境と安全で良好な住宅・住環境の実現に向けて、公園・広場・緑地の整備と活用、災害に強い住宅・住宅地の整備、高齢化に対応した住宅の整備などを促進します。

【主要施策】

(1) 住宅・宅地対策

公営住宅の適切な維持管理の推進

村営住宅の安心安全な入居環境づくりを進めるとともに、適切な維持管理を推進します。

安全で快適な住宅・住環境の整備

- a 旧建築基準法に基づき建築された住宅（昭和56(1981)年5月以前の建物）の耐震診断を実施するとともに、耐震補強工事の対象となる住宅について耐震化を促進します。
- b 生活道路や公園、下水道の整備、家並み景観の向上、公開空地⁷⁷（オープンスペース）の確保、快適で安全な居住環境づくりを進めます。

住宅のユニバーサルデザイン化の促進

保健・医療・福祉部門と建築家・工務店・住宅メーカーなどが連携し、高齢者や障がい者が自立して、安全に日常生活を送ることのできるユニバーサルデザインの住まいづくりを促進します。

(2) 住民の憩いの場の創出

公園の充実

- a 身近に利用できる住区基幹公園⁷⁸（街区公園⁷⁹、近隣公園⁸⁰、地区公園⁸¹）や広場、子どもの遊び場としての小規模の公園の整備を、地域住民などと協働しながら検討します。
- b 公園管理について、里親（アダプト）制度の導入を図るなど住民の自主的な管理を促進します。
- c 子どもや高齢者や障がい者が安心して利用できるよう、公園の安全な環境づくりとユニバーサルデザイン化を進めます。

市民農園の整備

住民の余暇活動の充実、癒しやふれあいのある農業体験の推進を図るため、耕作放棄地化した農地を活用した市民農園の整備を図ります。

⁷⁷ 公開空地：建築基準法に基づくもので、市街地環境の整備改善に資することを目的に敷地内に確保された日常的に一般に開放された空地

⁷⁸ 住区基幹公園：街区公園と近隣公園、地区公園の総称

⁷⁹ 街区公園：主として街区（概ね250mのエリア）に居住する人の利用を目的とした公園（以前は児童公園と呼ばれていた）標準面積は0.25ha

⁸⁰ 近隣公園：主として近隣（概ね500mのエリア）に居住する人の利用を目的とした公園 標準面積は2ha

⁸¹ 地区公園：主として徒歩圏内（概ね1kmのエリア）に居住する人の利用を目的とした公園 標準面積は4ha

(3) 緑の環境保護と創出

大芝高原の維持管理と活用の推進

- a 大芝高原内の施設については、指定管理者と協議しながら適正な維持管理に努めます。
- b 癒しの森として大芝高原を活用できるよう、メニューづくりや森林を案内できるスタッフの育成を図ります。
- c 間伐などの大芝村有林の整備を計画的に進めます。
- d ボランティアの育成を図り、大芝公園の自然とふれあう機会を拡充するため、各種観察会や自然体験会、野遊び講座などを住民と協働で開催します。

信州大芝高原みんなの森の充実

森林セラピー協議会や、県と連携して信州大芝高原みんなの森の充実を図ります。

緑化推進活動

- a 各地区などでの緑地協定⁸²締結の促進や道路や堤防、公共公益施設などの緑化を進めるとともに、工場・作業所・住宅などの緑化を促進します。
- b みどりの少年団や地域緑化活動などを推進するため、森林ボランティアなどの活動に対し、支援を行います。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 周辺の家並みや自然・田園景観、歴史風土と調和のとれた美しい家づくりや庭づくりを進めましょう。
- b 誰もが住みやすいユニバーサルデザインの家づくりや環境にやさしい環境共生住宅づくり、住宅の耐震化、高耐久性住宅づくりなどを進めましょう。
- c 身近な公園や広場については、里親（アダプト）制度への参加などにより、地域で協力して維持・管理を進めましょう。
- d 市民農園を利用するとともに、農業体験交流を図りましょう。
- e ボランティア活動に参加するなど、大芝高原の維持管理に参加しましょう。
- f 公園を活用した集団遊びのイベントなど、公園を有効活用しましょう。
- g 緑化や花いっぱい運動など、住民活動の輪を一層広めましょう。

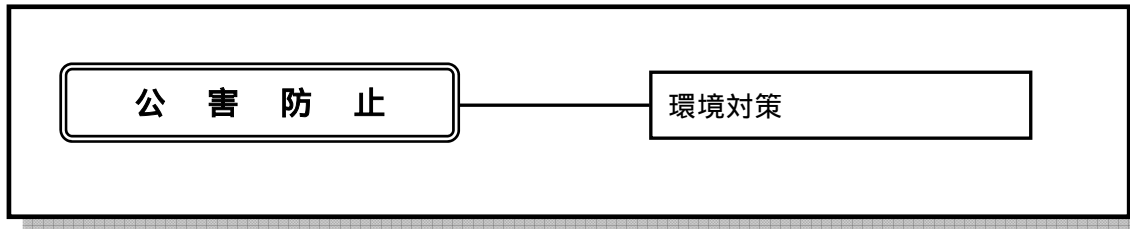
(2) 事業者の立場から

- a 住宅地の開発や住宅の設計・建築にあたっては、周囲の自然・田園環境や景観などとの調和を考慮した、良好な住環境と景観の住宅・住宅地づくりを進めましょう。
- b 建築家や工務店、ハウスメーカーなどが連携し、安全性や快適性、省エネルギー化、ユニバーサルデザイン化など住宅の性能の向上を図りましょう。
- c 工場や商業施設の緑化など、潤いのある美しい景観づくりを進めましょう。
- d 農地の維持や耕作放棄地の有効活用を図るとともに、身近な里山や田園景観と調和した施設づくりを進めましょう。

⁸² 緑地協定：都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
大芝公園ボランティア数	人	0	30
自然体験講座開催回数	回/年	2	3



【現 状】

都市化の進行や道路交通の増大などにより、水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの近隣生活型公害が発生しています。

【課 題】

近隣公害に対する対策

企業に対する有害排水処理の徹底

住民や事業者、行政の連携による河川などの水質汚濁の防止

工場立地にあたっての規制や公害監視体制の強化

【施策の目標】

公害のない村を目指し、公害の発生抑制と各種対策を推進します。

【主要施策】

(1) 環境対策

公害防止条例の見直し

村公害防止条例などの基準値や適用方法、手続などを見直し、関係法令や各種基準、村の状況変化に対応したものとなるようにします。

公害防止関係法の適用地区指定申請の検討

騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法に基づき公害発生行為を規制できる地区指定申請の検討を進めます。

公害施設台帳の整備

a 村公害防止条例に基づく公害発生の恐れがある施設を把握します。

b 必要に応じて実態調査を行い、公害の発生抑制に努めます。

生活環境苦情への対応とマナーの向上

a 公害による健康被害など、地域住民の不安に対する相談窓口の整備を図ります。

b シックハウス症候群⁸³などを引き起こす各種化学物質について、情報の収集と早期対策を進めます。

c 通報時の即時対応と指導力向上のために、職員研修の充実を推進します。

⁸³ シックハウス症候群：新築の住居などで起こる倦怠感・めまい・頭痛・失神・のどの痛み・呼吸器疾患などの症状が現れる体調不良の呼び名

- d 野焼きや農地の堆肥処理など、住民意識の相違から来る苦情を減らすよう、法令規定の周知とマナーの向上を図ります。

産業廃棄物対策の推進

- a 不要農薬や農業用廃ビニールなどの処理について、農業団体などと連携し適切な処理体制整備に努めます。
- b 家畜糞尿の適切な処理を支援・促進するとともに、広域的な連携も含めた糞尿処理のための体制づくりを検討します。

新たな公害対策の推進

ダイオキシン・環境ホルモン対策、建材やビルなどのアスベスト対策など、新たに登場する公害に対して、速やかな情報収集と対策を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a 騒音や悪臭など、近隣公害の防止に努めましょう。
- b 住民や事業者、行政の連携を強化し、家庭排水などの浄化、野焼きや不法投棄の防止など、環境保全の取り組みを進めましょう。

(2) 事業者の立場から

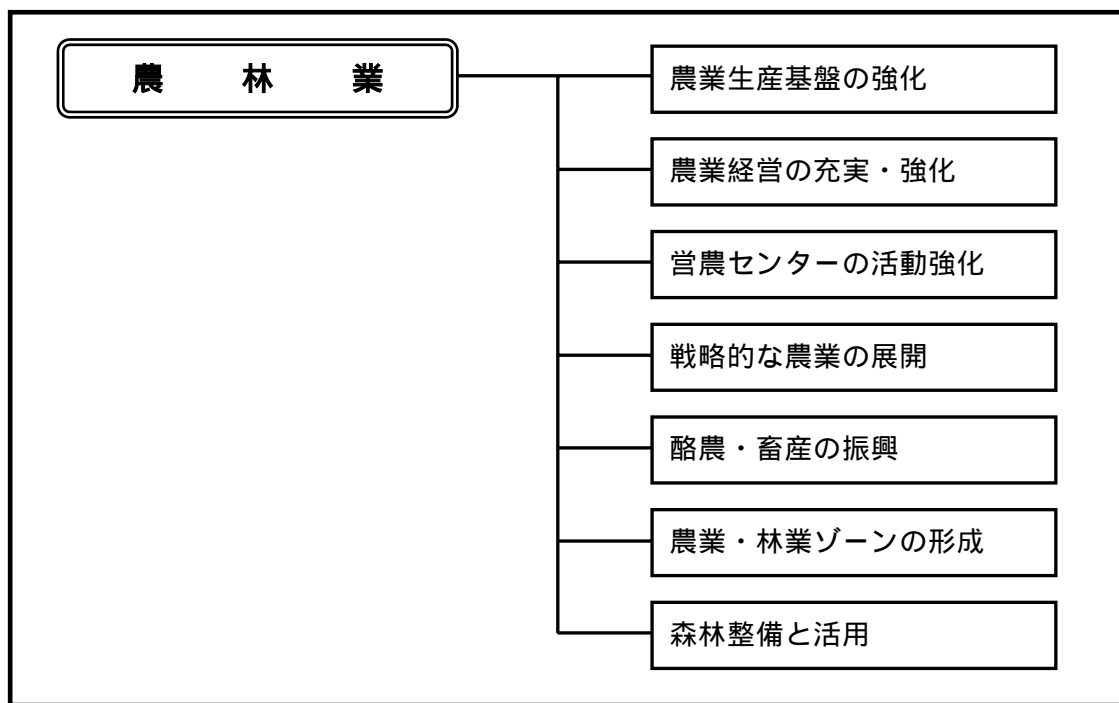
- a ISO14001、エコアクション21の認証取得を進めるとともに、環境への負荷の少ない生産体制の確立を図りましょう。
- b 畜産糞尿の適正な処理を進めるとともに、近隣住民の畜産経営に対する理解を促進しましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
不法投棄ごみ量	t / 年	12	9

第5章 活気に満ちたにぎわいのむら

1 農林業



【現 状】

わが国の農業は、輸入自由化による農産物の価格の低迷、担い手の高齢化と後継者不足、耕作放棄地の増加、食の安全性への国民の関心の高まりなど厳しい状況にあります。国は、国民に安心と農業者に希望をもたらす新しい農業を展開するため、平成17(2005)年に策定した「食料・農業・農村基本計画」の見直しを開始しました。見直しの視点としては食料自給力の強化、食糧供給体制の構築及び農村地域の活性化を掲げています。

本村の農業は、伊那土地改良区幹線水路を利用した下段水田地帯、西天竜幹線水路を利用した中段水田地帯と西部畑かんによる上段畑作地帯とに大きく分けられます。下段水田地帯は住宅、商工業の進出により宅地化が進行し、中段水田地帯では水稲作が主体ですが転作作物も多様となっています。また、高齢化、兼業化が進行しています。西部畑作地帯では酪農と飼料作物の作付け、果樹・野菜栽培や水耕栽培(イチゴ、メロン)及び施設園芸が行われています。

平成17(2005)年の農家数は767戸(うち販売農家492戸、専業農家67戸)、平成21(2009)年現在の認定農業者⁸⁴数は41人で、いずれも減少しています。新規就農者は毎年1~2人程となっています。

平成17(2005)年の経営耕地面積は658haで、田378ha(うち稲作田248ha)

⁸⁴ 認定農業者：経営を改善するための計画を作成した農業者で、市町村から地域における担い手として認定された農業者

樹園地19ha、畑260haで、耕作放棄地はおおよそ20haにのぼります。

平成18(2006)年の農業生産額は約16.7億円で、畜産(生乳、肉用牛)5.8億円、米4.5億円、野菜(アスパラガス、スイートコーン、白ネギ等)3.3億円、花き1.8億円、果実(リンゴ、ナシ、ブルーベリー等)0.8億円などが生産されています。村では、基盤整備等の支援に加えて、南箕輪村営農センターを平成15(2003)年に設置し、営農指導、集落営農組織『南箕輪村まっくんファーム』の育成、特産品開発等の支援を行っています。

平成18年に集落営農組織『南箕輪村まっくんファーム』が地域農業の担い手として設立され、農作業の受託を行ないながら、農業生産法人を目指しています。また、野菜を生産する新たな農業生産法人が設立されています。

林野面積は2,342ha(国有林238ha、公有林1,214ha、私有林875ha等)で、保安林1,820ha、砂防指定地30haが指定されています。人工林は1,532ha(65%)で、カラマツが80%、アカマツが7%を占め、林家数は13戸、林業従事者3人で、需要減少と価格低迷により放置林化が進んでいます。

森林づくり県民税「森林税」を活用した長野県の「みんなで支える里山整備事業」が地域で取り組まれ、周辺集落の面的な間伐が進んでいます。

村内では松枯損木処理、大芝高原内での樹幹注入など松くい虫被害の予防対策を実施してきましたが、平成22年10月に松くい虫被害がはじめて確認されました。

【課題】

優良農地の保全・整備と農地利用の集積化及び耕作放棄地解消対策
農業担い手組織等の強化育成と法人化支援
営農センターの活動強化、組織・事業の充実
情報発信、南箕輪ブランド及び特産品の開発
畜産経営の安定と環境対策
制限林⁸⁵指定と森林整備事業の導入

【施策の目標】

安心・安全な食料の確保と環境の維持改善に向けて、農地の保全・基盤整備と農地利用の集約化、担い手の確保と集落営農組織育成と法人化を推進します。さらには、「南箕輪ブランド」を目指す農産物の生産、加工と販売を進めるとともに、快適で美しい農村づくりと農地及び森林の多面的な機能の発揮を図ります。

【主要施策】

(1) 農業生産基盤の強化

a 南箕輪村農業振興地域整備計画に基づき、都市的土地利用⁸⁶との調整を図りながら、優良農地の保全を図ります。

⁸⁵ 制限林：水土保全林¹⁴、森林と人との共生林等¹⁵、法律(森林法等)によって立木の伐採等の制限をされている森林

⁸⁶ 都市的土地利用：住宅地、商業地、工業地等の土地利用

- b 生産性の高い優良農地のほ場基盤整備の促進を図ります。西天竜ほ場整備については、地域要望の中で地権者の同意が得られた地域において実施します。また、各土地改良区において実施する水路改修に対して補助を行います。
- c 農用地の利用状況の把握に努めるとともに、集落営農組織や認定農業者等担い手と協調するなかで集団化栽培を目指し、効率的な農地利用を図ります。
- d 総合的な営農支援対策による作付の促進、市民農園、観光農園としての活用等、耕作放棄地化防止と地域環境の保全に努めます。

(2) 農業経営の充実・強化

担い手の育成・支援

- a 生産性の高い、魅力ある農業経営の実現を図りながら、後継者や新規就農者に対する研修機会や各種団体との交流の機会を設けるなど、新たな農業の担い手の育成・支援に努めます。
- b 本村の農業を支える認定農業者の育成・支援を図るため、村営農センター指導のもと集落営農組織育成と合わせ、効率の良い農地の集積や農作業の受委託業務を推進し、積極的なコスト削減と担い手意識の醸成を図ります。
- c 農用地の高度利用に向け、営農類型⁸⁷の確立を図り、集落営農組織と協調する中で担い手の育成強化を促進します。

農業経営の近代化・法人化促進

- a 農業近代化に向けて、機械・設備の整備、パソコン導入等による情報化、経営指導・研修の充実等を図り、農業経営の効率化を促進します。
- b 農家経営の安定化や機械化促進に向け、実効性のある農政関連の各種資金融資・補助制度の整備充実を促進するとともに、情報発信と活用促進に努めます。
- c 農業経営規模拡大、作業効率の向上、担い手高齢化等に対応し、農作業の機械化を促進するとともに、村営農センターと協調し作業の安全に対する意識の高揚を図り、農作業事故防止に努めます。

ゆとり農業の推進

- a 農業就業者の高齢化、退職者による就農の増加等に対応し、高齢者の生きがいとしての農業の果たす役割を積極的に評価し、適合営農類型の開発や農作業の軽減効率化を図るため、受託組織の育成・支援を継続します。
- b 農家労働に果たす女性の役割の重要性を認識し、家族協定の締結推進、女性の体力や志向に適した作物の振興と営農支援体制の確立に努めます。
- c 高齢者や定年退職者、女性等が農業に魅力と生きがいを持てるよう、農林畜産物加工品の研究・開発と生産、直売所での販売等を促進します。

⁸⁷ 営農類型：農業事業体（農家、農事組合法人、会社、農業集落などの任意組合等）において作付けされた作物別の販売収入を「水田作」「畑作」「野菜作」「果樹作」「酪農」等に区分し最も収入が大きい区分により分類された経営のタイプ

(3) 営農センターの活動強化

南箕輪村営農センターの活動強化

基盤整備推進や営農指導、担い手育成、特産品開発に重要な役割を果たす南箕輪村営農センターの活動強化を図ります。さらに、全村一農場システム⁸⁸を推進していきます。

農業関係機関や大学・企業等との連携強化

- a 農業者と密接に関わりながら、優良農地確保、営農指導や集落営農組織育成、生活指導等に重要な役割を果たしている農業改良普及センター、農業開発公社、農業委員会、農業共済、上伊那農業協同組合（JA 上伊那）等の関係組織との情報交換や事業連携の強化に努めます。
- b 農業生産や特産品開発の技術面での支援を図るため、信州大学農学部、上伊那農業高等学校、村内外の企業との連携を図り、農家・営農組織、住民との情報交換や共同研究・研修の促進等に努めます。

(4) 戦略的な農業の展開

戦略的農業の調査・研究

「南箕輪村農と食の審議会」での調査審議を柱に戦略的な農業展開についての調査・研究、計画づくりを進めます。

販売体制の強化

- a 新たな市場開拓を戦略的に展開するために、上伊那農業協同組合（JA 上伊那）や信州大学農学部等の関係機関と連携し、都市の消費者ニーズ等、マーケットデータの体系的な収集及び分析を行い、基礎資料として各農家、集落営農組織や農業法人等への情報提供に努めます。
- b 作物の品質規格の向上と均一化、安定供給を促進するとともに、共同選別・共同販売体制の整備に努めます。

消費者との提携の促進

- a 消費者団体やグループ、流通業者等と提携を図り、有機栽培⁸⁹・特別栽培農産物⁹⁰の生産等、環境保全型農業の促進を図るとともに地産地消を進めます。
- b 消費者ニーズの把握と都市消費者との交流を図りながら、生産者・消費者にとって安全安心で顔の見える農業の確立を目指します。
- c インターネット等を利用し、農業者同士や消費者との交流の活発化を図り、多品種少量生産・販売等、新しい生産・販売手法の展開を促進します。
- d 農家と消費者が協力して地域循環システムを創り、有機資源のリサイクルを行うことで、自然環境の改善と健康で安全安心な食生活の実現を目指し、自然と人間の永続的な共存を図っていきます。

⁸⁸ 全村一農場システム：平成 18 年に村内の農作業受託組織を一本化して設立した集落営農組織まっくんファームを中心に村内認定農業者とも協調しつつ、村内を一つの農場と見たた農業形態

⁸⁹ 有機栽培：化学肥料や農薬を使用せずに、それぞれの土壌が持つ生産力を十分に発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り軽減した栽培方法

⁹⁰ 特別栽培農産物：農薬と化学肥料の両方について、その地域の通常の栽培法（慣行）より 50%以上削減した形で栽培された農産物

「南箕輪ブランド」の特産品づくり

- a 「健康、安全、安心」な「南箕輪ブランド」の特産品の開発・生産・情報発信・販売を促進します。
- b 「大芝高原味工房」等農産物の加工・販売に取り組む住民の自主的な活動を支援するなど、「南箕輪ブランド」の手作りで味わいのある特産品づくりを推進します。

「食料産業クラスター⁹¹」の育成

「食料産業クラスター」を育成するため、産学官や金融機関等の多様な人的ネットワークの形成を図るとともに、地域性、安全性に適合した農業先端技術の導入の促進や新品種の作物の導入、加工食品の開発・生産・販売等を図ります。

(5) 酪農・畜産の振興

酪農・畜産経営の安定化

- a 酪農・畜産の安定生産と経営の健全な発展を図るため、市場の動向に的確に対応するとともに、生産性の向上、生産体制の整備等経営基盤の強化を図ります。
- b 牛海綿状脳症（BSE）⁹²や口蹄疫⁹³、鳥インフルエンザ⁹⁴等の生活に重大な影響を及ぼす感染症の情報収集に努めるとともに、各種疾病の発生予防のため、防疫体制の強化を図ります。
- c 畜産農家の生活支援を図るため、ホームヘルプサービス⁹⁵体制の継続支援に努めます。

糞尿処理対策

- a 地域の環境汚染防止と地力の維持向上を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、経営の安定化に配慮しながら、家畜排せつ物の資源化と利用の促進を図ります。
- b 家畜糞尿の適切な処理を図るため、広域的な視点から糞尿処理のための体制づくりを検討します。

(6) 農業・林業ゾーンの形成

農業ゾーンの形成

- a スプロール化⁹⁶を抑止し、積極的に農業地域の景観を維持します。
- b 集落周辺の平地林等自然環境の保全を図るとともに、生活道路の整備、花いっぱい運動等、快適で魅力のある農村環境づくりを促進します。
- c 耕作放棄地を市民農園等として活用し、農地の荒廃防止に努めます。

⁹¹ 食料産業クラスター：食品産業が農業や異業種と連携し、地域の資源・人材・技術を有機的に結びつけるネットワーク

⁹² 牛海綿状脳症（BSE）：異常プリオンたんぱく質に汚染された飼料の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病

⁹³ 口蹄疫：口蹄疫ウイルスにより牛・豚をはじめとする偶蹄類の動物が感染する伝染病

⁹⁴ 鳥インフルエンザ：A型インフルエンザウイルス感染による鳥類の疾病

⁹⁵ ホームヘルプサービス：畜産経営を行っている人が、休暇を取るために、乳牛の搾乳や飼料給与等をヘルパーが代わりに行うこと。

⁹⁶ スプロール化：都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

林業ゾーンの形成

- a 森林の多面的な機能の発揮に向けて、「水土保全林⁹⁷」「森林と人との共生林⁹⁸」「資源の循環利用林⁹⁹」の区分を図り、それぞれの区分の特性に応じて森林の保全と活用を図ります。
- b 国土の保全、水源かん養、環境保全、野生生物の生息環境の保護等、森林の公益的機能の維持・増進を目指す制限林の保全を図るとともに、森林所有者への森林整備の説明を行い、制限林への指定を促進します。

(7) 森林整備と活用

森林整備事業の導入

南箕輪村森林整備計画に基づき、森林所有者からの要望や整備が必要な森林については積極的な事業導入を図ります。特に「みんなで支える里山整備事業」を積極的に導入し間伐を促進するとともに、大芝村有林については、「大芝村有林森林整備基本計画」に基づき森林整備を進めます。

森林資源の有効活用

地域間伐材を有効利用するため、木炭や薪、木質ペレット等のバイオマスエネルギーの活用や工芸品への活用等について、情報提供を図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 農業者の立場から

- a 安全・安心・新鮮な農産物の生産を進め、地元の消費者が安心して購入できるようにしましょう。
- b 地域で話し合い、農作業の受委託や集落営農組織への加入で農業の効率化を目指し、耕作放棄地の有効活用を図り、意欲的な担い手への農地利用の集積を図りましょう。
- c 家族経営協定により若者や女性の経営参画を推進し、後継者の育成を図りましょう。
- d 女性や高齢者が農業を続けられる営農体制を地域でつくりましょう。
- e 自然や農村環境を保全し、美しい農村環境づくりと若者の定住を進めましょう。

(2) 消費者の立場から

家庭や地域において食育・食農¹⁰⁰を進め、地元の安全・安心な農産物を利用し、地産地消を促進しましょう。

⁹⁷ 水土保全林：土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視した森林

⁹⁸ 森林と人との共生林：原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視した森林

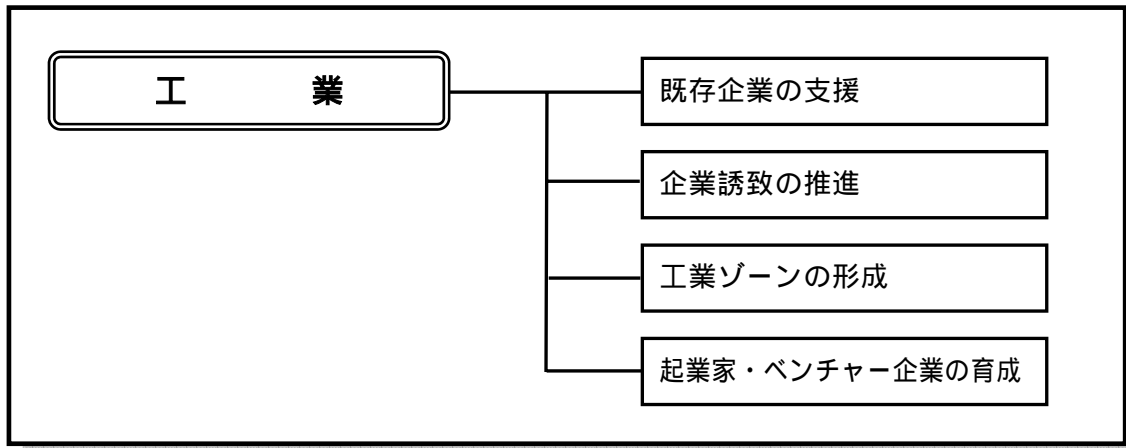
⁹⁹ 資源の循環利用林：国民生活に必要であり、環境に対する負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視した森林

¹⁰⁰ 食農：食の安全を考慮した農産物栽培への取り組み

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
認定農業者数	人	41	50
集落営農組織農地集積面積	ha	33	35

2 工業



【現 状】

本村は、昭和37（1962）年から、北殿・田畑・北原に工業団地を整備するなど、積極的に工場誘致を進めてきており、電機（弱電関連）、機械、金属等の研究開発型の先端企業が立地していますが、人件費や法人税率が低い海外への生産シフトが進んでいます。

平成19（2007）年の工場数は55事業所、従業者数は2,297人、製造品出荷額等は937億円となっており、前回調査の平成16年より事業所数は減少傾向、製造品出荷額等は増加傾向にありました。しかしながら、世界的な不況により従業者数・製造品出荷額等は大幅に減少しています。一部持ち直してきていますが、依然として厳しい経営状況となっています。

【課 題】

既存企業の経営革新の促進

地域密着型の起業化、Uターン者等の技術や情報を活用した起業化等への支援

企業誘致用地の確保

環境に配慮した先端技術企業や内需対応型企業の立地の促進

【施策の目標】

県等の機関と連携し、村内企業の新商品・新技術開発や新規事業進出への支援や、優れたアイデアや技術力を持つ村民やグループへの起業支援等を進めるとともに、用地の確保と企業誘致等により、工業の振興を図ります。

【主要施策】

(1) 既存企業の支援

村の融資・補助制度の充実

- a 商工会や関係機関と連携し、進出企業の新商品開発や新分野進出意向等の把握に努め補助・支援を行います。

- b 村制度資金の有効活用を検討するとともに PR を行い制度の利用促進を図ります。
- c 企業振興補助金の交付期間・金額・対象等の幅を広げ、より補助を受けやすいようにします。

国・県等との連携

国・県等と連携し、各種支援策の紹介を行うとともに、村の支援策との連携を図り、新商品開発や新規事業進出、技術革新・IT化¹⁰¹、再生支援、雇用・人材育成、経営安定等、既存の地域企業の高度化と経営基盤の強化を促進します。

農林業等との連携促進

- a 農林業や観光等地域の他産業との連携を促進し、多様化する消費者ニーズに対応した製品の開発や生産技術の向上を促進します。
- b 農林業との連携を図りながら、既存企業の技術・製品等を活かした起業化を支援し、進出企業の地域への定着化（地域アンカー企業化）を促進します。

人材確保の支援

- a 地域産業を支える人材の確保に向けて、若者や女性・退職者の再就職支援や、U・J・Iターン¹⁰²促進のためにインターネット等を通じた積極的な情報発信を進めます。
- b 人材確保と従業員の村内定住に向けて、良好な住宅・住宅地の供給を促進するとともに、地域の祭りやイベント、スポーツ・文化活動、ボランティア活動等へ参加しやすいよう、開かれた受け入れ体制づくりを促進します。

(2) 企業誘致の推進

誘致用地の確保

- a 商工会・その他の関係機関と連携し、国道153号沿いの空き店舗を把握するとともに、国道153号伊那バイパス・伊那インターのアクセス道路周辺の土地利用情報を整理・提供するなど、企業誘致体制の充実を図ります。
- b 北原工業団地の拡大予定地に積極的な誘致を図ります。

優良企業の誘致

- a 食品・農業関係も含め、村の特産品づくりも視野に入れた企業情報の収集と誘致を図ります。
- b 誘致した企業と既存の企業が開発等において相互に連携できる体制づくりを行います。

(3) 工業ゾーンの形成

既存工業団地の拡大

既存工業団地に隣接する用地の調査を行い、工業団地の拡大を図ります。

国道361号沿線の利活用の検討

権兵衛トンネル開通による通行量増加を踏まえ、工業・商業・農業等、国道361

¹⁰¹ IT化：情報技術（information technology）を活用した工程等にすること。

¹⁰² U・J・Iターン：「Uターン」は、出身地に戻ることに。「Jターン」は、出身地の近県まで含めた地元に戻ることに。「Iターン」は、出身地に関係なく地方（各地域）に移転すること。

号沿線の利活用を検討します。

(4) 起業家・ベンチャー企業の育成

起業意向の把握と人材育成（産業クラスター¹⁰³）

- a ワークショップや学習・研究グループ活動等を通し、地域資源の見直しと評価を行い、起業・創業の芽の把握に努めます。
- b 商工会や関係機関と連携し、地域産業の従事者やUターン希望者、既存の企業の退職者等の中から、起業の意向を持った人材の把握を行い、起業塾等を通して育成を図ります。

起業の支援

- a 商工会と連携し、国・県の「創業・ベンチャー支援制度」と村の融資・補助制度を有効に組み合わせた活用方法等を紹介・斡旋し、新企業の育成を図ります。
- b 村の利点を活かし、スピードと小回りのきく、多様な支援策を検討し、他市町村より優位な取り組みを進めます。
- c 地域の特長を取り入れた、オンリー・ワンを目指す企業の育成を図ります。

【住民のむらづくり活動】

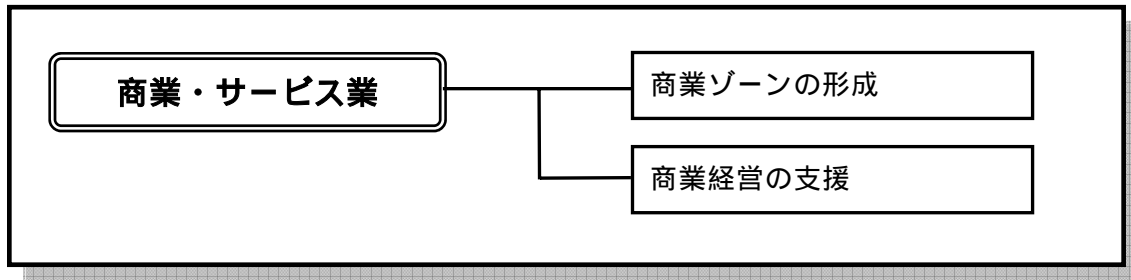
(1) 企業の立場から

- a 経営の安定を図るとともに、新商品の開発や新規事業への進出、自社技術と地域資源を活用した新事業の取り組み、経営革新等に積極的に取り組みましょう。
- b 地域活動に参加しながら、地域とのつながりを強めていきましょう。

(2) 住民の立場から

- a 農業や商業・観光等が連携し、南箕輪ブランドの新商品の開発、販売をする起業化を図りましょう。
- b 若者や女性、退職者、高齢者、U・J・Iターン者等の専門技術・経験・情報を活かした起業を進めましょう。

¹⁰³ 産業クラスター：特定分野における関連企業や大学、サービス提供者などが地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態のこと。クラスターは「葡萄などの房」の意味。



【現 状】

本村の商業立地は国道153号沿いや伊那インターチェンジ周辺に店舗が分布しており、商店街が形成されるまでに至っていません。国道153号伊那バイパスの整備により、現在の国道153号沿い商店が流出しています。

平成19(2007)年の小売業は商店数95、従業者数841人、年間小売販売額165億円で、いずれも減少傾向にあります。

本村は伊那市、箕輪町の商圈に組み込まれ、近隣市町村の大型店との競合が激しくなっており、村民の地元滞留率は低く、個人商店では後継者の確保が困難な状況にあります。

村では、村の制度資金や県制度資金のあっせん、利子補給、保証料補助等の支援を行っています。

平成21年度は、村内消費者の生活支援と村内業者への支援を行うため「まっくんプレミアム商品券」を2回発行し、一定の成果を得ることができました。

「空き工場等活用事業補助金交付要綱」に基づき、村内の空き工場、店舗、倉庫等の活用を促進し、企業振興を図っています。

【課 題】

国道153号沿いの空き店舗の有効活用

融資制度、企業振興補助等の充実による「南箕輪ブランド」の新商品開発の支援
農業や観光・イベント等と連携した個性的・魅力的な店づくりの促進

【施策の目標】

「南箕輪ブランド」の独自商品やサービスを持ち、広域から集客できる店づくり等を支援し、主要道路の沿線に商業ゾーンの形成を図るとともに、子どもや高齢者、働く女性等のニーズに対応した生活密着型の近隣商業の振興を図ります。

【主要施策】

(1) 商業ゾーンの形成

主要道路沿線の商業ゾーンの形成

- a 県道伊那箕輪線・伊那インター線沿いに商業ゾーンを形成します。
- b 伊那谷や木曽谷を巡る観光ルート形成に伴い、国道361号沿いへの観光商業ゾー

ンの形成を促進します。

空き店舗の有効活用

商工会やその他関係機関と連携し、国道153号沿い及び集落内の空き店舗を活用し、魅力的な地域の商店街づくりを進めます。

(2) 商業経営の支援

融資制度の充実

村制度資金の有効活用策を検討し、利用の促進を図ります。

企業振興支援の充実

企業振興事業補助を商業・サービス業者等にも幅広く行います。

商業の活性化

- a 商工会や関係機関と連携し、進出企業や既存企業の把握に努め、販路拡大のため補助・支援を行います。
- b 生産及び販売等、村内で生活が確保できる業態を作り出していきます。

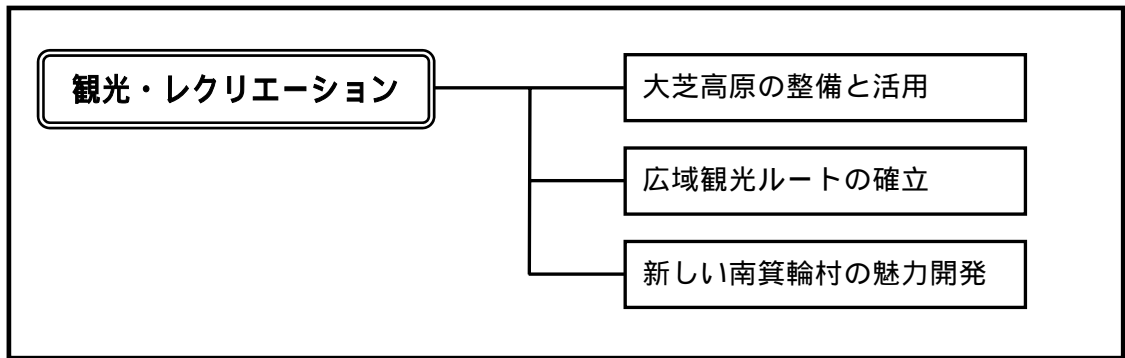
【住民のむらづくり活動】

(1) 商業者の立場から

- a 地域の農産物の加工品等、「南箕輪ブランド」の新商品や新サービスを開発しましょう。
- b 生活に密着した商品やサービスを充実させましょう。
- c 近隣商店の空き店舗を活用した、店づくりを支援しましょう。

(2) 消費者の立場から

- a 賑わいのあるむらづくりに向けて、地元商店で購買しましょう。
- b 商業と連携したイベント等、楽しい交流のある活発なむらづくりを進めましょう。



【現 状】

本村の観光資源としては大芝高原（みんなの森、スポーツ施設、大芝荘、ふれあいプラザ、大芝の湯、大芝高原味工房、足湯、ゴルフ場等）を中心に、権兵衛峠（ハイキング）、経ヶ岳（登山）、沢尻不動尊（寺社参詣）等があります。

村内の宿泊施設は、大芝荘・フォレスト大芝（大芝高原内）をはじめ4施設あります。大芝荘・フォレスト大芝の収容人員は108名で、繁忙期には団体客と家族利用を同時に収容できる規模はありません。

大芝高原の整備は、ハード面ではほぼ終了し、平成21年度には整備の指針となる「信州大芝高原総合利用計画」が改正されました。

本村は伊那インターチェンジに近接しており、権兵衛トンネル開通に伴い、伊那谷～木曾谷観光ルートの入口に位置する有利な立地条件にあります。

平成18年から、大芝高原を利用した新たなイベントとして、イルミネーションフェスティバルが開催されています。

【課 題】

温泉と森林の持つセラピー効果を軸とした大芝高原の魅力化

「南箕輪ブランド」の特産品の開発による大芝高原の魅力化

権兵衛トンネル開通に伴う、伊那谷～木曾谷観光ルートの形成

宿泊施設の充実

【施策の目標】

大芝高原の活用、「南箕輪ブランド」の食や健康づくり、観光イベントや農林業体験等の魅力化を図るとともに、伊那谷～木曾谷の観光ルートの確立を目指します。

【主要施策】

(1) 大芝高原の整備と活用

大芝高原の魅力化

a 改正された「信州大芝高原総合利用計画」に基づき、大芝高原のより一層の充実を図ります。

b 森林の持つ“癒し効果”を活用した健康増進やリハビリテーション等の森林セラ

ピーや、体験型の観光等を取り入れた、新たなサービスの提供を図ります。

- c 公園内の案内看板は、意匠の統一等観光客にわかりやすい案内システムの整備を図ります。
- d 「大芝高原味工房」を拠点に、地域農業と連携した「南箕輪ブランド」の特産品の開発・販売を促進します。
- e 大芝高原まつりの魅力化を図るとともに、大芝高原全体の施設や自然を活かし、村商工会等と連携した観光イベントや農林業体験等、南箕輪村の個性を打ち出した観光を促進します。
- f 長期滞在、個人、団体客に対応できる宿泊施設の充実を検討します。
- g 老朽化の進んでいる施設やふれあい交流センター等大芝高原内施設の維持修繕を行い、観光客の誘致に努めます。
- h 大芝高原周辺を観光・スポーツ、各種イベント等を幅広く通年有効利用できる場所にしていきます。

大芝高原施設の利用促進

- a 高齢者等が利用しやすいように、大芝高原への交通手段を充実します。
- b 大芝高原の複数施設を気軽に利用できるように、1日共通券や回数券の発行を検討します。

大芝高原の販売機能の強化

- a 大芝高原内の販売店の魅力化を図ります。
- b 大芝高原とあわせて広域観光ルートの立ち寄り拠点化を図ります。

(2) 広域観光ルートの確立

伊那谷～木曾谷観光ルートの形成

- a 伊那谷や木曾谷を巡る観光ルートの確立に向けて、ホームページや観光パンフレット等による情報発信の充実を図ります。
- b 旅行代理店等に、伊那谷～木曾谷観光ルートに、大芝高原や観光農園での体験、「道の駅」等を含めた企画を働きかけます。
- c 木曾谷の観光関係機関との連携・協力を促進します。

上伊那の観光ルートの確立と上伊那観光連盟との協調

上伊那観光連盟と協調し、伊那インターチェンジを基点とした上伊那の観光ルートの確立を目指し、ホームページや観光パンフレット、イベント等による情報発信を行います。

(3) 新しい南箕輪村の魅力開発

南箕輪村らしい地域資源の追求

- a 庁内プロジェクトチームや村民ワークショップにより、南箕輪村に眠る素材の発見（再認識）と新しい南箕輪村の良さの創出（開発）を目指します。
- b 信州大学農学部・上伊那農業高等学校や村内商工業者・農業者等と連携して、新たな地域資源の商品化や観光資源としての活用を図ります。

観光農業の促進

- a 観光と農業が連携し、果樹・花き等の作物を活用した観光農園の整備を促進します。
- b 南箕輪村独自のブランド特産品の開発・生産・販売を促進します。また、地域のニーズ、消費者志向にあった農産物の加工を行います。

【住民のむらづくり活動】

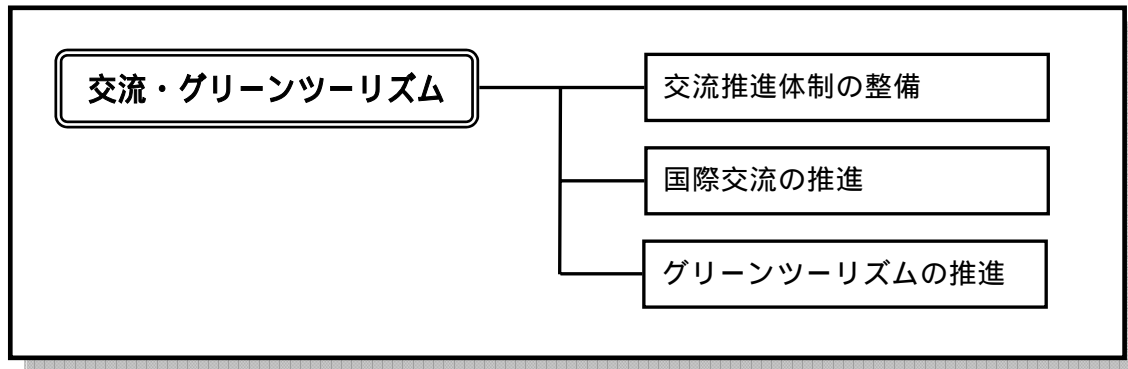
(1) 住民の立場から

- a 各地区の観光資源を掘り起こし、体験型観光や特産品開発等を推進するNPO法人等の育成や活動に参加しましょう。
- b 村を訪れる方々には、村の観光資源について積極的に情報提供するとともに、おもてなしの心を持って接しましょう。
- c イルミネーションフェスティバル等のイベントへの参加を通じて、積極的に村のPRに取り組みましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 様々な分野の専門家と連携を図り、大芝高原を活用した体験観光を推進するNPO法人、ボランティアの育成を図りましょう。
- b 大芝高原等を訪れる観光・レクリエーション客が、食事や買物に立ち寄りたくなる「南箕輪ブランド」の魅力ある店づくりを進めましょう。
- c イルミネーションフェスティバル等のイベントへの参加を通じて、積極的に村のPRに取り組みましょう。

5 交流・グリーンツーリズム



【現 状】

広域的な交流施設としては、大芝高原の大芝荘やフォレスト大芝・大芝高原味工房・ふれあい交流センター、スポーツ・レクリエーション施設があります。

平成22(2010)年4月現在の外国籍住民数は483人ですが、比較的短期間の居住者が多く、永住外国人の方を除きコミュニティ活動への参加はあまりありません。今後、外国人労働者等が増加するとともに、各分野で国際化が進むと予想されます。NPO法人「伊那国際交流協会」が、毎週金曜日に村民センターで日本語教室「さくら組」を開くとともに、住民組織の福寿会が信州大学農学部留学生との交流を続けています。

人材育成のため、中学校におけるALT(外国語助講師)の導入、中学生のニュージーランドホームステイ事業を実施するとともに、村内保育園と中国西安幼稚園との姉妹園交流事業¹⁰⁴を行っています。

リンゴのオーナー制度を行う農園が定着し、ブルーベリー収穫体験農園も定着しつつあります。

【課 題】

- 住民主導の交流推進体制の整備
- 地域性を活かした地域間交流の推進
- 国際交流の推進と多文化共生のむらづくり
- グリーンツーリズム¹⁰⁵等の促進

【施策の目標】

全国・世界に目を向け、交流を図りながらむらづくりを進めることができるよう、多様な分野で、村の個性を生かした地域間交流・国際交流・都市農村交流を進めるとともに、外国籍住民が暮らしやすい多文化共生のむらづくりを進めます。

¹⁰⁴ 姉妹園交流事業：南箕輪村保育園と西安幼稚園とが相互に訪日・訪中を行っている交流事業のこと。1989年に伊那日中友好協会の紹介で始まり、1995年に姉妹園議定書を締結している。

¹⁰⁵ グリーンツーリズム：緑豊かな農村地域で、その地の自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動

【主要施策】

(1) 交流推進体制の整備

- a 住民主体の国際交流・地域間交流・都市農村交流の推進組織の立ち上げを支援するとともに、連携を図ります。
- b 地域間交流については、住民ニーズに対応した見直しを図ります。
- c 大芝高原の宿泊・交流施設とグリーンツーリズム等との連携を図ります。

(2) 国際交流の推進

交流機会の充実

- a 中学生の海外ホームステイ等住民が国際的視野を養えるよう、海外で交流する機会を設けます。
- b 住民主体で、長期的な視点に立った本村にふさわしい海外都市との交流・提携の取り組みを促進します。
- c 村内保育園と中国西安幼稚園との姉妹園交流事業は、相互に大きな負担とならないような内容で取り組みます。

多文化共生のむらづくり

- a 外国籍住民が日本語を学べる日本語教室や交流会等の充実を図るため、NPO活動等に対する支援と協働事業を進めます。
- b 生活・健康等の相談に即応できるよう、NPO法人等の協力を得ながら相談窓口の充実を図ります。
- c 外国語による生活ガイドブックやホームページの作成等必要な情報を提供するなど、外国籍住民が村の生活文化についての理解を深め、地域に溶け込んで暮らせるよう支援に努めます。
- d 祭りや伝統文化・料理・スポーツ・音楽等のイベントや生涯学習・スポーツ等を通じ、外国籍住民との交流機会の充実と地域コミュニティ活動への参加を促進します。

(3) グリーンツーリズムの推進

ふれあい農業の推進

産直やオーナー制度、体験農業等を促進し、消費者との交流活動の活発化を通して、消費者ニーズの把握と営農意欲の向上を図ります。

都市・農村交流の推進

- a 農家にホームステイしながら農林業を体験する事業や農村留学の受入等を促進し、自然や農業とのふれあいを魅力とする交流の拡大を図ります。
- b 大芝高原味工房、ふれあい交流センター等を活用し、東京や名古屋、大阪等大都市圏住民のグリーンツーリズムの受け入れを図ります。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

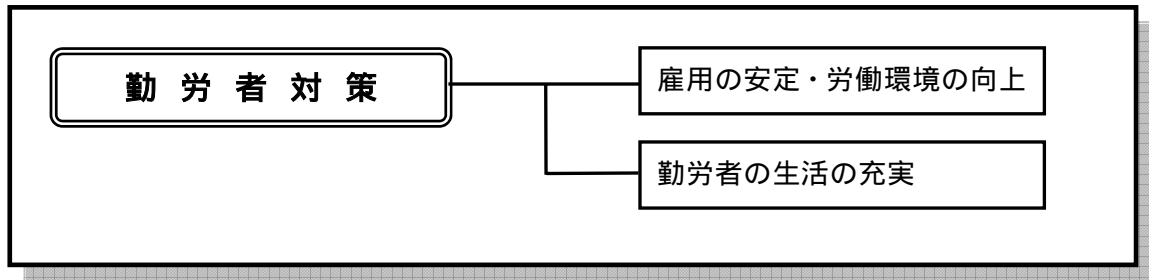
- a 住民主体の地域間交流・国際交流を進めましょう。
- b 地域において相互に文化理解を進め、外国籍住民とともに暮らすむらづくりを進めましょう。

(2) 事業者の立場から

産直やオーナー制度等、ふれあい農業の推進を図り、都市住民と交流を進める中で消費者のニーズの把握に努めましょう。

【数値目標】

項目	単位	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
海外ホームステイ(中学生)	人	延べ 92	延べ 140



【現 状】

本村の平成17（2005）年の就業者数は7,369人で、前回調査の平成12年に比べ若干減少しています。平成18（2006）年の事業所の従業者数は6,272人で、平成13（2001）年に比べ増加しています。

平成20（2008）年秋に発生した米国発の世界的な不況により、上伊那地域の産業は大きな打撃を受け、雇用は深刻な状況となっています。平成22（2010）年7月現在の有効求人倍率は、0.57です。関係機関と連携をとりながら、求人情報の提供や相談を行っています。

勤労者の生活支援、相互のふれあいを図るため勤労者互助会等の団体が組織化されており、村では勤労者互助会へ助成を行っています。

若者の就業の不安定化が進むとともに、長時間労働と短時間労働の割合が高まるなど、二極化が進んでいます。

【課 題】

安定的な雇用の場の創造

若者や女性・高齢者・障がい者・退職者等の就職支援

民間企業における福利厚生の実質促進

生活資金融資制度の利用促進

勤労者互助会の支援

【施策の目標】

企業誘致と起業支援等による新たな雇用創造と再就職支援とともに、労働福祉環境の整備、福利厚生対策の実質等、勤労者の福祉増進を図ります。

【主要施策】

(1) 雇用の安定・労働環境の向上

雇用の創造

- a 土地利用の見直しを図りながら、企業誘致を推進します。
- b 農業を活かした起業化等の取り組みや既存企業の新製品開発、新規事業の立ち上げ等を促進し、新たな雇用の創造を図ります。
- c 福祉や教育等のNPO法人の設立等による新しい職場づくりを支援します。

- d 次世代の地域からの起業化に向けて、地域の産業や手づくりの技術・文化、起業文化等にふれる教育機会の充実を図ります。

就職の支援

- a 急速に進む情報化や経済のソフト化、高度技術化、国際化等に対応し、県の職業訓練施設等と連携し、職業知識や技術の習得機会の充実を図ります。
- b 地域の事業所の紹介に努めるとともに、ハローワーク(公共職業安定所)等と連携した情報提供や相談を行います。

(2) 勤労者の生活の充実

- a 村勤労者互助会へ助成し、勤労者福祉の向上を促進します。
- b 勤労者の生活資金のための勤労者生活資金融資利子補助、保証料補給金、住宅建設利子補助を引続き行います。
- c 高年齢者等雇用促進奨励金制度に基づき、高年齢者・障がい者の就業を支援します。
- d 労働基準監督署や労政事務所等関係機関と連携し、労働相談機能の充実、職場における衛生や安全性の徹底、労働時間の短縮、勤労者福祉施設や融資制度の充実、余暇活動の支援等、労働福祉環境の整備・充実を促進します。

【住民のむらづくり活動】

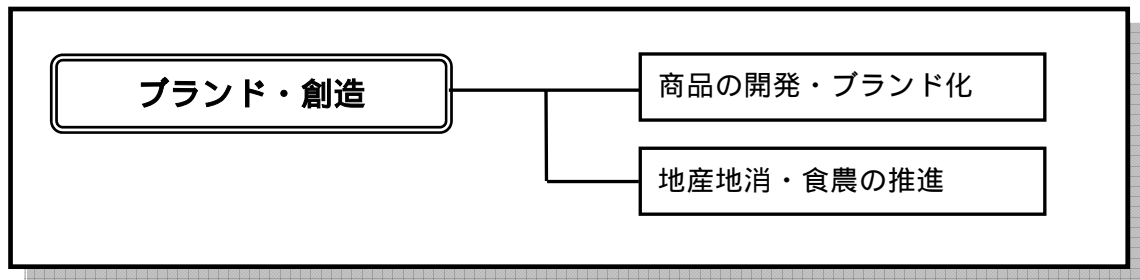
(1) 事業者の立場から

- a 安定的な雇用の確保とともに、労働環境の向上を図りましょう。
- b インターンシップ制度への協力等、若者の職業能力の向上や雇用創造に努めましょう。
- c 取引先や関連企業の設備投資の動向等を把握し、村と連携して企業誘致を進めましょう。
- d 福利厚生の実質促進については、大芝高原等の村内施設を利用しましょう。

(2) 住民の立場から

- a 企業が進出したくなる村を目指し、「南箕輪ブランド」づくりなど、地域の魅力を高めましょう。
- b 友人・知人や関係者からの企業情報の収集に努め、企業誘致活動に協力しましょう。
- c 若者や女性、退職者、高齢者等が連携し、地域資源の発掘を図り、起業による雇用創造を進めましょう。
- d 指定管理者制度を有効活用し、公共施設の管理・運営等のNPO法人の設立を図りましょう。
- e 家庭や地域において、子どもの時から、起業文化にふれる機会を設け、起業意識を育てましょう。
- f 安定的な就労に向けて、生涯学習活動等を通して、時代の変化に対応した職業能力の向上を図りましょう。
- g 村勤労者互助会への加入と、交流等の活動を推進しましょう。
- h より良い労働環境をつくるために、関係法令や各種制度についての知識を深めましょう。

7 ブランド・創造



【現 状】

地域性の醸成と村のイメージアップのため、村シンボルマーク¹⁰⁶・シンボルロゴタイプ¹⁰⁷・イメージキャラクター「まっくん¹⁰⁸」の作成と活用、「景観十選¹⁰⁹」・シンボルカラー¹¹⁰の選定と活用、「みなみみのわのむかしばなし」絵本の発行と活用、村オリジナル年賀はがきの発売等に取り組んできました。

地域農産物直売所の開設により地域農業者の顔がわかる農産物が村内や周辺市町村の消費者に提供されるようになりました。

大芝高原味工房のリニューアルを契機に、パン、おやき、ジェラート、味噌、漬物、黒豆菓子などの製品の人気徐徐に高まりつつあります。

【課 題】

「南箕輪ブランド」の商品開発と生産・販売
商品だけでなく、多方面からのブランド開発
村のオリジナル商品の推奨基準の策定

【施策の目標】

村が持つ魅力を村外に発信し、商品販売や観光に結びつくような村のイメージ形成を図るとともに、「南箕輪ブランド」の高付加価値の商品開発・販売を促進します。

【主要施策】

(1) 商品の開発・ブランド化

地域イメージアップ

- a 景観十選、シンボルマーク、イメージキャラクターを印刷物・パッケージへの使用を促進するとともに、イメージキャラクター「まっくん」グッズ・着ぐるみ作

¹⁰⁶ シンボルマーク：ある団体や活動などを象徴する図案

¹⁰⁷ シンボルロゴタイプ：社名やブランド名の文字を個性的かつ印象を持たれるようにデザインしたもの。

¹⁰⁸ 「まっくん」：村のイメージキャラクター。「まつぼっくりから生まれた赤松の妖精」で、大芝高原の林の中の秘密の家に住んでいる

¹⁰⁹ 「景観十選」：南箕輪村のイメージアップや観光資源として活用していくため、大芝高原、信州大学農学部のユリノキ並木、西天の水田地帯、経ヶ岳、仙丈ヶ岳、わさび畑、新四国霊場、権兵衛峠、殿村八幡宮、天竜川の10か所を選定した

¹¹⁰ シンボルカラー：ある団体や活動などを象徴する色

製等、地域C I活動¹¹¹を推進します。

- b 大芝高原を地域のイメージアップの中心と位置づけ、大芝高原から情報発信を進めます。
- c 個性的な取り組みを推進し、マスコミの報道等を通して、村のイメージアップを図ります。

「南箕輪ブランド商品」の開発

- a 信州大学農学部・企業等の技術・製品を生かしながら、南箕輪村の新しい顔となる商品を検討し、開発・製造・販売を促進する上で、「南箕輪ブランド商品」としての育成を図ります。
- b 農産物や大芝高原味工房の製品の再認識と商品開発を行うとともに、PR・生産・販売方法等もさらに検討を進め、「南箕輪ブランド商品」として育て上げていきます。
- c 商品開発にかかる費用の助成を検討します。

「南箕輪ブランド」発信センターの整備

- a 南箕輪村の知名度をより全国的に広げるため、観光等をPRする組織の設立を検討します。
- b 「南箕輪ブランド商品」に関する、推奨品の基準および推奨マークの策定を進めます。
- c 村ホームページの活用や、大都市へのアンテナショップ出店構想等、南箕輪村の特産品を村外へ広めるとともに、道の駅構想について検討します。

(2) 地産地消・食農の推進

環境保全型農業の研究・促進

- a 環境に優しい地域農業や、健康志向や食品に対する安全性の意識の高まりに対応し、有機栽培や特別栽培等による「南箕輪ブランド」の農産物の特産化を目指した研究の促進を図ります。
- b 完熟堆肥を利用した特別栽培や有機栽培を促進するとともに、遺伝子組換えをしていない、安全な優良品種の種子による栽培を促進します。
- c 安全・安心な農産物の生産を促進するとともに、学校・保育園給食への提供や地域内販売の拡大等、消費の拡大策として地産地消の促進を図ります。

市民農園の整備

村営農センター・上伊那農業協同組合（JA上伊那）・農家による、農地を活用した市民農園の確保・整備を促進します。

【住民のむらづくり活動】

(1) 住民の立場から

- a シンボルマークや「まっくん」グッズの活用、個人ホームページでの紹介等、村の

¹¹¹ 地域C I活動：「C I」は「コミュニティ・アイデンティティ」の略。一般的には地域らしさを象徴するマークやキャラクターを作り、それを活用することを通して、その地域のイメージアップを図ろうとする活動

イメージアップに協力しましょう。

- b 村のイメージキャラクター「まっくん」を活用し、PRしていきましょう。
- c 市民農園等を積極的に活用していきましょう。

(2) 事業者の立場から

- a 「南箕輪ブランド」の商品開発・生産・販売を図りましょう。
- b ホームページでの紹介等、村のイメージアップに協力しましょう。
- c 村のイメージキャラクター「まっくん」を名刺等に利用するなどPRしていきましょう。

第6章 ずく出しプロジェクト

1 子どもすくすくプロジェクト

プロジェクトの柱	重点対策	むらづくり委員会が考える具体的な取り組み
安心子育て 安心して子育てができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談体制の充実 ・村ぐるみの子育て体制の充実 ・子育て中の親のサポート体制づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「すくすくはうす」を活用して、子育てに関する情報発信・交流を進める。また、保育士、ベビーシッター等、有資格者の登録、活用を推進する。 ・子育てサークルの育成を図る。 ・ファミリーサポートセンター事業を通じて世代間交流を図り、「子育て知恵袋」を練り上げていく。 ・乳幼児、低学年児童の一時預り体制の充実を図る。 ・学童保育の充実を図る。
楽しく読もう 幼いうちから読書に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家族で読書に親しむ環境づくりの推進 ・村ぐるみで読書に親しむ雰囲気づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、学校、村図書館、読書サークルと連携しながら親子読書運動を推進する。 ・読書に親しみをもてるような、読書イベントを計画する。（読書感想文コンクール、図書交換会等） ・地区公民館を活用して、出前講座「おはなしむら」を実施する。
みんなで伸びよう 子どもや若者がすくすく成長できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交流の場づくりの推進 ・子どもの交流活動の促進 ・地域の人たちの交流の場づくり ・地域イベントづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な遊び場の確保や公園の活用を図る。 ・休日に学校を開放して、交流の場づくりに活用する。 ・地区公民館を子どもたちに開放して、地域の人たちとの交流を図る。 ・農作業体験、自然体験学習、職業体験や料理教室等の体験活動を推進する。 ・散歩の奨励や通学路のパトロールを通じて、子どもの安全を見守る体制づくりを推進する。 ・わくわくクラブを充実させて、体力や心の向上を図る。 ・自主的な活動をする、子ども会や育成会づくりを進め、子どもや若者が参加できる地域のイベントを作り出す。 ・学校や社会と連携して、小中学生の総合学習を人材や広報の面から支援する。

2 村民いきいきプロジェクト

プロジェクトの柱	重点対策	むらづくり委員会が考える具体的な取り組み
病気になるないための取り組み	(1) 食生活の改善	・「南箕輪村食育推進計画」に基づいて、各種検診時や小中学校での総合学習を利用して、保健師及び栄養士が食育について指導する。
	(2) 運動不足の解消	・各地区の「すこやか係」を中心として、ウォーキングや体操などの運動を実施する。 * 「すこやか係」…住民の健康などに関することについて行政と協力しながら、地域全体の健康増進を図るための係。
	(3) 心のケア(ストレスの蓄積によりうつ病に進展)	・大芝の森のセラピーロードを利用し、ウォーキング等することで、心の癒し効果を図っていく。
	(4) 感染症の予防	・各種検診時や小中学校での総合学習を利用して、保健師が「うがい」「手洗い」「マスクの励行」について指導する。また、住民に対して、感染症等の対策・啓発を行う。
健診の充実とアフターケア	(1) 検診受診率の向上	・各地区の「すこやか係」を中心として検診のPRを行う。 ・働く人のために、夜間診断や休日検診を実施する。 ・中小企業の検診率を向上するため、行政が会社へ検診の必要性の指導を行い、併せて商工会との連携により健康事業者の斡旋を行う。 ・人が集まる場所を利用して、検診の必要性をPRする。
	(2) 再検診の促進	・個別健康教室を取り入れ、運動指導士と連携して指導をする。 ・再検診を受けるよう勧める。
	(3) 生活習慣病、ハイリスク者の改善	・各地区の「すこやか係」と地区社会福祉協議会等が協働して、健康の大切さや医療費の抑制のために、地区公民館で講座の開催、研修会、交流会を行う。
地域コミュニティの活性化 (地域での子育て支援・障がい者・高齢者支援)	(1) 身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者等の自立支援	・在宅生活を可能にするためや地域住民の意識の共有化を図るため、地区公民館で地区社会福祉協議会と「すこやか係」が連携して障がい者と健常者との交流事業を行う。 ・障がいのある人も家庭や地域でともに生活ができるよう地域支援を推進する。
	(2) 高齢者の自立支援のための受け皿づくり	・「南箕輪村老人福祉計画」に基づいて在宅福祉サービスや生活支援サービスを充実させる。

(3) 一人世帯者の生活支援と健康管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と地区社会福祉協議会、地区役員と連携した中で見守っていく。 ・隣組や近所の方が、ごみ出し・ふ役・雪かき等を手伝う。
(4) 在宅介護の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者のリフレッシュを兼ねて交流会を開催する。
(5) ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の社会福祉協議会の活動を通じてボランティアを育成する。
(6) 孤独な高齢者への対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所を含めた地域での見守りを行う。 ・各地区で、高齢者と園児・児童との交流を実施する。
(7) 核家族の育児不安解消対策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援教育相談室やファミリーサポートセンター事業を活用する。

3 地域コミュニティ再生プロジェクト

プロジェクトの柱	重点対策	むらづくり委員会が考える具体的な取り組み
協働のむらづくりのためのルール作り	むらづくり条例制定に向けての検討	<p>村(行政)の全事務事業について、点検評価シートで「住民(村民)自らの努力で行う業務」、「地区や団体に共に助け合っで行う業務」、「村(行政)が行う業務」を分類する。</p> <p>他の市町村や民間の例を参考にし、むらづくりの指針を作る。</p> <p>指針を基に、「自助・共助・公助」を基本とした役割分担の明確化、個人、地区協議会(仮称)、団体、村(行政)の責務等を明らかにしたむらづくり条例を作る。</p>
協働のむらづくりを実践する組織づくり	住民(村民)と村(行政)の役割分担を担う村民主体の地区・組織づくりの検討	<p>～ 役割分担の基本理念 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村(行政)の業務を個人、地域自体に肩代わりするものでなく、個人、地域、団体の持つ能力を自主的に発揮し、やりがい、生きがい、夢や希望、誇りを持ってその任務を遂行するような方策を持って行うこと。 ・ 村長は、個人や地域・団体等の組織が活発な活動を誘発するべくその権限や財源、人材などの支援の枠組みを作ること。 ・ 住民(村民)、地区や団体は、組織のビジョンを持ち、制度・政策形成に参画し、また、事業・業務の実施に参加する両面を持ち協働の立場を保持すること。 ・ 住民(村民)主体の村(行政)の遂行は情報の公開が大切である。地区組織と村(行政)、地区組織と住民(村民)、村(行政)と団体のパイプを太く多くの情報がキャッチボールされるよう情報をセレクトすることなく公開していくこと。

テーマ	柱	重点対策	むらづくり委員会が考える具体的な取り組み
森林	経ヶ岳の整備	(1) 植樹・登山道整備・砂防工事の推進	・当村のシンボルでもある経ヶ岳を、人の集まる憩いの場とするため、ボランティアや経ヶ岳登山愛好会等を組織して登山口周辺の植樹や登山道の整備を行う。また、貴重な水資源と森林資源を保全するため適正な維持管理の体制づくりを進める。
	大芝高原の充実	(1) 癒しの森としての森林整備 (2) 憩いの場や、健康づくりの場としての整備、充実	・癒しの場、憩いの場、健康づくりの場として、森林セラピーロードを始め大芝高原全体が活用できるメニューづくりや、森林を案内できるスタッフの育成を図る。また、村の貴重な財産として、末永く守り育てる意識の高揚を図る。
	里山・神社林の整備（河岸段丘含む）	(1) 憩いの場、子供の学習の場づくり (2) 森林整備による水資源保全とかん養 (3) 防災、防犯対策	・かつては里山として親しまれてきた各地域に残る平地林等を、森林づくり県民税活用事業である「里山整備事業」により間伐を行い、森林が荒廃しないよう計画的に整備する。 ・水資源の保全とかん養を図るとともに、地域の憩いの場や子どもの学習の場として活用し、地域の大切な財産として平地林等を守り育てていく。
水	河川の整備と充実	(1) 大泉所ダム周辺の整備 (2) 河川・水路の整備と活用	・大泉所ダム周辺を植栽等により整備し、憩いの場とするとともに、水源として保全し適正な維持管理を図る。 ・河川・水路の改修整備にあたっては、自然環境・景観に配慮しつつ、潤いのある親水空間として活用を図る。 ・里親（アダプト）制度などを導入し地域住民と協働で適正な管理を図る。
	湧き水の保全と活用	(1) 河岸段丘の水源の保全	・古くから生活に利用されてきた湧水を見直し、緊急時の水の確保や親水空間として活用し、源流地帯の森林の保全・育成に努める。
農地と景観	西天水田・西部畑地の活用	(1) 集落営農化で農業の活性化 (2) 農地の保全と後継者対策	・生産性の高い優良農地の保全に努め、集落営農の推進など農地利用の集積と農地の流動化を促進し、担い手の育成を図る。また、遊休農地の活用などによる農地の荒廃防止に努める。
	景観の保全と活用	(1) 景観を活かした健康づくりの場や憩いの場の整備 (2) 史跡等の保全整備	・西天水田地帯の美しい景観を保全しつつ、この景観を活かし、健康づくりや憩いの場として活用する。 ・史跡等を含む周辺の美しい景観を保全し、観光等と結びつけながら活用を図る。

生活環境	自然にやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民全員による資源循環再利用の促進（化石燃料対策・薪・堆肥） (2) 生ごみ対策 (3) 資源ゴミの細分化とリユース化 (4) 不法投棄防止対策 (5) 地球温暖化防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別の徹底とリサイクル意識の高揚、不法投棄防止など、住民の意識改革を図るため、あらゆる媒体を使って啓発を行う。また、清掃ボランティア活動など、地域で協力して行う美化活動などの取り組みを推進する。 ・省エネルギーの徹底や住宅用新エネルギー施設の普及推進により、地球温暖化防止対策に取り組む。
------	--------------	--	---

5 「南箕輪ブランド」創造プロジェクト

プロジェクトの柱	重点対策	むらづくり委員会が考える具体的な取り組み
みなみみのわ 産業活性化	(1) 全村一農場システムの構築	・営農センターを中心に地域営農組織への支援を行い、農業の効率アップ、農業後継者育成、遊休農地の有効利用等を目指すため、全村一農場システムを推進する。
	(2) 土地の再生	・農地・商工業地・自然地帯の線引きを明確にし、虫食いのような乱開発を防ぎ、森林地帯、飛地の自然を生かした土地利用を計画的に進める。
	(3) 上農、信大、農林業者、商工業者とのクラスター形成	・産学官や金融機関などの多様な人的なネットワークにより、新技術や新商品を開発し新事業を生み出す。
	(4) 企業誘致の推進	・環境に配慮した企業用地を確保し、地域に密着した特色ある地名などをつける。また、企業誘致により雇用促進や地域の活性化、さらには村の財政基盤の確立を目指す。
	(5) 後継者の育成	・全村をあげて、各業種の後継者のための支援を行う。例として、同じ課題のあるメンバーを集め、交流会・ビジネスコンサル等の集会を開催し、生産及び販売など、村内で生活が確保できる業態を作り出す。
みなみみのわ 特産品の推進	(1) 村のオリジナル商品の開発とブランド化	・大芝高原味工房や村内のイベントとの連携によりオリジナル商品の開発を進め、既存商品とともにブランド化を目指す。
	(2) アンテナショップ等の検討	・インターネットの利用やアンテナショップ構想により、南箕輪村の特産品及び加工品を村外へ拡げていく。
集まれ！みなみみのわ	(1) 道の駅の検討	・行きたい、寄りたい、そこにいたい、多くの人が集り、人事交流の促進、経済効果の活性化が図れるような施設の誘致等について検討する。
	(2) 村内施設への誘導	・村統一デザイン看板など、公共施設及び観光施設が村内外から見て分かりやすく又利用しやすくなる案内を設け、効率の良い運用を行う。
環境・健康・食育	(1) 循環型システムの策定と具体化の推進	・農家と消費者が協力して地域循環システムを創り、有機資源のリサイクルを図ることで、自然環境の改善と健康な食生活を生み出し、自然と人間の永続的な共存を図る。併せて、環境、人にやさしい有機栽培や特別栽培を推進する。
	(2) 地産地消の推進	・村内の循環型社会を目的に、村で栽培した安心な農産物を村内公共施設や村民で消費できる体制づくりを進め、生産者と消費者の交流を深め食育向上を推進する。
	(3) 市民農園の導入	・遊休農地を含め、農地の利活用と有機減農薬栽培の指導等により安全安心な野菜作りを進め、農業者と市民農園利用者及び利用者同士の交流を深める。
大芝高原ドリーム	(1) 大芝高原周辺の有効活用	・大芝高原周辺を観光・スポーツ・健康・グリーンツーリズム・ヘルスツーリズム等幅広く通年・有効利用ができる場所にする。また、大芝高原に村民や観光客がリピートで訪れるよう企画を立案する。

資料

むらづくり委員会名簿

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	唐 澤 俊 男	村長指名
会長代理	池 田 輝 夫	公 募
【新たなコミュニティ組織づくり部会】		
部 会 長	白 鳥 嘉 文	村長指名
部会長代理	中 川 博 夫	村長指名
	征 矢 元 幸	区 推 薦
	征 矢 俊 彦	村長指名
	須 田 修 也	村長指名
	原 浩	区 推 薦
	宮 崎 邦 俊	区 推 薦
	小 池 悟	区 推 薦
	唐 澤 俊 男	会 長
	松 澤 哲 志	公募（～H21年3月）
【行政評価部会】		
部 会 長	小 森 博 人	区 推 薦
部会長代理	両 角 忠 幸	区 推 薦
	向 山 實 直	区 推 薦
	松 本 德 弥	村長指名
	池 田 輝 夫	会長代理
	高 木 能 成	区 推 薦
	村 上 貴 昭	村長指名（～H22年3月）
	原 富 男	公 募
	城 田 美 千 代	区 推 薦
	井 磧 彰	区 推 薦
【第4次総合計画検証・検討部会】		
部 会 長	足 立 芳 夫	区 推 薦
部会長代理	今 井 純	村長指名
	井 口 篤	区 推 薦
	海 沼 敬 雄	村長指名
	小 林 美 登 里	区 推 薦
	柴 田 多 文	村長指名
	千 菊 夫	村長指名
	細 野 結 美 子	村長指名
	丸 山 律 子	区 推 薦
	堀 友 和	村長指名

平成21年12月4日

南箕輪村長 唐木 一直 様

南箕輪村むらづくり委員会
会長 唐澤 俊 男

平成19年度行政評価事務事業評価結果報告書について

平成19年度行政評価事務事業評価結果について報告をいたします。

平成22年6月7日

南箕輪村長 唐木 一直 様

むらづくり委員会
会長 唐澤 俊 男

「住民参加による新たなコミュニティづくり」についての中間答申について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

中間答申書 1部

平成22年12月21日

南箕輪村長 唐木 一直 様

むらづくり委員会
会長 唐澤 俊男

中間報告について

このことにつきまして、むらづくり委員会は3月に最終答申として提出致しますが、各部会で調整中であり報告書として提出いたしますので、新年度施策に反映できるものは活かして頂きたく報告いたします。

なお、平成20年度行政評価結果報告に対する村の考え方等につきましては、平成22年度末までにお示しいただきたくお願い申し上げます。

記

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 . 平成 20 年度行政評価事務事業評価結果報告書 | 1 部 |
| 平成 20 年度行政評価事務事業一覧表(別紙 1) | 1 部 |
| 平成 20 年度行政評価事務事業一覧表及び評価結果(別紙) | 1 部 |
| 2 . 第 4 次総合計画基本計画 | 1 部 |

以上

平成23年 3月29日

南箕輪村長 唐木 一直 様

南箕輪村むらづくり委員会
会 長 唐 澤 俊 男

答申書

このことにつきまして、下記のとおり答申いたします。

記

答申書 1部

- (新たなコミュニティ組織について)
- (行政評価事務事業評価結果報告書)
- (第4次総合計画後期基本計画について)

以上

むらづくり委員会活動記録

< 答申・報告 >

期 日	内 容
21年12月4日	報告（平成19年度行政評価事務事業評価結果報告書）
22年6月7日	中間答申（「住民参加型による新たなコミュニティづくり」について）
22年12月21日	中間報告（平成20年度行政評価事務事業評価結果報告書・第4次総合計画基本計画）
23年3月29日	最終答申

< 全体会 >

期 日	内 容
20年5月8日	【第1回】委員会の運営について
5月30日	【第2回】部会構成について
12月8日	【第3回】各部会の状況について
21年10月5日	【第4回】各部会の状況について
22年6月7日	【第5回】新たなコミュニティ組織づくり中間答申について
12月13日	【第6回】各部会の状況について
23年3月29日	【第7回】最終答申の確認、答申

< 運営委員会 >

期 日	内 容
20年7月9日	【第1回】部会の運営状況と今後の日程について
8月25日	【第2回】地域活動支援事業補助金について
11月17日	【第3回】各部会の状況について
21年4月15日	【第4回】各部会の状況について
9月7日	【第5回】各部会の状況について
22年5月24日	【第6回】新たなコミュニティ組織づくり中間答申について
12月6日	【第7回】H20行政評価事務事業評価結果報告について 第4次総合計画後期基本計画について
23年3月25日	【第8回】最終答申について

< 新たなコミュニティ組織づくり部会 >

期 日	内 容
20年5月30日	【第1回】正副部会長の選出
6月23日	【第2回】コミュニティ組織づくりについて
7月28日	【第3回】コミュニティ組織づくりについて
8月29日	【第4回】コミュニティ組織づくりについて
9月29日	【第5回】コミュニティ組織づくりについて
10月27日	【第6回】コミュニティ組織づくりについて
11月25日	【第7回】コミュニティ組織づくりについて
12月16日	【第8回】コミュニティ組織づくりについて
21年1月26日	【第9回】コミュニティ組織づくりについて 南殿区自主防災会の組織づくりについて
2月23日	区長会と新たなコミュニティ組織づくり部会との懇談
3月30日	【第10回】コミュニティ組織づくりについて
4月20日	【第11回】新たなコミュニティ組織づくりについて 区長会との懇談会のまとめ
5月25日	【第12回】新たなコミュニティ組織づくりについて
6月29日	各区新旧衛生部との懇談会
7月27日	【第13回】新たなコミュニティ組織づくりについて
8月31日	【第14回】新たなコミュニティ組織づくりについて
9月30日	【第15回】新たなコミュニティ組織づくりについて
10月26日	【第16回】新たなコミュニティ組織づくりについて
11月30日	【第17回】新たなコミュニティ組織づくりについて
22年1月8日	【第18回】新たなコミュニティ組織づくりについて
1月20～2月20	各区説明会開催（全12地区 参加人員約240名）
2月22日	【第19回】新たなコミュニティ組織づくりについて
3月29日	【第20回】新たなコミュニティ組織づくりの中間答申について

期 日	内 容
4月26日	【第21回部会】新たなコミュニティ組織づくり中間答申について
5月24日	運営委員会 中間答申書の確認
6月7日	むらづくり委員会全体会 中間答申書の確認及び村長へ答申
6月14日	理事者・管理職との懇談会
6月28日	【第22回部会】住民アンケート結果と今後の対応について
7月26日	【第23回部会】 「住民参加による新たなコミュニティづくり」中間答申について（副 村長から）
8月30日	【第24回部会】最終答申に向けた今後の対応について
9月 6日	村長との懇談（会長、正副部会長） 中間答申に対する村の考え方の確認
10月18日	【第25回部会】行政地区懇談会の対応について
10月25日	【第26回部会】最終答申の方向付けについて
11月29日	【第27回部会】最終答申について
23年1月31日	【第28回部会】最終答申について
2月28日	【第29回部会】最終答申について

< 行政評価部会 >

期 日	内 容
20年5月30日	【第1回】正副部会長の選出
6月27日	【第2回】部会の今後の進め方について
7月25日	【第3回】環境緑化事業・凍霜害等農業災害調査関係事務・南箕輪村地域とも補償事業・りんごオーナー事業支援業務を行政評価
8月26日	【第4回】農村青年倶楽部事務局事務・行者にんにく研究会業務・へい獣処理補助事業業務・堆肥生産組合支援業務・家畜事故防止協議会事務を行政評価
9月26日	【第5回】農業経営者協議会事務・大泉北原集団化事業業務・西部南箕輪土地改良区施設管理事業・西部南箕輪土地改良区事務を行政評価。
10月24日	【第6回】今後行政評価する事務事業について、再度協議し32事業を選定。
11月28日	【第7回】人材育成事務・防犯灯施設整備事業・常備消防事務・交通安全協会事務を行政評価。
21年1月23日	【第8回】文書事務・組外世帯広報紙配布事業・まっくんバス運行委託事業・総合交通対策を行政評価
2月27日	【第9回】社会福祉協議会関係事務・介護保険認定調査関係事務・敬老祝い金事務・福祉タクシー事務を行政評価
3月27日	【第10回】障害者自立支援給付に関する事業・母子家庭等高校通学費補助事務・赤十字奉仕団・赤十字活動・地球温暖化対策事業を行政評価
4月24日	【第11回】伊北環境行政組合・上伊那広域業務、し尿処理業務、家庭雑排水業務、入札契約事務
5月22日	【第12回】公共施設状況調査事務、滞納処分事務、林業振興事業、生産森林組合事業
6月26日	【第13回】家畜個体識別システム業務、企業誘致推進プロジェクトチーム事業、大芝高原まつり事業、道水路維持管理業務
7月24日	【第14回】地区計画に基づく村単道水路改良事業、村計画に基づく村単道水路整備事業、都市計画見直し業務、スクールバス運行事業
8月22日	【第15回】評価結果と今後の進め方について
9月25日	【第16回】行政評価について
10月23日	【第17回】行政評価について
11月27日	【第18回】訴訟・法律相談業務、花いっぱい運動推進事務、南箕輪らしさ追求プロジェクト、地区3か年実施計画事務

期 日	内 容
12月4日	平成19年度行政評価事務事業評価結果報告書の提出 (44事務事業の評価)
22年1月22日	【第19回】むらづくり委員会事務、広聴事務、メール配信・管理事務、 有線放送広報業務
2月26日	【第20回】特定健診・指導事業、骨健診、新エネルギーの導入の推進、 廃棄物処理業務、環境保全・自然保護業務
3月26日	【第21回】福祉入浴券交付事業、福祉タクシー券事務、障害者生きが いセンターへの通所決定・補助金交付事務、滞納処分事務
4月23日	【第22回】ふるさと納税事務、森林セラピー推進事業、国庫補助工事 設計及び施工管理業務(公共・農集)の評価
5月28日	【第23回】人材育成派遣事業、大芝公園管理事務、埋蔵文化財保護事 業、村指定文化財保護事業の評価
6月18日	【第24回】スクールバス運行事業、公民館管理・運営事業、図書館貸 出事業、監査事務の評価
7月23日	【第25回】中山間地域直接支払事務事業、南信農業共済、輪の会事務、 村単独水路改修事業の評価
8月27日	【第26回】行政改革推進事務、北殿トイレ・駐輪場管理事務、社会福 祉協議会事業委託関係事務の評価
9月24日	【第27回】行政評価のまとめについて
10月22日	【第28回】行政評価結果報告について
23年1月21日	【第29回】反省点と今後の提言
3月 1日	【第30回】平成20年度事務事業評価に対する検討結果について

< 第4次総合計画検証・検討部会 >

期 日	内 容
20年5月30日	【第1回】正副部会長の選出
6月26日	【第2回】第1章 心豊かな人づくりのむら
7月15日	【第3回】第2章 互いに支えあう、健やかなむら
8月19日	【第4回】第3章 力を合わせ、未来を拓くむら
9月 9日	【第5回】第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら
9月30日	【第6回】第5章 活気に満ちたにぎわいのむら
10月21日	【第7回】第6章 ずく出しプロジェクト
11月14日	【第8回】第4次総合計画の検証についてのまとめ及び課題について
21年3月24日	【第9回】第1章 心豊かな人づくりのむら
4月14日	【第10回】第1章 心豊かな人づくりのむら
5月12日	【第11回】第2章 互いに支えあう健やかなむら
6月9日	【第12回】第2章 互いに支えあう健やかなむら
7月14日	【第13回】第3章 力を合わせ、未来を拓くむら 新たなコミュニティ組織づくり部会からの状況報告
8月11日	【第14回】第3章 力を合わせ、未来を拓くむら
9月15日	【第15回】第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら
10月20日	【第16回】第5章 活気に満ちたにぎわいのむら
11月10日	【第17回】第5章 活気に満ちたにぎわいのむら
12月8日	【第18回】第5章 活気に満ちたにぎわいのむら
22年1月13日	【第19回】第1章 心豊かな人づくりのむら 前期基本計画の変更点等の見直し及び確認作業
2月9日	【第20回】 第1章 心豊かな人づくりの村 ~ 第2章 互いに支えあう健やかなむら ~
3月16日	【第21回】 第2章 互いに支えあう健やかなむら ~ 第2章 互いに支えあう健やかなむら ~

期 日	内 容
4月20日	【第22回】 第2章 互いに支え合う、健やかなむら ~ 第3章 力を合わせ、未来を拓くむら ~
5月18日	【第23回】第3章 互いに支えあう健やかなむら ~ ・ ~
6月22日	【第24回】 第3章 互いに支えあう健やかなむら ~ 第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせる ~
7月20日	【第25回】 第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら ~ ・ ~
8月24日	【第26回】 第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせるむら ~ 第5章 活気に満ちたにぎわいのむら ~
9月14日	【第27回】第5章 活気に満ちたにぎわいのむら ~ ・ ~
10月19日	【第28回】 第5章 活気に満ちたにぎわいのむら ~ 第1章 心豊かな人づくりのむら 第2章 互いに支え合う、健やかなむら
11月9日	【第29回】 第3章 互いに支えあう健やかなむら 第4章 自然と共に、安心・快適に暮らせる 第5章 活気に満ちたにぎわいのむら
23年1月18日	【第30回】第6章 ずく出しプロジェクト
2月22日	【第31回】第6章 ずく出しプロジェクト

南箕輪村第4次総合計画

発行日 / 平成23年7月

編集・発行 / 南箕輪村 総務課

〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1

Tel : 0265-72-2104(代表) Fax : 0265-73-9799

<http://www.vill.minaminowa.nagano.jp>